

2014年度海外制度調査

ビジネス法規ガイドブック (インドネシア)

2015年2月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ビジネス情報サービス課

ジャカルタ事務所

【免責条項】.....

本ガイドブックは、日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス課が長島・大野・常松法律事務所 福井信雄弁護士、前川陽一弁護士に調査を委託して取りまとめたものですが、本書の既述、所見、結論および提言は必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。

本ガイドブックで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本ガイドブックで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

.....

目次

第一部	インドネシアの主要なビジネス法規の概要	1
I.	外資による進出法規制	1
1.	投資法（2007年第25号）	1
2.	投資に関する政令（1994年第20号）	1
3.	閉鎖されている事業分野および条件付きで開放されている事業分野の一覧に関する大統領令（2014年第39号）	2
4.	投資許認可および許認可以外にかかるガイドラインおよび手続きに関する投資調整庁長官規則（2013年第5号）ならびに2013年第5号の改正に関する投資調整庁長官規則（2013年第12号）	3
II.	企業活動に関連する法規制	4
1.	会社法（2007年第40号）	4
2.	労働法（2003年第13号）	14
3.	独占禁止法（1999年第5号）	23
4.	知的財産法制（著作権法、特許権法、商標法、意匠法、営業秘密法）	25
III.	不動産に関連する法規制	30
1.	土地基本法（1960年第5号）	30
2.	抵当権法（1996年第4号）	32
3.	不動産開発事業に関連する法規制	32
IV.	商取引に関連する法規制	33
1.	民法（1847年）	33
2.	商法（1847年）	35
3.	破産法（2004年第37号）	36
4.	消費者保護法（1999年第8号）	38
5.	外国為替管理	40
V.	金融取引に関連する法規制	42
1.	銀行業規制	42
2.	保険業規制	42
3.	ノンバンク業規制	43

VI. 贈収賄に関連する法規制	45
1. 贈収賄法（1980年第11号）	45
2. 汚職撲滅法（1999年第31号）	45
VII. 紛争解決に関連する法規制	47
1. 民事手続法（1941年）	47
2. 仲裁法（1999年第30号）	50
VIII. 税務に関連する法規制	52
1. 法人税、源泉税、VAT	52
2. 日伊租税条約	52
3. 通関制度	53
4. 税務裁判制度	53
IX. その他重要なビジネス法関連規制	55
1. 環境保護法（2009年第32号）	55
2. 言語法（2009年第24号）	55
3. 通貨法（2011年第7号）	56
第二部 事例に基づいた解説（Q&A形式）	57
(事例1) インドネシアで事業を行いたい、どのような進出の手法があるか。また、どのような基準で進出の手法を選択すればよいか。	57
(事例2) インドネシアの日系製造子会社の買収を検討している。買収の一般的な手続きの流れについて説明して欲しい。	60
(事例3) インドネシアで追加の設備投資を考えている。親会社による増資または融資による資金調達を検討しているが、それぞれの資金調達方法についてどのような点に注意する必要があるか。	63
(事例4) インドネシア国内で地場の銀行からの借入によりルピアの調達を検討している。銀行から担保提供を求められているところ、どのような資産を担保に供することができるか。また、海外の銀行からの借入の場合は提供できる担保の種類に違いがあるか。	66
(事例5) 工場の生産ラインに就かせる従業員を正社員以外の雇用形態で集めたい。どのような雇用形態が可能か。	68

- (事例 6) 現地子会社の経理を任せていた従業員（正社員）が過去 3 年間にわたって総額約 1,000 万円の横領を働いていたことが親会社の内部監査により判明した。この従業員を直ちに懲戒解雇することはインドネシアの労働法上問題ないか。 70
- (事例 7) 日本の親会社が保有しているインドネシアの現地子会社の株式を、シンガポールのアジア統括会社に移したい。その旨インドネシアの現地子会社内で公表したところ、複数の従業員から割増し退職金の支払いを要求された。法律上、応じる義務があるのか。 73
- (事例 8) 労働組合が賃上げと労働環境の改善を求めてストライキを起こし、会社の出入口を封鎖している。会社はどのように対処すべきか。また、労働組合のストライキに対して会社はどのような対抗策が認められるか。 76
- (事例 9) 自社の商標を流用した自社製品の模倣品がインドネシアの一部地域で出回っていることが判明した。この流通を差し止めるためにはどのような手段を採ることが考えられるか。 78
- (事例 10) インドネシアで保税工場のライセンスを取得して国外輸出用の製品を製造してきたが、今般インドネシア国内での当該製品の需要増加に伴い、国内販売量が国外輸出量を上回る事態に至った。この場合、どのような対応策を採る必要があるか。 80
- (事例 11) インドネシアの取引先に 80 万米ドル相当の建設重機の販売を予定している。相手方は 3 カ月毎の計 4 回の割賦払いでの決済を申し入れてきているが、その場合、どのような手法で債権保全を図ることが考えられるか。 82
- (事例 12) 日本の親会社から現地子会社へ親子ローンを提供するに際して、現地子会社の財務状況が良くないことから無利息での貸付を検討している。法律上または税務上何か問題があるか。 84
- (事例 13) あるインドネシアの国営企業から政府調達案件の入札を行う旨の通知があった。当該国営企業の職員から現地子会社にコンタクトがあり、落札させる見返りに入札額の 1%を支払う旨の要求があった。この申し出を受けた場合に、どのような法律上の問題が生じるか。 86
- (事例 14) インドネシアで製造する自社製品に構造上の欠陥があることが判明し、一定時間以上稼働を続けると部分的に高熱を帯びるといったクレームが複数寄せられている。どのような対応を採る必要があるか。 88

- (事例 15) インドネシアの現地子会社の収益を日本に環流させたい。配当で吸い上げる場合に必要手続きおよび、配当以外にロイヤリティや技術支援料等で吸い上げる場合の問題点があれば説明してほしい。 90
- (事例 16) インドネシアの取引先が債務超過に陥り破産申立を行った旨の通知を受領した。当該取引先には 20 万米ドル相当の売掛債権を有している。(i)取引先に対して 10 万米ドルの買掛債務を負っている場合、(ii)取引先の不動産に抵当権を設定している場合、それぞれどのような債権回収が可能か。 .. 93
- (事例 17) インドネシアの現地子会社の業績悪化に伴い撤退を検討している。どのような手続きが必要か説明してほしい。 95
- (事例 18) 製造業で進出した現地子会社が行える商流と、提供可能な役務について教えて欲しい。 97
- (事例 19) インドネシアで外国人が就労する際の留意点について教えて欲しい。 .. 99
- (事例 20) インドネシアに拠点を持たない日本企業がインドネシアの現地法人に対して IT 関連サービス業務（設備建設業務、コンサルティング業務、運用サポート業務）を提供することは法律上可能か。 101

第一部 インドネシアの主要なビジネス法規の概要

I. 外資による進出法規制

1. 投資法（2007年第25号）¹

投資法は、インドネシアに対する外国企業による投資活動を規定する最上位の法令である。

投資法上、インドネシアにおいて営利目的の事業を行おうとする場合には、原則として、インドネシアにおいて設立されかつインドネシアに本拠をもつインドネシア会社法上の株式会社（Perseroan Terbatas）を通してなされなければならないとされており²、かかる外国資本により設立された株式会社を「外国資本企業（Penanaman Modal Asing：PMA企業）」と呼ぶ。このルールは外国資本によるインドネシア国内でのあらゆる営利目的の事業活動に適用され、外国資本が単独で営利目的の事業を行う場合（ただし、1人株主の株式会社は認められない。）でも、国内企業と合弁で行う場合でも、同様に株式会社を通して行わなければならない。

PMA企業を設立する際にまず行わなければならない法的手続きは、投資調整庁（Badan Koordinasi Penanaman Modal：BKPM）に対して投資基本許可申請を行い、投資基本許可を取得することである（なお、石油、ガスおよび金融などの一部の業種については、所管の行政庁が異なる）。このBKPMとは、投資分野の許認可と相談業務を行うインドネシア大統領直属の政府機関として1973年に設置された機関である。BKPMへの投資基本許可申請に際しては、想定している業種について関連法令上どのような制限が設けられているかを確認する必要があるが、法令の記載からだけでは必ずしも明確でない場合も多く、通常はBKPM窓口の担当官に相談しながら投資基本許可申請を準備することになる。また、より確実な見解を取得するために、BKPMから書面により規制業種か否かに関する見解を取得することも可能である。なお、BKPMは、日本事務所を東京に開設している³。

2. 投資に関する政令（1994年第20号）⁴

外国資本100%による会社設立が認められる場合であっても、事業開始の日から15年以内に資本の一部をインドネシア人または内国資本であるインドネシア法人に譲渡することが義務付けられている「15年ルール」および「ダイベストメント義務」がある。

¹ 原文（PDF）：<http://www.bi.go.id/id/tentang-bi/uu-bi/Documents/UU25Tahun2007PenanamanModal.pdf>

英訳（PDF）：http://www.bkpm.go.id/img/Investment_Law_Number_25-2007.pdf

² 「インドネシアにおいて営利目的の事業を行おうとする場合」というのは、具体的にはインドネシア国内で事業活動を行う必要がある場合と考えると理解がしやすい。従って、例えば、インドネシアの取引先に対して自社製品を輸出販売するという場合に、日本国内での引渡しにしてインドネシア側で必要となる輸入手続・販売手続についてはインドネシアの取引先が行うというビジネスモデルであれば、インドネシアでの現地法人の設立は必ずしも必要ない。

³ BKPM ウェブサイト <http://www.bkpm-jpn.com/>

⁴ 原文（PDF）：<http://www.minerba.esdm.go.id/library/sijh/pp-20-1994.pdf>

英訳：http://www.bkpm.go.id/file_uploaded/lawreg.php.htm

和訳：<http://www.bkpm-jpn.com/199420.html>

2001年第83号による改正（原文）：<http://www.kemendag.go.id/files/regulasi/2001/12/PP83.htm>

本政令の制定後に投資法が成立し、業種によっては無条件で外国資本100%による会社設立が認められることとなったが、投資許認可および許認可以外にかかるガイドラインおよび手続きに関する投資調整庁長官規則（2013年第5号）は、過去に課されたダイベストメント義務が現在も引き続き有効である旨規定している。

ダイベストメント義務を直ちに履行することが難しい事情がある場合には、BKPMに期限の延長申請をすることで最大2年の猶予が認められる。明文の規定はないものの、会社の経営状態が悪くて株式の引受先を見つけるのが困難であることや、特定の譲渡先との間で譲渡価格の交渉が続いておりダイベストメント義務の履行期限を超過したことなど、期限延長の具体的な理由を説明する必要がある。

3. 閉鎖されている事業分野および条件付きで開放されている事業分野の一覧に関する大統領令（2014年第39号）⁵

業種によって、外国資本が投資できるか、投資可能な場合の出資比率その他の制限があるかについては、ネガティブリストと呼ばれる規制業種一覧が大統領令において規定されている。現行のネガティブリストは大統領令2014年第39号において定められたもので（以下、「新ネガティブリスト」という。）、これは旧版である大統領令2010年第36号（以下、「旧ネガティブリスト」という。）を全面改正する形で制定された。この改正により、例えば、官民パートナーシップ（Public-Private Partnership:PPP）のスキームによる10メガワット超の発電所については100%外国資本に開放されることとなり（旧ネガティブリスト下では上限95%）、従前は投資が閉鎖されていた鉄道駅等陸運ターミナル施設の建設業への出資が49%を上限として認められることとなったほか、製菓業への外国資本出資割合の上限は85%（同75%）、ベンチャーキャピタル業は85%（同80%）に引き上げられた。他方で、旧ネガティブリストでは規制の対象となっていなかった流通業（卸売業）および倉庫業の外国資本出資割合が33%に制限され、また以前から外国資本には原則閉鎖されていた小売業のなかにインターネットを利用した小売（いわゆるe-コマース）も含まれることが明記された。なお、ネガティブリストに記載のない業種については原則100%外国資本による出資が可能と解されており⁶、また、新ネガティブリストの施行前に出資された外国資本については、改正後も旧ネガティブリストに基づく出資比率を維持することができる。

⁵ 原文（PDF）：http://www.bkpm.go.id/img/file/Peraturan/PP%2039_2014%20Full.pdf

英訳（PDF）：<http://www.bkpm.go.id/img/Presidential%20Regulation%2039%20year%202014.pdf>

和訳（PDF）：http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest_02/pdfs/indonesia_kitei.pdf
http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest_02/pdfs/indonesia_list.pdf

⁶ ただし、自社が投資を検討している事業がネガティブリスト上の規制業種に該当するかどうかは、ネガティブリストの記載だけでは必ずしも明確でない場合が多く、実務的には投資を検討している業種が規制業種に該当するか否かについて投資調整庁（BKPM）の見解を事前に確認することが望ましい。

4. 投資許認可および許認可以外にかかるガイドラインおよび手続きに関する投資調整庁長官規則（2013年第5号）7ならびに2013年第5号の改正に関する投資調整庁長官規則（2013年第12号）⁸

外国資本がインドネシアにおいて会社を設立する場合、設立後に事業を開始する場合、事業開始後に事業を拡大する場合、資本関係に変動が生じる場合など、その都度BKPMの事前承認が必要となる。本規則は、投資許認可手続きの整理・統合による手続きの迅速化、およびBKPMの実務上の運用の明文化を目的として2013年に制定された。

本規則により以前は3段階であった許認可手続きが、基本許可（Izin Prinsip）および事業許可（Izin Usaha）の2段階に統合された。また、外国資本による会社設立のための最低投資金額⁹を100億ルピア、うち払込資本金を25億ルピアとすることが明文化された。投資法の制定にかかわらず、過去に課されたダイベストメント義務は引き続き有効である旨が明記されたことについては「I. 2. 投資に関する政令」において前述したとおりである。

⁷ 原文（PDF）：http://www.bkpm.go.id/file_uploaded/Perka%20no.5%20Edit%202013.pdf

⁸ 原文（PDF）：http://www.bkpm.go.id/file_uploaded/Perka%2012%20Tahun%202013-1.pdf

⁹ 出資および融資により調達する投資額を意味し、土地建物の取得に係る費用はこの投資額には含まれない。

II. 企業活動に関連する法規制

1. 会社法（2007年第40号）¹⁰

インドネシアの現行の会社法は2007年に制定されたもので、全161条で構成されている。インドネシアの会社法の歴史を辿るとオランダ統治時代に制定された商法典に遡る。この商法典では、株式会社に相当する法人に関する規定はわずか21条しかなく、その状態が1995年まで続いていた。インドネシアにおいて初めて近代的な会社法が制定されたのが1995年で、これは全129条から成る現在の会社法の前身となる法律である。その後、さらなる経済活動の発展に対応するために会社法の現代化の必要性が生じたことから、2007年に新会社法が制定された。2007年会社法は1995年会社法の改正という位置付けではなく、法的には新法の制定と位置付けられているが、内容的には1995年会社法の規定の多くが2007年会社法にも承継されている。

(1) 概要

会社法上の会社とは、株式会社（Perseroan Terbatas）を意味し、日本法における株式会社と同様、株主の責任は有限責任とされている。なお、インドネシアでは日本とは異なり、1人株主の株式会社は認められていないため、外国資本が100%出資することが許容されている事業分野においても、最低2名の株主が必要となる。ただし、その2名の関係性については問われないため、例えば日本の親会社とその親会社の代表取締役など、形式的に2名の株主を揃えれば会社法上の要件は満たしたことになる。

インドネシアの株式会社が日本の株式会社と大きく違う点としては、設立が認可主義であることと、最低資本金額の定めがあること、株式は全て額面株式で株券（またはそれに代わる証書）発行が義務付けられていること（非公開会社の場合）および会社の機関としてコミサリス（Komisaris）会が存在することなどが主要なものとして挙げられる。外国資本が内国資本と合弁で事業を行う際には、いかに経営をコントロールするかという点が重要であり、この観点から特に株式会社の各機関の役割および権限については十分な理解が必要である。

(2) 設立

株式会社は2名以上の個人または法人（以下、「発起人」という。）が設立公正証書を作成し、法務人権大臣の認可を得ることにより設立される。各発起人は、必ず会社の株式の一部を引き受けなければならない。従って株式会社はその設立時点から最低2名の株主が存在することになる。設立公正証書には、定款記載事項に加えて、(i) 発起人に関する情報、(ii) 会社設立時の取締役およびコミサリスに関する情報、ならびに(iii)すでに引き受けられた

¹⁰ 原文 (PDF) : <http://aria.bapepam.go.id/reksadana/files/regulasi/UU%2040%202007%20Perseroan%20Terbatas.pdf>
英訳 (doc file) : http://www.bkpm.go.id/file_uploaded/uu-no-40-2007-english-version.doc

株式および株主に関する情報が記載される。なお、定款記載事項については、II. 1. (3)を参照されたい。

発起人は設立公正証書を作成後、会社の設立公正証書に署名がなされた日から60日以内に設立認可申請を電子システムを通じて法務人権大臣宛てに提出する。設立認可申請書類に不備がないことが確認された場合、その旨の通知を受けて発起人は原本を提出し、原本提出から14日以内に設立認可書が発行されるというのが通常の設定手続きの流れである。

設立中の会社は法人格をまだ有していないため、法律行為を行うことができないのが原則であるが、株式会社の設立中に発起人が会社の設立のために発起人の名前で行った契約締結などの法律行為は、会社が法人格を取得してから60日以内に開催する株主総会で承認することにより、その権利義務関係を会社に帰属させることができる。さらに、会社法は、全ての取締役が全ての発起人および全てのコミサリスと共同で行う場合に限り会社名義での法律行為を認めている。ただし、この場合も会社が法人格を取得してから60日以内に開催する株主総会での承認決議が必要である。

(3) 定款

株式会社の根本規範である定款 (Anggaran Dasar) に必要な記載事項は、日本法における定款とおおむね似ているが、以下のとおりである。

- a. 会社の名称と所在地
- b. 会社の設立趣旨、目的または事業内容
- c. 会社の存続期間 (存続期間を無期限とすることも可能である。)
- d. 授權資本および払い込み済み資本の金額
- e. 株式数、株式の種類と種類ごとの株数、株式に付帯する権利および一株の額面価格
- f. 取締役、コミサリスの役職および人数
- g. 株主総会の開催場所と運営方法
- h. 取締役およびコミサリスの選任、交代および解任に関する手続き
- i. 利益処分および配当に関する手続き

上述に加え、会社法の規定に反しない限り、定款に任意の定めをおくことも許容されている。

定款を変更する場合、株主総会の特別決議が必要となる。特別決議には、定款で要件を加重しない限り、議決権ベースで3分の2以上の株式を保有する株主が出席し (代理出席も可)、かつ、出席株式数の3分の2以上の賛成が必要となる。

定款の記載事項のうち、以下の事項は会社の根幹に関わるものであることから、その変更には、株主総会の特別決議に加え、法務人権大臣の承認も必要となる。この大臣の承認手続きは、通常は1~2週間程度で完了する。なお、大臣への定款変更申請手続きは公証人によって行われ、通常は公証人が申請内容について問題ないことを事前に確認した上で申請を行うことになる。

- a. 会社の名称または所在地
- b. 会社の設立趣旨、目的または事業内容
- c. 会社の存続期間
- d. 授権資本の金額
- e. 払い込み済み資本の減少
- f. 非公開会社が公開会社 (Perseroan Terbuka)¹¹になる場合、またはその逆の場合
上記以外の事項の変更については、法務人権大臣への報告のみで足りる。

(4) 資本金と株式

ア. 授権資本

株式会社は、その設立に際して授権資本の金額を定め設立公正証書および定款に記載しなければならない。会社法上、株式は額面株式のみ発行が認められており、定款に定めた授権資本額を株式の額面額で除した値が発行可能株式数になる。ただし、公開会社については、資本市場法令が許容した場合には額面価格の無い株式を発行することができることとされている。

設立段階において、授権資本額のうち少なくとも25%が払い込まなければならない。設立段階で授権資本全額が払い込まれなかった場合には、設立以降、授権資本の範囲内であれば、株主総会の普通決議により新株発行による資金調達が可能である。

イ. 最低資本金

会社法上、授権資本金は最低5,000万ルピアと規定されているが、PMA企業については投資調整庁長官規則により投資金額（資本金と借入により調達する事業資金）を100億ルピア超および払込資本金として25億ルピア以上を用意することが求められるため、会社法上の最低資本金は適用されない。また、例えば銀行を設立する場合には最低3兆ルピア、金融会社を設立する場合には最低1,000億ルピアの払込資本金がそれぞれ必要とされるなど、特定の業種について業法上の最低資本金要件が定められている場合もあるため注意が必要である。

なお、会社法上の最低資本金の額は政令によって変更されうる。

ウ. 現物出資

株式の払い込みは原則金銭でなされなければならないが、一定の条件を満たす場合には、金銭以外の形態による現物出資が認められている。現物出資による払い込みの場合の価額は、市場価格または会社と利害関係のない専門家による公正な判定に基づく価格によらなければならない。

¹¹ 公開会社とは、大会社 (Perseroan Publik) (株主 300 人以上かつ払込資本金額 30 億ルピア以上の会社) または資本市場法令に従って株式の公募を行う会社をいう。

また、不動産による現物出資の場合には、会社の設立公正証書の署名日または株主総会において株式の払い込みを決議した日から14日以内に新聞に公告しなければならない。これは既に不動産の権利が第三者に移転している場合などに利害関係人からの異議の機会を与えるためになされるものである。インドネシアには日本同様不動産の登記簿自体は存在するものの、実際に登記されている物件はその一部であり、公示の機能を果たしているとは必ずしも言えないのが現状である。登記されていない不動産の権利所在の確認は困難な場合が多く、不動産を現物出資として受ける際には、注意が必要である。

(5) 機関

会社法上、株式会社において設置が必須の機関としては、大別して、以下の3つのものがある。

- a. 株主総会
- b. 取締役・取締役会
- c. コミサリス・コミサリス会

株主総会、取締役会は、日本法における株主総会、取締役会と同様の役割を果たしている。コミサリス会は、取締役会による会社経営を監督するとともに、取締役会による会社経営に対して助言を与えるという役割も担っている。日本法における監査役の役割を果たしている面もあるが、監査役よりも抽象的に広範な権限が付与された機関といえる。

会社法上、株主総会については決議事項・招集手続きなどにつき一定の定めがあるが、取締役会・コミサリス会については、決議事項・招集手続きなどの定めがない。従って、これらの機関の運営方法については、定款や社内規則で別途定めることになる。

ア. 株主総会

a. 種類・決議事項

株主総会は、会社法および定款が取締役会およびコミサリス会に付与する権限を除くあらゆる権限を保有する会社の意思決定機関である。日本と同様、株主総会には、毎年開催される「年次株主総会」と、必要なときにいつでも開催することができる「臨時株主総会」の2つの種類がある。年次株主総会の開催時期は、日本と異なり、毎会計年度終了後6カ月以内とされている。

年次株主総会には、日本における定時株主総会と同様に、取締役会によって作成され、かつ、コミサリス会の監査を経た財務諸表などの内容を含む報告書（以下、「年次報告書」という。）が提出され、年次株主総会の承認にかけられる。

法定の株主総会決議事項としては、年次報告書の承認以外に、主に以下の事項が存在する。

- i. 取締役およびコミサリスの選任および解任
- ii. 取締役およびコミサリスの報酬

- iii. 定款の変更
- iv. 増資および減資
- v. 株式の買戻し
- vi. 配当・利益処分
- vii. 合併、買収（経営権の移転を伴う株式取得）および会社分割
- viii. 50%を超える会社資産の譲渡および担保提供
- ix. 破産申立て
- x. 会社の存続期間の延長
- xi. 解散

法定の株主総会決議事項に加えて、定款で規定することにより一定の事項を株主総会決議事項に追加することも可能である。

b. 定足数・決議要件

株主総会における普通決議事項は、定款により加重されている場合を除き、定足数として、議決権ベースで過半数の株式を有する株主の出席を要し、かつ、議決権ベースで出席株主の過半数の賛成を要する。なお、株式は原則一株一議決権であるが、定款に規定することにより無議決権株式を発行することも可能である。

会社法上、特別決議事項として、定足数および決議要件が加重されている主要なものとしては以下のものがある。

決議事項	定足数および決議要件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の変更 ・ 授權資本枠を超える増資 ・ 減資 ・ 株式の買戻し 	定足数として、議決権ベースで3分の2以上の株式を保有する株主の出席を要し、かつ、議決権ベースで出席株主の3分の2以上の賛成を要する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併 ・ 買収（支配権の移転を伴う株式取得） ・ 会社分割 ・ 破産申立て ・ 会社の存続期間の延長 ・ 解散 ・ 50%超の純資産の譲渡または担保提供 	定足数として、議決権ベースで4分の3以上の株式を保有する株主の出席を要し、かつ、議決権ベースで出席株主の4分の3以上の賛成を要する。

これらの定足数および決議要件につき、定款にて加重することはできるが、軽減することはできない。

なお、委任状を有する代理人による議決権の行使は可能であるが、議決権の不統一行使は禁止されており、その結果、原則として、複数の代理人を使って議決権を分割して行使することによる不統一行使も禁止されている。また、株主総会を開催する会社の取締役、コミサリスおよび従業員は、株主の代理人として株主総会で議決権を行使することはできないとされているため、代理人の選任に際しては注意が必要である。

c. 招集手続き

日本と同様、取締役会が株主総会の招集権を有するが、株主またはコミサリス会にも株主総会の招集につき一定の権利が付与されている。すなわち、取締役会は、議決権の10%以上を保有する株主（複数の株主の合計でも可）またはコミサリス会から理由が付された株主総会開催の要請を受けた場合には、要請を受けた日から15日以内に株主総会の招集を行わなければならない。もし、取締役会がかかる期限内に招集を行わない場合、当初の要請が株主からのものであったときは、当該株主はコミサリス会に対して株主総会の招集を要請することができ、また、当初の要請がコミサリス会からのものであったときは、コミサリス会が自ら株主総会を招集することができる。なお、コミサリス会が株主からの要請を受けたにもかかわらず、株主総会の招集を行わない場合には、当該株主は裁判所に対して自ら株主総会を招集することについての許可を申請することができ、裁判所によりかかる申請の是非が判断される。

株主総会の招集通知の発送は、原則として、開催日の14日前までに行う必要がある。株主総会の招集は書留郵便もしくは新聞への公告またはその両方によって行う。

なお、日本と同様、いわゆる書面決議が許容されており、株主総会での決議事項について、議決権を有する全ての株主が提案書面に署名することにより承認した場合には、実際に株主総会を開催することなく、書面にて総会決議を行うこともできる。合弁事業のために設立された会社のような株主数が少ない会社にとっては、法定の招集手続きおよび実際の株主総会の開催を省略することができ、非常に有用な方法で実務上も広く利用されている。

イ. 取締役・取締役会

取締役会は、会社の利益のために設立趣旨および目的に従って会社の経営を行う権限と責任を有すると同時に、裁判上および裁判外において会社を代表する機関である。取締役会は1名以上の取締役によって構成され、取締役が複数いる場合には取締役会の意思決定手続きが必要となるが、会社法上は、取締役会の決議事項、開催要件および決議要件などに関して何も規定を置いていない。他方で、後述するとおり各取締役は個々に会社を代表して業務執行を行う権限を有しているため、会社法上は仮にいずれかの取締役が取締役会の意思決定を経ずに業務執行を行った場合でも、その法的効果は有効に会社に帰属することになる。

会社経営に関する意思決定は会社法および定款による制限がない限り、取締役会が一次的に権限と責任を有しており、各取締役は取締役会の構成員として善管注意義務をもって業務執行にあたるものとされている。

各取締役は、個々に会社を代表する権限を有しており、会社法上、代表取締役という機関は存在しない。もっとも、定款に代表取締役等特定の役職を設け、かかる役職を有する取締役にのみ会社を代表する権限を付与する旨定めることは可能であるし、実務上も広く行われている。また、取締役間の職務権限の分配について株主総会決議により定めることも可能である。

ウ. コミサリス・コミサリス会

コミサリス会は、取締役会による会社経営を監督し、取締役会に経営に関する助言を行う機関である。

コミサリス会を構成するコミサリスの選任および解任の権限は株主総会が有している。コミサリス会は、1人以上のコミサリスにより構成され、コミサリス会が複数のコミサリスから構成される場合は、各コミサリスはコミサリス会の決議に基づいて行動することが義務付けられており、この点、各取締役が個別に代表権限を持つ取締役会とは性質が異なる。取締役会と同様、コミサリス会の開催頻度、決議要件および出席要件については会社法上の定めがなく、必要に応じて定款で定めることになる。なお、取締役会を監督する立場にあることから、取締役がコミサリスを兼ねることはできない。

コミサリス会は、取締役会による会社経営に対して監督・助言をすることができるにとどまらず、一定の場合には、より直接的に会社経営に関与したり、取締役会に対してより強力な監督権限を行使することが認められている。具体的には、以下の権限が付与されている。

- a. 定款で定めることにより、特定の経営事項に関して取締役会が業務を執行する際にコミサリス会の承認を要求することができる。
- b. 全取締役の利益が会社の利益と対立する状況にある場合は、取締役会に代わって会社の業務執行を自ら行うことができる。
- c. 定款で定めた場合または株主総会の決議がある場合には、全ての取締役が業務執行できない状況になったとき（具体的には、死亡または停職等により全ての取締役が不在となったとき）に、取締役会に代わって会社の業務執行を行うことができる。
- d. 株主総会からの権限委譲があった場合には、取締役の報酬を決定することができる。
- e. 一定の理由がある場合には、取締役の業務執行を一時的に停止させることができる。

(6) 取締役およびコミサリスの責任

ア. 取締役の責任

会社法上、個々の取締役は会社に対して善管注意義務を負っており、これに違反したことにより会社に損害を与えた場合には、当該取締役は個人として会社に対して損害賠償責任を負う。取締役が複数存在する場合、ある取締役の善管注意義務違反に基づく責任は、原則として、全ての取締役が連帯して負うことになるが、以下の4つの要件を満たす取締役は免責されうる。

- a. 当該損害が当該取締役の善管注意義務違反によるものではないこと
- b. 当該取締役が信義に基づき、かつ会社の設立趣旨および目的に従って会社の利益のために業務執行を行っていたこと
- c. 当該損害の原因となった業務執行に関して直接または間接に会社と利益相反関係になかったこと
- d. 当該損害の発生または継続を防ぐ措置を行ったこと

取締役に対してかかる責任を追及する訴えの提起は、他の取締役、コミサリスまたは議決権ベースで10%以上の株式を保有する株主が、会社を代表して行うことができる。

また、取締役の対第三者責任については、会社法上、明文の規定はないものの、いずれかの取締役の業務執行にあたり民法上の不法行為があり、その結果、第三者に損害が発生した場合には、全ての取締役が当該第三者に対して民法上の不法行為責任を連帯して負うことになるという判例が存在する。

なお、会社が破産した場合、取締役（破産宣告前5年間の間に取締役の地位にあった者を含む。）は善管注意義務違反がなかったなどの法定の要件を満たさない限り、会社財産によって弁済できない会社の債務について、全員で連帯して責任を負うので留意が必要である。

日本の会社法上の取締役とインドネシアの会社法上の取締役の責任の範囲について比較すると、次ページの表のとおりである。

	インドネシア会社法における取締役	日本会社法における取締役
会社に対する義務	会社経営を誠実に行う義務 (善管注意義務)	善管注意義務および忠実義務
責任追及の訴え	他の取締役、コミサリスまたは議決権ベースで10%以上の株式を保有する株主が会社を代表して行う	監査役 ¹² が訴えを提起しない場合、株主が会社のために訴えを提起することができる
対第三者責任	第三者に対する民法上の不法行為があった場合(判例)	悪意・重過失の任務懈怠により第三者に損害が生じた場合
会社の破産時の責任	会社財産によって弁済できない会社の債務について無限責任	特別な規定はない

イ. コミサリスの責任

会社法上、取締役と同様に、各コミサリスも会社に対して善管注意義務を負い、これに違反したことにより会社に損害を与えた場合には、当該コミサリスは個人として会社に対して損害賠償責任を負う。コミサリスが複数存在する場合、あるコミサリスの善管注意義務違反に基づく責任は、原則として、全てのコミサリスが連帯して負うことになるが、以下の3つの要件を満たすコミサリスは免責されうる。

- a. 当該コミサリスが信義に基づき、かつ会社の設立趣旨および目的に従って会社の利益のために監督を行っていたこと
- b. 当該損害の原因となった取締役会の業務執行に関して直接または間接に会社と利益相反関係になかったこと
- c. 当該損害の発生または継続を防ぐために取締役会に助言を行ったこと

コミサリスに対してかかる責任を追及する訴えの提起は、議決権ベースで10%以上の株式を保有する株主が、会社を代表して行うことができる。

なお、会社が破産した場合、コミサリス（破産宣告前5年間の間にコミサリスの地位にあった者を含む。）は、善管注意義務違反がなかった等の法定の要件を満たさない限り、会社財産によって弁済できない会社の債務について、全員で取締役らと連帯して責任を負うので留意が必要である。

(7) 会計監査

会社法上、取締役会は会社の財務諸表として貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、資本変動計算書およびこれらに関する注記を作成し、コミサリス会の監査を

経た上で、これらの財務諸表を含んだ年次報告書を、年次株主総会に提出してその承認を受ける必要がある。かかる財務諸表はインドネシア会計原則に基づいて作成され、全ての取締役およびコミサリスが署名し、年次株主総会の招集日から株主が閲覧できるよう会社に備置することが求められている。

なお、以下のタイプの会社については、かかる手続きに加えて、外部の公認会計士による財務諸表の監査を受け、公認会計士作成の監査済み報告書を財務諸表とあわせて株主総会に提出しなければならない。

- a. 銀行、保険会社および投資信託会社など不特定多数から資金を集め運用することを業とする会社
- b. 不特定多数に対して社債を発行する会社
- c. 公開会社
- d. 国有会社
- e. 会社の総資産または総売上高が500億ルピア以上の会社
- f. その他法令により義務付けられている会社

PMA企業は商業大臣規則に基づき外部の公認会計士による監査が義務付けられているため、f. に該当することになる。なお、上記 a ないし c の会社の貸借対照表および損益計算書に関しては、年次株主総会での承認後7日以内に現地の新聞紙に公告することが義務付けられている。

(8) 配当

インドネシアの会社法上、会社の行う配当は期末配当が原則であり、特に定款で定めた場合に限り、中間配当を行うことが可能になる。会社法上、純利益（税引後の利益）の処分については、株主総会の決議により定めることになっており、よって、期末配当に関しては年次株主総会での配当決議に基づき実施される。なお、会社が累積ベースで黒字の場合には、純利益のうちの株主総会決議で定めた一定額を利益準備金として積み立てる義務が会社に課されているが、かかる利益準備金の積み立ては、利益準備金の額が払込資本金額の20%に達するまで行われなければならない。

会社の純利益から利益準備金積立額を控除した残額については、原則株主に配当として分配されるが、株主総会決議に基づき一定の割合については任意に会社に留保しておくことも可能である。なお、会社が累積赤字の場合には配当はできない。

会社は、定款で定めた場合には会計年度が終了する前に中間配当を行うことができる。中間配当は、期末配当と異なり、株主総会の決議は不要とされており、取締役会の決議をコミサリス会が承認することで実施することができる。なお、中間配当をした結果、その会計年度末に損失を計上することとなった場合には株主は中間配当を返還しなければならず、仮に株主が中間配当を返還できない場合には、取締役会およびコミサリス会が連帯し

て補填義務を負うことになる。従って、中間配当を行うに際しては、期末の決算予想について慎重な検討が必要であろう。

2. 労働法（2003年第13号）¹⁴

インドネシアの労働法は労働者の保護に手厚く、特に会社が労働者との雇用関係を終了させる場合には労働裁判所の決定を経る必要があるなど、使用者にとって厳しい解雇規制が採られている。労務コストの削減および人材の流動性という観点から契約社員、実習生または派遣社員などの契約形態を利用する企業も多く、優秀な労働力を安価に調達するためには、それぞれの契約形態の長所・短所を正確に理解しておくことが肝要である。

(1) 雇用の形態および手続き

労働法は、労働者を賃金その他の報酬を受け取って労働する全ての者¹⁵と定義したうえ、雇用の形態として(i)期間の定めのない雇用（正社員）と(ii)期間の定めのある雇用（契約社員）の2種類を規定している（それに加えて、労働移住大臣通達により日雇いの形態が定められている）。以下、雇用の手続きと併せて概要を述べる。

ア. 期間の定めのない雇用

労使関係は、雇用主と労働者間で書面または口頭により雇用契約が締結されることにより発生する。期間の定めなく雇用されている労働者は、いわゆる正社員として労働法令上認められた労働者としての権利が保証される。労働法上は、必ずしも書面による雇用契約の締結は義務付けられていないが、実務的には書面で契約書を交わしておくことが望ましい。

期間の定めのない雇用契約を書面で交わす場合に、契約書には以下の事項を規定すべきものとされている。

- a. 会社名、所在地および事業内容
- b. 労働者の氏名、性別、年齢および住所
- c. 役職および仕事の内容
- d. 勤務地
- e. 賃金の額および支給方法
- f. 雇用主および労働者の権利義務を含めた労働条件
- g. 雇用契約の有効期間および効力発生日

¹⁴ 原文：<http://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/13146/nprt/10/uu-no-13-tahun-2003-ketenagakerjaan>

英訳(PDF)：<http://www.ilo.org/dyn/travail/docs/760/Indonesian%20Labour%20Law%20-%20Act%2013%20of%202003.pdf>

¹⁵ 従って、後述する正社員、契約社員、派遣労働者などが労働者の定義に含まれる。実習生は職業訓練に参加する者と位置付けられるため労働者には含まれない。取締役やコミサリスに関しては、一般的には会社との関係は雇用ではなく準委任の形式が取られており、従って労働法上の労働者には該当しない場合が多い。ただし、現地従業員を取締役に昇格させる場合に、既存の雇用契約を終了させないと雇用関係も継続することになるため引き続き労働法の適用を受けることに留意する必要がある。

- h. 雇用契約の作成場所および日付
- i. 雇用契約の当事者双方の署名

期間の定めのない雇用契約を口頭で交わした場合には、雇用主は任命書を作成し労働者に交付しなければならない。任命書には少なくとも次の事項を記載すべきものとされている。

- a. 会社名、所在地および事業内容
- b. 就労開始日
- c. 業務内容
- d. 賃金の額

なお、期間を定めない雇用契約は、最長3カ月間の試用期間を設定することができるが、試用期間中であっても政府が定める最低賃金水準を下回る賃金を設定することは許されない。

イ. 期間の定めのある雇用

期間の定めのある雇用については、インドネシア語で記載された書面により雇用契約を締結しなければならない。期間を定めた雇用契約が口頭で締結された場合には、当該契約は期間を定めない雇用契約とみなされる。

期間の定めのある雇用契約は、特定の種類および性質の仕事、または業務活動が特定の期間内に終了するものについてのみ許容される。具体的には、以下のいずれかに該当する業務である。

- a. 1回限りの業務または暫定的な業務
- b. 完了までの期間が比較的短期間（3年以下）の業務
- c. 季節的な業務
- d. 新製品、新規活動、または実験段階もしくは試用段階にある追加製品に関する業務

期間の定めのある雇用契約は最長2年間で、その後最長1年間の延長、さらに（一部の業務に関しては）30日の期間を空けて最長2年間の延長が可能である。また、期間の定めのある雇用では、試用期間を設定することはできない。

ウ. 就業規則および労働協約

a. 就業規則

労使関係を規律する契約は一義的には雇用契約であるが、それに加えて10名以上の労働者を雇用する雇用主は、就業規則を作成する義務を負う。就業規則は当該会社の労働者代表（労働組合がある場合は労働組合の代表、ない場合は当該会社の労働者によって民主的

に選出された者)からの意見および提案に留意しつつ作成される。就業規則には少なくとも次の事項を規定しなければならないとされている。

- i. 雇用主の権利義務
- ii. 労働者の権利義務
- iii. 労働条件
- iv. 会社規律
- v. 就業規則の有効期間

会社は作成した就業規則を労働移住大臣に提出し、承認を受けなくてはならない。この承認は、当該就業規則が法令に反するものでない限り、30営業日以内に承認される。就業規則の有効期間は最長で2年であり、有効期間満了時点において更新しなければならない。なお、就業規則の更新の際に内容を変更する場合には、当初の制定段階とは異なり、労働者代表の合意が必要となる点に注意が必要である。雇用主は労働者に対して就業規則の内容の説明および書面の交付義務を負う。

b. 労働協約

労働協約は、雇用主と労働組合の間の協議により作成される。この労働組合は組合員の数が全労働者の50%を超える労働組合でなければならない(50%を下回る場合には、社内の投票により50%を超える労働者の承認がある場合または複数の労働組合の組合員数の合算により50%を超える場合であれば可)。

労働協約には少なくとも次の事項を規定しなければならない。内容としては就業規則とかなりの部分が重複しているため、既に労働協約を制定している会社については、就業規則の作成義務はない。また、就業規則を有する会社が労働協約を制定した場合には、就業規則は自動的に失効する。

- i. 雇用主の権利義務
- ii. 労働者の権利義務
- iii. 労働協約の発効日および有効期間
- iv. 労働協約を締結する当事者の署名

一つの会社で複数の労働協約を作成することはできず、労働協約が作成された場合には、雇用主および労働組合だけでなく全ての労働者が遵守する義務を負う。労働協約の有効期間は最長で2年であり、労働組合と雇用主との合意により最長1年間の延長が可能である。雇用主と労働組合は、労働協約の有効期間満了3カ月前から新たな労働協約の作成について協議する。なお、雇用主は労働協約を印刷し全ての労働者に書面で配布する義務を負う。

c. 実習生

労働法は、実習制度により職業訓練を実施することができる旨規定しており、労働移住大臣規則2009年第22号¹⁶で実習プログラムの詳細が規定されている。実習生は労働者ではないため労働法上の労働者に対する規定は適用されず、実習期間終了後も会社は正社員または契約社員として雇用する義務はなく、契約社員や派遣社員のような可能な業務の範囲についての制限も少ない点においては、企業にとっては魅力的な制度であるといえる。他方、かかるプログラムを実施する場合には、実習実施者である会社は、実習プログラムを策定し、労働担当機関の承認を受ける必要がある。また、プログラムの実施期間は原則1年間とされている。

	正社員	契約社員	実習生
時間外手当	最初の1時間：時給の1.5倍 その後：時給の2倍		労働法上の規定の 適用なし
年次有給休暇	勤続12カ月の労働者に対して最低12日間		
雇用関係終了	厳しい解雇規制あり	契約期間満了により 雇用関係終了	
退職金	支払義務あり	なし	

(2) 業務委託および派遣労働

雇用主である会社は、書面による契約を結ぶことで一部の業務に関して外部の労働力を利用ことができ、労働法は具体的に、(i)他の会社に業務の一部を委託する業務委託の形態と(ii)外部の派遣会社から労働者の派遣を受け入れる派遣労働の形態を定めている。

ア. 業務委託

ある会社の業務の一部を第三者に委託する場合、当該第三者は法人格を有する者でなければならない。また、かかる第三者に委託できる業務の内容は次の業務に限定されている。

- a. 会社の主要な業務とは別に行われる業務
- b. 当該第三者からの直接または間接的な指示により実施される業務
- c. 会社の補助的な業務
- d. 生産工程を直接的に妨げるものでない業務

この場合、労使関係は労働者と業務受託した当該第三者との間でのみ成立する。ただし、仮に業務委託を受けた第三者が法人格を有さない場合、または委託した業務の内容が上記

¹⁶ 原文 (PDF) :

http://www.pemagangan.com/new/0menu_admin/adm_control/zregulasi/permen%2022%20th%202009%20ttg%20magang%20d.n.pdf

a. ないしc.に規定された業務以外の業務である場合には、労働者と業務受託者の間で結ばれていた労使関係は、自動的に労働者と業務委託会社との間の労使関係とみなされる。

イ. 派遣労働

会社は、その補助的な業務または生産工程に直接には関係しない業務についてのみ派遣労働を利用することができる。そして労働者の派遣サービスを行う者（以下、「派遣会社」という。）は、法人格を持つ企業であり、かつ所管の行政庁からの認可を得ていることに加え、次の要件を満たしていなければならない。

- a. 派遣する労働者との間で雇用契約を締結していること、およびその雇用契約が労働法の規定に従ったものであること（期間の定めの有無は問わない）
- b. 派遣会社が、派遣労働者の賃金、福利厚生、労働条件および労働紛争について責任を持つこと
- c. 派遣会社と派遣を受ける会社との間の労働者派遣契約は書面により締結され労働法の規定を遵守していること

業務委託の場合と同様、上記の要件を充足していない場合には、派遣会社と労働者の間の労使関係は、自動的に労働者と労働派遣を受ける会社との間の労使関係とみなされる。

なお、派遣労働に関しては、2012年11月に新たに労働移住大臣規則2012年第19号¹⁷が制定され、派遣労働により従事させることのできる業務は、(i)清掃、(ii)ケータリング、(iii)警備、(iv)鉱業・石油事業における補助業務、および(v)労働者の送迎に限定された。

(3) 労働時間および休暇

ア. 労働時間

労働法は、一部の業種を除き、労働者の労働時間について次のとおり定めている。

- a. 週6日労働の場合、1日7時間かつ週40時間
- b. 週5日労働の場合、1日8時間かつ週40時間

上記の労働時間を超過して労働者を労働させる場合には、労働者の承諾が必要であり、さらに労働者の承諾がある場合でも一部の業種を除き1日最長3時間かつ週14時間を超えて残業をさせてはならない。なお、残業に対しては残業代の支払義務が発生する。

イ. 休憩時間および休暇

労働法は休憩時間および休暇について次のとおり規定している。

- a. 継続して4時間労働した場合、少なくとも30分の休憩を付与する（ただし、この時間は労働時間には含まれない。）。
- b. 週に1日（週6日労働の場合）または2日（週5日労働の場合）の休暇を付与する。

¹⁷ 原文(PDF): <http://www.portalhr.com/wp-content/uploads/2012/11/permen-nomor-19-tahun-2012-outsourcing-.pdf>

- c. 労働者が継続して12カ月就労した場合、年次休暇として少なくとも12稼働日の休暇を付与する。
- d. 同一の会社での勤続期間が6年間を超えた場合、勤続7年目および8年目にそれぞれ1カ月間の長期休暇を付与する（ただし、これは労働移住大臣決定書2004年第51号が制定される以前から長期休暇規定を設けていた会社に限られる。）。

この他、労働法は信仰する宗教に義務付けられた礼拝を行う労働者に対して十分な機会を与える義務を負う旨規定しており、これは特にインドネシアにおいて大多数を占めるイスラム教徒に配慮した規定である。イスラム教徒は早朝、正午、午後、夕方および深夜の1日5回の礼拝が宗教上義務付けられており、雇用主は、この礼拝義務を尊重しなければならないため、生産工程のラインなどの現場にいる労働者に対しても、交代での礼拝を行うことができるよう人員の配置に配慮する必要がある。

その他、女性の生理休暇、産前産後の休暇および授乳の必要な乳児を持つ女性労働者の授乳時間の付与が労働法上認められている。

(4) 社会保障制度

労働法は全ての労働者とその家族に対して社会保障を受ける権利を付与している。具体的には、労災保障、老齢保障、死亡保障および健康保険（家族を含む）を内容とする労働者社会保障制度があり、労働者10名以上または1カ月の支払給与総額100万ルピア以上の民間会社に加入が義務付けられている。かかる社会保障制度はこれまで国営の社会保険会社であるPT. JAMSOSTEKによって運営されてきたが、2014年1月に新たな社会保障機関（Badan Penyelenggara Jaminan Sosial:BPJS）が発足し、現在BPJSへの完全移行が進められている。具体的には、健康保険に関しては、2014年1月より、BPJSが実施する国民皆保険制度の運用が開始され、従前は任意とされていた健康保険への加入が義務付けられることとなった。これに伴い、インドネシアに6カ月以上就労する外国人労働者に対してもBPJSの運営する健康保険への加入義務が課せられることとなった。加えて、2015年7月1日からは(i)労災保障、(ii)退職保障、(iii)死亡保障および(iv)年金保障からなる従業員福利厚生プログラムが開始されることになっており、現在その施行規則の策定が進められているところである。

(5) 雇用の終了

ア. 雇用の終了

労働法は、雇用主、労働者および労働組合に対して、労使関係の終了を回避するためにあらゆる努力を行う義務を課しており、かかる義務を履行してもなお、労使関係を終了させることが不可避であると雇用主が考える場合には、雇用主は労使関係の終了について、労働組合（または対象となる労働者が労働組合員でない場合には当該労働者）と協議を行わなければならない。この協議において労使間で合意に達することができなかった場合に

は、雇用主は労働裁判所からの決定を受けた場合にのみ、労働者との雇用関係を終了させることができる。この手続きは例えば雇用契約や労働協約のなかで規定した解雇事由に該当する場合であっても適用され、この点で会社にとって厳しい解雇規制であるといえる。なお、この決定を経ずになされた雇用関係の終了は無効である。

ただし、以下に規定する場合には、労働裁判所の決定は不要とされている。

- a. 労働者が試用期間中で、雇用条件について書面により合意されている場合
- b. 労働者が雇用主から強制されることなく自己都合により退職願を提出した場合、または期間を定めた雇用契約の当該期間が終了した場合
- c. 労働者が雇用契約、就業規則、労働協約の規定または法令に定められた定年に達した場合
- d. 労働者が死亡した場合

イ. 法定の解雇不可事由および解雇事由

次の事項を理由とする解雇は法律上禁止される。

- a. 医師の診断書に基づく疾病により就労不可能な期間が12カ月を超えない場合
- b. 法令に定められた国家に対する義務を果たすために就労ができない場合
- c. 労働者が宗教上必要な行為を行うために就労ができない場合
- d. 労働者が結婚する場合
- e. 女性労働者が、妊娠、出産、流産あるいは授乳のため就労できない場合
- f. 労働者が同じ会社内の労働者との間で血縁関係または婚姻関係を持つ場合。ただし、労働協約または就業規則においてその旨解雇事由として規定している場合を除く
- g. 労働者が労働組合を結成し、組合員または運営者として、労働時間外もしくは雇用主からの承認を得て労働時間内にまたは雇用契約、就業規則もしくは労働協約のなかに定める規定に基づき組合活動を行う場合
- h. 雇用主の犯罪行為について捜査機関に通報した場合
- i. 意見、宗教、政治的信条、人種、肌の色、性別、身体的状態または婚姻の有無を理由とする場合
- j. 労働災害により回復不能な身体障害もしくは疾病を患っている場合、または職業病により回復に要する期間が不確定であることが医師の診断書によって証明されている場合

これらの事由による解雇は、上記 f. を除き、雇用契約、就業規則または労働協約に規定していたとしても無効である。

他方、労働法は、労働者が同法第158条第1項に列挙する刑事犯罪や会社に損害を与える行為を犯した場合に解雇できる旨定めている。なお、判例によれば、同項に該当する行為を労働者が行った場合でも即時解雇は認められず、雇用主は労働裁判所から解雇許可が出た場合に限り解雇が許される。

また、労働者が正当な理由なく連続して5日以上無断欠勤した場合にも解雇することができる。

ウ. 雇用契約、就業規則または労働協約違反に基づく解雇

労働者が雇用契約、就業規則または労働協約の規定に違反した場合も、雇用主はすぐに労働者を解雇することはできず、原則6カ月間（この期間は雇用契約等に規定することで変更可能。）効力を有する第一警告文書を発しなければならない。仮に当該労働者がその6カ月以内に再度雇用契約などに違反した場合には、第二警告文書を発し、同様に第三警告文書まで発し、それから6カ月以内に再度の違反があった場合に、初めて解雇処分を下すことができる。すなわち、この手続きを全て踏んだ上で、労働者が最初の違反行為に加え3回の違反をそれぞれ警告文書の発行から6カ月以内に行わない限り、解雇することができないという非常に労働者に有利な規定になっている。いずれかの警告文書を発した後、6カ月以内に当該労働者が何らの違反行為も行わなかった場合は、当該警告文書は効力を失い、その後当該労働者が再度違反行為を行ったとしても、改めて第一警告文書から発しなければならない。ただし、雇用契約等で別途規定した場合には、1回または2回の警告文書の発行後、再度の違反行為により解雇処分を行うことが可能になるとされている。なお、かかる場合であっても、労使間において解雇の合意がなされない場合には、労働裁判所の決定を経る必要がある。

エ. 自己都合退職

労働者が自己都合退職する場合は、退職日の30日前までに書面により退職願を会社に提出し、雇用主との間に勤務を継続する契約がない場合、退職願に記載された退職日において当該労働者は会社を退職することができる。

オ. 大規模な雇用の終了

(i) 会社に組織変更、合併または株主（所有者）の変更が発生し労働者が労使関係の継続を望まない場合、(ii) 会社が2年間継続して損失を計上しまたは不可抗力の発生により会社を閉鎖する場合、または(iii) 会社の破産を理由とする場合、雇用主は労働者を解雇することができる。なお、かかる場合であっても、労使間において解雇の合意がなされない場合には、労働裁判所の決定を経る必要がある。

カ. 雇用の終了に伴う労働者への退職金等の支払義務

期間の定めのない雇用に基づく労使関係を終了する場合に、雇用主が労働者に対して支払わなければならない金銭として労働法が定めるものは、退職手当、功労金および損失補償金の3種類があり、その最低額は法律によって定められている。退職手当および功労金の算出は勤続年数によって以下のとおり定められている。

勤続年数	退職手当
1年未満	1カ月分
1年以上2年未満	2カ月分
2年以上3年未満	3カ月分
3年以上4年未満	4カ月分
4年以上5年未満	5カ月分
5年以上6年未満	6カ月分
6年以上7年未満	7カ月分
7年以上8年未満	8カ月分
8年以上	9カ月分

勤続年数	功労金
3年以上6年未満	2カ月分
6年以上9年未満	3カ月分
9年以上12年未満	4カ月分
12年以上15年未満	5カ月分
15年以上18年未満	6カ月分
18年以上21年未満	7カ月分
21年以上24年未満	8カ月分
24年以上	10カ月分

損失補償金は、(i)未消化の年次休暇、(ii)労働者およびその家族の移動費用、(iii)住宅手当および医療手当の補償、(iv)その他雇用契約、就業規則および労働協約で規定される事項が算定の基準となる。これらに加えて、労働法は、労働者が自己都合退職する場合など一定の事由に基づく労使関係の終了の場合に、雇用契約、就業規則または労働協約で規定した手切れ金を支払う義務を定めている。雇用の終了原因によって、それぞれの支払義務および支払額が異なってくるが、解雇の局面で労使間の紛争になる原因の一つはこれらの支払額についてであることから、雇用契約などに詳細に条件、金額などを明記しておくことが望ましい。

なお、インドネシアの会社のM&A（合併および買収）に際しては、合併当事会社や買収対象会社の従業員に対して、当該合併または買収の事実を事前に通知することが義務付けられており、かかる通知を受けて退職することを申し出た従業員に対しては、通常の自己都合退職の場合に比べて、法定の算定基準に従って割増しの退職金などを支払わなければならない。なお、退職を申し出なかった従業員については、雇用主が雇用を継続する限りはM&Aの際に退職金その他の名目での金銭の支払義務を法律上負うことはないものの、労働者（または労働組合）から事実上金銭の要求がなされるケースが散見されるため注意が必要である。また、事業譲渡に伴いその事業に従事する従業員を別会社に移転させるには、(i)従業員との既存の雇用契約をいったん終了させ、移転先の会社が新たな雇用契約を締結する方法と、(ii)従業員との既存の雇用契約を移転先の会社が承継する方法がある。退職金の支払義務が発生するのは法律上前者の場合であるものの、いずれの方法を採る場合にも従業員の同意が必要になるため、実務上は、退職金の有無や移転後の雇用条件について事前の協議が不可欠である。

一方、期間の定めのある雇用については、契約期間中であっても残りの契約期間分の賃金相当額を支払うことで終了させることが可能である。

雇用の終了事由によって雇用主が労働者に対して支払わなければならない退職手当、功労金および損失補償金をまとめると、以下のとおりである。

雇用の終了事由	退職手当	功労金	損失補償金	該当条項
自己都合退職	無し	無し	○	第162条
死亡	規定の2倍	規定の1倍	○	第166条
労災を原因とする長期疾病・身体障害	規定の2倍	規定の2倍	○	第172条
会社の組織変更、合併、買収が発生し労働者が労使関係の継続を望まない場合	規定の1倍	規定の1倍	○	第163条 第1項
会社の組織変更、合併、買収が発生し雇用主が労働者の雇用の継続を望まない場合	規定の2倍	規定の1倍	○	第163条 第2項
会社が2年間継続して損失を計上しまたは不可抗力の発生により会社を閉鎖する場合	規定の1倍	規定の1倍	○	第164条 第1項
会社の合理化を理由とする場合	規定の2倍	規定の1倍	○	第164条 第3項
会社の破産	規定の1倍	規定の1倍	○	第165条
雇用契約等の違反に基づき警告書を発行した後の解雇	規定の1倍	規定の1倍	○	第161条

3. 独占禁止法（1999年第5号）¹⁸

インドネシアにおいて日本の独占禁止法に相当する法律として、独占的行為および不正競争の禁止に関する法律（1999年第5号）（以下、「独占禁止法」という。）が制定されている。そして、独占禁止法に基づく執行機関として事業競争監視委員会（Komisi Pengawas Persaingan UsahaKPPU）が設置されている。

(1) 禁止される行為

独占禁止法は、独占的行為ないし不正競争として「禁止される協定」「禁止される活動」「市場支配的地位の濫用」の3類型を規定し、禁止する。

事業者は以下の協定を他の事業者との間で締結することが禁止される。

- a. 寡占（独占的行為、不正競争を生じさせる商品・サービスの販売または流通の支配）
- b. 価格協定（販売価格の拘束、特定の者に対する価格差別、不当廉売および再販売価格の拘束）

¹⁸ 原文：<http://www.hukumonline.com/pusatdata/download/lt4c1f863447c0c/node/104>
英訳（PDF）：http://www.bkpm.go.id/file_uploaded/MonopolJD.pdf

- c. 市場分割（独占的行為または不正競争を生じさせる商品・サービスの販売地域の分割や割当）
- d. ボイコット（協定外の事業者による同一事業の展開を妨害すること、協定外の事業者に対して商品・サービスの提供を拒否すること）
- e. カルテル（販売価格の支配を目的とした商品・サービスの生産・販売調整）
- f. トラスト（商品・サービスの生産・販売調整を目的とした企業連合またはより規模の大きな会社の設立）
- g. 買手寡占（独占的行為または不正競争を生じさせる商品・サービスの購入または需要の支配）
- h. 垂直統合（サプライチェーンの一部をなす商品・サービスの供給支配）
- i. 閉鎖的協定（再販売に関する排他的協定、抱き合わせ販売、他の商品・サービスの購入または競争者から同種の商品・サービスを購入しないことを条件とする価格または値引きの合意）
- j. 独占的行為・不正競争をもたらすおそれのある外国事業者との協定

事業者は以下の活動を行うことが禁止される。

- a. 独占（独占的行為、不正競争を生じさせる商品・サービスの生産または販売の支配）
- b. 買手独占（独占的行為または不正競争を生じさせる商品・サービスの購入の支配）
- c. 市場支配（競争者の事業に対する妨害、不当廉売、製造コストその他の費用の支配）
- d. 入札談合、競争者の営業秘密を入手することの共謀、競争者の商品・サービスの生産または販売を妨害することの共謀

市場支配的地位の濫用として、(i)消費者が競合する商品・役務を購入することを妨害する目的での取引条件の設定、(ii)市場および技術開発の制限、(iii)新規参入の妨害が禁止される。

また、競合する会社の取締役やコミサリスを兼務すること、競合する会社の株式の過半数を所有することで一定の市場占有率を占めることも禁止される。

KPPUは、上記に該当する違反行為の排除措置命令を行うことができるほか、損失補償を命じ、さらに10億ルピアから250億ルピアの制裁金を課すことができる。また、刑事罰も規定されており、最大で6カ月の禁錮または1,000億ルピアの罰金が科されうる。

(2) 企業結合法制

独占禁止法および政令2010年第57号によれば、吸収合併における存続会社、新設合併における新設会社および株式譲渡における譲受会社は、(i)銀行以外の会社の場合、総資産額が2兆5,000億ルピアもしくは合計売上額が5兆ルピアを超えると、または(ii)銀行の場合、総資産額が2兆ルピアを超えると、取引日から30営業日以内にKPPUに届け出ることが

義務付けられている。届出完了後、90日以内にKPPUは当該取引の結果独占または不公正な競争が生じるか否かについて決定する。独占禁止法上禁止されている独占または不公正な競争を生じさせるM&A取引と認定された場合、刑事罰（250億ルピアから1,000億ルピアの罰金、6カ月以下の禁錮刑）に加え、KPPUにより、10億ルピアから250億ルピアの制裁金、取引に関連する契約が無効とされる等の処分が科される可能性がある。

なお、政令2010年第57号においては、事後届出義務のあるM&Aを行う会社がKPPUに対して口頭または書面によって事前相談を行うことも認められている。かかる相談が行われた場合、KPPUは90日以内に計画されているM&Aに関する指導、意見、ガイドラインなどを出すものとされているが、これらの指導等は拘束力を有するものではなく、また、事前相談を行った場合でも事後届出の義務は免除されないことに留意が必要である。

4. 知的財産法制（著作権法¹⁹、特許権法²⁰、商標法²¹、意匠法²²、営業秘密法²³）

インドネシアで法律上認められている知的財産権のうち、主なものは次のとおりである。

- a. 著作権
- b. 特許権
- c. 商標権
- d. 意匠権
- e. 営業秘密に関する権利

以下、各権利について概要を述べる。

(1) 著作権

著作権とは、科学、芸術および文学の分野において独創性をもった作品（著作物）の作者（著作者）が有する独占的な権利と定義され、作品の創造により自動的に発生する権利で、独占的に当該作品の出版および複製が認められる。具体的に保護の対象となる著作物は、(i)書籍、コンピュータープログラム、パンフレット等言語で書かれた作品、(ii)説法、講義、演説等口頭で語られた作品、(iii)教育および科学目的で作成された視覚教材、(iv)歌および楽曲、(v)演劇、ミュージカル、ダンス、舞踊、人形劇、パントマイム、(vi)絵画、描画、彫刻、書道、コラージュ等の芸術、(vii)建築、(viii)地図、(ix)パティックアー

¹⁹ 原文 (PDF) : <http://sentra-hki.lppm.upi.edu/files/2014/11/UU-NO.-28-thn-2014-TTG-HAK-CIPTA.pdf>

英訳 (PDF) : <http://www.indolaw.org/UU/Law%20No.%2028%20of%202014%20on%20Copyright.pdf>

²⁰ 原文 (PDF) : http://www.mta.litbang.depkes.go.id/2013/images/download/UU_Paten%20no.14_2001.pdf

英訳 (PDF) : <http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/id/id044en.pdf>

²¹ 原文 (PDF) : http://hukum.unsrat.ac.id/uu/uu_15_2001.pdf

英訳 (PDF) : <http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/id/id046en.pdf>

²² 原文 (PDF) : http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/uu_pp/uu_no_31_th_2000.pdf

英訳 (PDF) : <http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/id/id043en.pdf>

²³ 原文 (PDF) : http://pustakahpi.kemlu.go.id/dir_dok/rahasia%20dagang.pdf

英訳 (PDF) : <http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/id/id041en.pdf>

ト、(x)写真、(xi)映画、(xii)翻訳、解釈、アンソロジー、データベース等の様式を変更した生産物である。

著作権の存続期間は、原則著作者（複数の著作者がいる場合には最も長寿の著作者）が死亡してから70年である。ただし、コンピュータープログラム、映画、写真、データベースおよび翻案物については最初に発表されてから50年と規定されている。

著作物は法務人権省の知的財産権総局が管轄する著作物登録簿に登録することができる。ただし、これは著作権の発生要件ではない。登録する内容には、(i)作者および著作権保有者の名前、(ii)登録申請の受付日、(iii)登録審査手続きが完了した日、(iv)著作物の登録番号が含まれる。いったん登録が完了した著作物に関する権利を譲渡する場合には、当該著作物の一部に関する著作権を譲渡することは認められず、当該著作物全部に関する著作権を一括して譲渡しなければならず、かかる譲渡は譲渡当事者双方からの書面による申請に基づき著作物登録簿上に登録され、著作物官報によって告知される。

著作権が侵害されている場合、著作権保有者は商事裁判所に対して著作権侵害に基づく損害賠償および複製物の没収を求める訴えを提起することができる。また、一定の著作権侵害に関しては、商事裁判所に対して損害賠償とは別にかかる著作権侵害に基づき侵害者が得た収入の全部または一部を引き渡す旨の判決を出すよう求めることができる。さらに、最終的な判決が出る前の段階で被害を拡大させないために、裁判官は著作権侵害訴訟の被告に対して争いの対象となっている著作権に基づく出版、複製などのあらゆる活動を停止するよう命じることができるとされている。かかる著作権侵害訴訟の判決は、訴えが提起されてから90日以内に判決が出される。

著作権侵害に対しては刑事罰も規定されており、最大で懲役10年および罰金40億ルピアが科される。

(2) 特許権

特許権とは、科学技術の分野における発明を利用しまたは第三者に利用させるために発明者に対して付与される独占的な権利と定義され、発明とは科学技術の分野において特定の問題を解決する発案であり、物の発明、方法の発明および物または方法の改良に関する発明のいずれかの形式を採るものとされている。

特許権は法務人権省の知的財産権総局において登録することが権利の発生要件である。特許権が付与されるためには、対象となる発明に新規性、進歩性および産業への利用可能性が認められなければならない。また、形状または構造を理由に新規性および実務的な利用価値を有すると認められる製品または装置の発明については、簡易特許による保護が付与される。これは日本の実用新案権に類似する制度である。

特許権の有効期間はそれぞれ出願の受理日から特許は20年間、簡易特許は10年間で延長は認められない。

特許権者は、物の発明の場合、当該特許が付与された物の製造、使用、販売、輸入、賃貸および配布について、方法の発明の場合、物を製造するための製造方法を利用することについて、独占的な権利を有する。

特許の出願は、(i)出願日、(ii)出願者の住所、(iii)発明者の名前および国籍、(iv)発明の名称、(v)特許請求の範囲、(vi)発明の文書による説明、(vii)当該説明を明確にするために必要な図面、および(viii)発明の要約等を記載した申請書を法務人権省の知的財産権総局に提出することにより行う。なお、インドネシアは工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国であり、いわゆる優先権制度が特許法上も規定されている。

特許が出願された場合、18カ月後（簡易特許の場合は遅くとも3カ月後）に知的財産権総局により当該特許が公開され、かかる公開は6カ月間（簡易特許の場合は3カ月間）継続され、この期間内に何人でも当該特許の出願に対して書面により異議を申し立てることができる。かかる異議申立てがなされた場合、知的財産権総局は直ちに出願者にその旨通知し、出願者は書面による反論を提出することができ、かかる異議および反論はいずれも当該出願の実質審査の際に参考資料として利用される。

出願された特許の実質審査の申し出は、出願日から36カ月以内に書面によりなされなければならない。この期間内になされなかった場合には出願は取り下げられたものとみなされる。また、実質審査の申し出が当該特許の公開期間の終了前になされた場合には、実質審査は当該公開期間の終了後から実施され、公開期間終了後になされた場合には申し出を受けて直ちに実施される。実質審査の期間は最長36カ月（簡易特許は最長24カ月）で、審査の結果要件を満たしていると判断された場合には特許証明書（簡易特許の場合は簡易特許証明書）が交付され、特許出願時点まで遡って特許権の効力が生じる。

特許権が侵害されている場合、特許権者またはライセンシーは商事裁判所に対して特許権侵害に基づく損害賠償を求める訴えを提起することができる。

特許権侵害に対しては刑事罰も規定されており、最大で懲役4年および罰金5億ルピアが科される。

(3) 商標権

商標とは、商品または役務の取引行為に関して使用される標章で、画像、名称、文字、言葉、数字、色彩の結合またはこれらの組合せにより他と識別できるものをいい、商標には商品について使用する標章と役務について使用する標章の2つがある。商標権とは、商標登録簿に登録された商標の保有者または商標の使用について許諾を受けた第三者が有する当該商標を独占的に使用する権利である。

商標権は、法務人権省の知的財産権総局において管理されている商標登録簿に登録することが権利の発生要件である。登録申請は書面により申請書を提出することにより行う。

商標申請は、知的財産権総局による形式審査を経て正式に受理された日から30日以内に実質審査が開始され、最大9カ月以内に実質審査も完了し、申請が認められた場合には実質

審査の完了日から10日以内に商標官報において公表される。かかる公表は3カ月間継続して行われ、その期間中、何人も当該商標の登録に異議がある者は知的財産権総局に対して異議申立てを行うことができ、その場合、再審査がなされることになる。

登録商標の保護期間は商標申請の受理日から10年間で、一定の条件を満たす場合にはさらに10年ごとの延長が可能である。

商標権の侵害に対しては、商標権者または当該商標の使用許諾を受けた第三者は損害賠償および当該商標の使用行為の停止を求める訴えを商事裁判所に対して提起することができる。かかる訴えに対する裁判所の判断は原則訴えの受理日から90日以内に出される。

商標権侵害に対しては刑事罰も規定されており、最大で懲役5年および罰金10億ルピアが科される。

(4) 意匠権

意匠とは、線形もしくは色彩の形状、構成もしくは組合せまたはそれらの結合に関する美感を有する二次元または三次元の創作で、特定の製品、工業用品または手工芸品の製造に利用できるものをいい、意匠権とは当該意匠の創作者に対して国が付与する当該意匠を一定の期間使用しまたは第三者に使用を許諾する独占的な権利をいう。

意匠権は法務人権省の知的財産権総局において管理されている意匠登録簿に登録することが権利の発生要件である。新規性が実質要件であり、意匠の出願は書面により出願書を提出することにより行う。出願書には、(i)出願日、(ii)創作者の名前、住所および国籍、(iii)出願者の名前、住所および国籍を記載し、出願する意匠の見本または写真および説明書きを添付する。かかる出願は知的財産権総局による形式審査を経て正式に受理され、受理日から遅くとも3カ月後までに当該意匠が公開され、当該意匠の出願に異議のある第三者は公開日から3カ月以内に異議申立てを行わなければならない。かかる異議申立てがなされた場合は、知的財産権総局は公開期間の終了日（公開日から3カ月後の日）から6カ月以内に当該異議を認めるか否か決定し、異議申立てがなされなかった場合には、公開期間終了後1カ月以内に意匠証明書が交付される。

意匠権の存続期間は出願の受理日から10年で、延長は認められない。

意匠権の侵害に対しては、意匠権者または当該意匠の使用許諾を受けた第三者は損害賠償および当該侵害行為の停止を求める訴えを商事裁判所に対して提起することができる。

意匠権侵害に対しては刑事罰も規定されており、最大で懲役4年および罰金3億ルピアが科される。

(5) 営業秘密に関する権利

営業秘密とは、技術上または営業上の非公知かつ経済的価値を有する情報で、保有者によって秘密に管理されているものをいう。営業秘密の保有者は、当該営業秘密を個人的に使用する権利および第三者に商業目的での使用または開示することを許諾または禁止する

権利を有する。営業秘密に関する権利は、登録なしに当然に発生するが、第三者に譲渡する場合には登録が必要とされている。

営業秘密に関する権利侵害に対しては、当該営業秘密の保有者または使用許諾を受けた第三者は損害賠償および当該営業秘密の使用の停止を求める訴えを地方裁判所に対して提起することができる。

営業秘密に関する権利の侵害に対しては刑事罰も規定されており、最大で懲役2年および罰金3億ルピアが科される。

III. 不動産に関連する法規制

1. 土地基本法（1960年第5号）²⁴

インドネシアでは不動産に関する権利については土地基本法において定められている。同法は、憲法の規定を受けて、国内の全ての土地、水および空気（天然資源を含む）は原則として国家が所有するものであると規定している。従って、国家はこれらを自ら管理する権限を有しており、これらの分配、使用方法、供給および維持管理についての規制ならびに私人に認められる権利についての規制を設けることができることとされている。

同法において土地に関する権利として規定されている主要なものは次のとおりである。

- a. 所有権 (Hak Milik)
- b. 事業権 (Hak Guna Usaha)
- c. 建設権 (Hak Guna Bangunan)
- d. 使用权 (Hak Pakai)
- e. 借地権 (Hak Sewa)

これらはいずれも土地に関する権利であり、インドネシアの不動産法制下では、土地上に存在する建物は伝統的には土地の付属物と考えられてきた。実務上は当事者間の合意で建物だけの売買や建物のみ賃貸も行われているものの、建物単体での所有権登記や抵当権の設定は実務上認められていない。特別法により唯一マンションなどの区分所有権については建物上の所有権登記が認められている。また、土地基本法以外の法令に基づく土地に関する権利として、農業大臣規則1965年第9号に基づく管理権 (Hak Pengelolaan) が規定されている。管理権とは、政府機関が国有地を利用する目的で第三者に提供する際に設定される当該政府機関の当該国有地に関する権利である。

以下、(1)から(5)の権利について概要を述べる。

(1) 所有権 (Hak Milik)

土地（一定の住居用の不動産を除く。）の所有権を取得できるのはインドネシア国民に限られており、法人は外国資本・内国資本に限らず原則土地の所有権を取得することができない。従って、法人は事業権、建設権、使用权等の権利を土地に設定して事業に必要な限度において当該土地を利用することになる。

(2) 事業権 (Hak Guna Usaha)

事業権とは、国が直接管理する土地を農業、漁業または畜産業のために利用する権利で、インドネシア国民またはインドネシア法に基づき設立され、インドネシア国内に本拠のある法人であれば保持することができる権利である。従って、PMA企業にも、事業権の保持は許容される。

²⁴ 原文：<http://www.hukumonline.com/pusatdata/download/lt4c456aebc0269/node/249>
英訳 (PDF)：<http://faolex.fao.org/docs/pdf/ins3920.pdf>

事業権の当初の保持期間は、最長25年（ただし、特別の必要がある場合には35年）で、最長でさらに25年間延長することが可能（また、一定の要件さえ満たせばさらなる更新も可能。）とされている。

事業権は第三者に譲渡することができ、また、資金調達目的で抵当権を設定することも可能である。

(3) 建設権 (Hak Guna Bangunan)

建設権とは、自己が所有権を有さない土地の上に建物を建設して当該建物を所有する権利で、事業権同様、インドネシア国民またはインドネシア法に基づき設立され、インドネシア国内に本拠を有する法人であれば保有することができる権利である。外国資本が現地法人を設立し現地で工場またはオフィスを建設する場合はこの建設権が利用される。

建設権の当初の保持期間は最長30年で、さらに最長で20年延長することが可能（また、一定の要件さえ満たせばさらなる更新も可能。）とされている。

建設権は第三者に譲渡することができ、また、資金調達目的で抵当権を設定することも可能である。

(4) 使用权 (Hak Pakai)

使用权とは、土地を特定の目的のために使用または土地で取れる作物を収穫する権利で、インドネシア国民およびインドネシア法に基づき設立されインドネシア国内に本拠を有する法人に加えて、インドネシアに居住する外国人およびインドネシアに駐在員事務所を持つ外国企業にも保有が認められている権利である。

使用权の当初の保持期間は最長25年で、さらに最長で20年延長することが可能（また、一定の要件さえ満たせばさらなる更新も可能。）とされている。

使用权は第三者に譲渡することができ、また、資金調達目的で抵当権を設定すること（ただし、個人所有の土地の上に設定された使用权については抵当権設定は不可であり注意が必要である。）も可能である。

(5) 借地権 (Hak Sewa)

借地権とは、所有者に対価として賃借料を支払うことにより建物所有目的で土地を賃借する権利で、インドネシア国民およびインドネシア法に基づき設立されたインドネシア国内に本拠を有する法人に加えて、インドネシアに居住する外国人およびインドネシアに駐在員事務所を持つ外国企業にも保有が認められている権利である。

借地権の保持期間については、特段法律上の定めはない。

2. 抵当権法（1996年第4号）²⁵

土地上の権利に関して設定される担保権として、抵当権（Hak Tanggungan）が抵当権法に規定されている。抵当権の対象となる土地上の権利とは、土地の所有権、事業権、建設権および使用権である。明示的に除外しない限り、土地上の建物、植物およびその他附着物の所有権についても当該土地の権利に付随して抵当権の対象となる。抵当権の設定は、抵当権設定者と抵当権者の間で、特定の債務を担保するために特定の土地に係る権利の上に抵当権を設定する旨の合意に基づき抵当権設定証書を作成する。かかる証書に基づき不動産登記所における登記簿に登録することで、その効力が発生する。一つの対象に複数の抵当権を設定することも可能であり、その場合における抵当権の優劣は不動産登記所での登記の日付の先後で決められ、同日に登録がなされた場合には、抵当権設定証書における抵当権の設定日の先後で決められる。

抵当権の実行方法として(i)競売、(ii)裁判所を通じた担保権実行および(iii)私的売却の3つがそれぞれの法律において規定されている。そのいずれにより実行した場合でも、その担保の目的物を担保権者が自ら取得することは原則認められていない。いずれの担保権も外国法人が担保権者となることは可能である。

3. 不動産開発事業に関連する法規制

インドネシアにおける不動産開発事業については外資規制はないことから100%外国資本により設立されたPMA企業によって行うことが可能である。不動産開発事業の実施にあたっては関係官庁から各種許認可を取得する必要がある、必要な許認可の種類は対象不動産が所在する地域の地方自治体により、また開発の対象となる物件によっても異なりうるが、典型的な許認可としては以下のものが挙げられる。

不動産開発を行うためには、対象不動産が所在する地域の地方自治体から空間利用許可（Izin Pemanfaatan Ruang）を取得する。空間利用許可の取得にあたっては、事前または事後に土地空間計画調整庁に対して開発計画のプレゼンテーションの実施を要する場合がある。加えて、建設権等の土地に関する権利を新たに取得するにあたっては、対象不動産が所在する地域の地方自治体から立地許可（Izin Lokasi）の取得が必要となる。

対象不動産における事業活動の前提として、環境保護法に基づく環境影響評価（AMDAL）あるいは環境管理・モニタリングプログラム（UKL-UPL）の実施が必要となる場合がある。これらについては、「IX.1. 環境保護法（2009年第32号）」において後述する。

対象土地に建物を建設するにあたっては、当該土地が所在する地域の地方自治体から建設許可（Izin Mendirikan Bangunan）を取得する。建設する建物の規模等によっては、地方自治体の建設当局による検査が必要となる場合がある。

²⁵ 原文：http://hukum.unsrat.ac.id/uu/uu_4_96.htm

英訳（PDF）：<http://jpplawyer.com/download/Law%20No.%204%20of%201996%20on%20Mortgage.pdf>

IV. 商取引に関連する法規制

1. 民法（1847年）²⁶

インドネシアで現在効力を有している民法典は、1847年に公布された民法典（burgerlijk wetboek voor indonesië (Kitab Undang-undang Hukum Perdata)）である。この時代のインドネシアはオランダの統治下にあったため、インドネシア民法典はオランダ民法の影響を強く受けて制定された。第二次世界大戦後に制定されたインドネシア憲法においては、既存の法令は新憲法下で新たな法令が制定されるまでは引き続き有効であるという趣旨の経過規定が置かれたため植民地時代に制定された法令も引き続き効力を有することとなった。投資法や会社法など各種法律が制定あるいは改正されるなか、民法典に関しては未だアップデートがなされていないのが現状である。

私法の一般法である民法の規律は広範囲に及ぶが、ここでは企業活動に関係が深い契約に関連する規定のうち、インドネシアでの事業活動にあたって特に留意すべきと思われる論点に限定して述べる。

(1) 契約の有効要件

民法は、契約の有効要件として、(i) 契約当事者の合意、(ii) 契約当事者の契約締結能力、(iii) 契約締結の目的、および(iv) 合法的な原因の4つを規定している。原則として契約の要式性は求められていないため、書面によらない合意であっても上記4つの要件を充たす限りは契約として有効と解されている²⁷。ただし、将来の紛争を避けるためには、書面により合意の内容を明確に規定しておくことが望ましいのは言うまでもない。

(2) 人的担保—保証

保証とは、債務者が債務を履行しない場合に、第三者が債権者に対して債務者の債務を履行するために義務を負う契約である。主たる債務が存在しなければ保証は成立せず、主債務者が債権者に対して負う債務を超えて保証人が債務を負担することはない。さらに、保証により生ずる権利義務は、他の権利義務が終了すると同一の原因によって消滅するとされており、保証債務の成立・内容・消滅における附従性の原則がそれぞれ明記されている。また、保証人は、原則債権者に対して主債務者の財産を先に執行することを要求することができるといういわゆる「検索の抗弁権」が認められている。ただし、保証人が債務者と連帯して債務を負担する旨の連帯保証の合意をした場合には、検索の抗弁権を主張できず、債権者は主債務者の債務不履行があった場合に直ちに保証人に対して履行の請求が可能となる。

保証の範囲については、債権者と保証人の合意により任意に定めることができ、主債務者の債務の一部の保証も可能である。特に制限なく保証を行った場合には、主債務者に対

²⁶ インドネシア語訳 (PDF) : http://hukum.unsrat.ac.id/uu/kolonial_kuh_perdata.pdf

²⁷ 不動産の権利移転の場合や一定の株式譲渡の場合など、公証人の面前で公正証書に署名することで初めて効力が発生するという厳格な要式性が求められる契約類型も存在することに注意する必要がある。

する訴訟費用を含む全ての債務、利息および費用が保証の範囲に含まれる。根保証の合意も有効と解されており、実務的にも一般的に利用されている。

保証債務を履行した保証人は、主債務者に対して元利金および費用の求償権を取得するとともに、債権者が主債務者に対して有する一切の権利を取得する。ただし、実務上注意が必要なのは、保証人が債権者の行為によりその権利、抵当権および先取特権につき債権者に代位することができなくなったときは免責される、いわゆる担保保存義務である。日本民法にも同趣旨の規定がおかれているところ、日本の実務では、特に金融機関が債権者の場合には担保保存義務の免除特約を保証契約のなかに規定するのが一般的であり、かかる特約の有効性を判例も原則肯定している。この点、インドネシアにおいては明確な裁判例は見当たらないものの、債権者の立場に立って保証契約を締結する場合には、この義務の免除特約を規定しておくことが一般的には望ましいと言えよう。

また個人が保証人になる場合には、準拋法の如何を問わず、配偶者の同意が必要とされる点に注意する必要がある。

(3) 時効

時効とは、一定期間の経過によって、また法律の定めた条件の下に、ある物を取得または債務から解放されるための制度である。時効には取得時効と消滅時効の2つの種類の時効が規定されている。時効は事前に放棄することができないが、時効成立後に放棄することは明示または黙示の意思表示によって可能とされている。

消滅時効に関しては、原則として、あらゆる権利の申立ては30年の経過により時効によって消滅すると規定されており、時効を主張する当事者はこれに関して何らの証拠を提示する義務もない。また時効を主張する当事者が悪意であったとしても相手方はそれに対する異議を述べることはできないとされている。これは、立証などが不要でかつ援用者の主観的認識も問わないとされている点で通常消滅時効とはやや性格を異にするものであり、いわゆる除斥期間と解される。この除斥期間の設定に加えて、債権の種類ごとに1年、2年または5年の3種類の時効期間が設定されている。また、消滅時効の中断事由としては、(i)催告または債務の裁判上の請求、および当該債務に関連するあらゆる訴訟手続きが開始され権限ある官吏が権利者の名義で送達を行った場合、(ii)債務者が債務の存在を承認した場合が挙げられている。債権者が直接債務者に対して債務の履行の請求をただけでは消滅時効の中断事由にはならないことに注意が必要である。

(4) 債権譲渡

民法は、指名債権の譲渡の要件として、以下の2つの要件を規定している。

- a. 債権譲渡の合意が譲渡人と譲受人との間で書面によりなされること。
- b. 債務者の承諾または債務者への通知が書面によりなされること。

a. の要件に関しては、債務者への通知だけで足りるのか、これに加えて債務者の承諾も必要なのかという点は必ずしも明確ではなく、実務上は通知だけではなく債務者の承諾まで取得しておくことが望ましいとされている。通知・承諾は債権譲渡がなされた後、書留郵便または裁判所の廷吏による送達のいずれかの方法で行われる。通知・承諾の言語についての制限は特段ないものの、裁判所の廷吏により送達される場合には、インドネシア語で行うことが望ましいとされている。

当事者間で譲渡禁止特約の合意をすることは有効と解されている。譲渡禁止特約に違反して債権を譲渡した場合の効果については明文の規定はなく、債権譲渡自体が無効と解される可能性が高い。

(5) 契約解除

インドネシア民法典における契約の解除の規定ぶりは独特である。双務契約において一方当事者が義務の履行を怠った場合には、解除条件が成就したものとみなされる。解除条件は、それが成就した時点で債権債務関係を消滅せしめ、契約が存在しなかった以前の状態に回復させる条件と定義されている。この定義に沿って解釈すれば債務不履行が生じた時点で解除条件が成就し法の適用により当然に契約関係が消滅して双方に原状回復義務が生じるように読めるが、インドネシア民法典では契約不履行の場合には自動的に解除されるのではなく、裁判所に対して解除の申立てを行うことを求めている。解除の申立てがなされた場合で解除条件が契約に明記されていないときは、裁判所は被申立人の要求があればその裁量によって、状況に応じて1カ月を超えない範囲で期間の猶予を付与することができる。なお、契約当事者は、相手方の債務不履行に対して上述の契約の解除を裁判所に申し立てることもできるし、他方で相手方に対して債務の履行を催告することも可能とされている。

これは実務的には使い勝手の悪い規定である。相手方の債務不履行があった場合に、裁判所の判断を仰がなければ契約解除ができないというのでは手続きが煩雑に過ぎる。一方当事者による解除の有効性を争う場合に裁判に持ち込まれるというのは当然であるが、解除権の行使自体が裁判を経ないと認められないというのは非常に厳しい解除権の制限といえる。現在の経済取引の実態に鑑みてもかかる規定の合理性を説明することは困難であり、実務上も、民法第1266条および第1267条の規定は、契約において適用を排除する（または契約上認められている各当事者の解除権の行使や債務不履行時の相手方当事者の権利の行使を妨げない）という趣旨の規定をおくことにより、実質的に適用を回避している。

2. 商法（1847年）²⁸

オランダ統治下の1847年に制定された商法典（wetboek van koophandel voor indonesië（Kitab Undang-undang Hukum Dagang））が現在も効力を有している。商法典は、第1編に

²⁸ インドネシア語訳：<http://hukum.unsrat.ac.id/uu/kuhd.htm>

において商行為、第2編において海商を規定している。第1編には、商業帳簿、株式会社以外の企業形態であるパートナーシップ²⁹、代理商、商人、運送、手形、小切手および保険などに関する規定がおかれている。なお、第1編第3章には株式会社に関する21ヶ条の規定がおかれていたが、旧会社法(1995年第1号)および関連政令の制定に伴い同規定は削除された。また、第3編は商人の支払不能について定めていたが、1905年制定の旧々破産法³⁰の制定に伴い削除された。

3. 破産法(2004年第37号)³¹

インドネシアにおける倒産手続きは、破産および債務の支払停止に関する法律(以下、「破産法」という。)において清算型の手続き(破産)と再生型の手続き(支払猶予手続き)の双方について規定されている。

(1) 破産手続き

ア. 申立権者

2人以上の債権者を有する債務者が、そのいずれかの期限到来済みの債務の支払いができなかった場合、当該債権者および債務者いずれからの破産申立ても認められている。さらに、公共の利益に資する場合には、検察官が破産申立てを行うことも認められる。ただし、特定の業種の法人の破産については、破産申立権者が当該法人の監督機関に限定されているので注意が必要である。例えば、銀行の破産申立権者はインドネシア銀行、保険会社、証券会社および証券取引所などの破産申立権者はインドネシア金融庁(Otoritas Jasa Keuangan:OJK)、年金基金などの破産申立権者は財務大臣に限定されている。

なお、破産の申立ては債務者の居住地を管轄する商事裁判所に対してなされる。

イ. 破産宣告

破産申立ての審理において、破産手続きの対象となっている債務者に2人以上の債権者が存在し、支払期日が到来している債権の少なくとも一つについて返済がなされていないという状態が生じている旨の事実が認定された場合には、裁判所によって破産宣告がなされる。裁判所はかかる破産宣告をするか否かについて破産申立ての受理日から60日以内に決定しなければならず、破産宣告をする場合には、同時に破産管財人および監督裁判官を指名する。

なお、破産宣告がなされるまでの財産保全のための仮差押えの制度および暫定的に破産管財人を選任する制度も存在する。

²⁹ persekutuan firma (venootschap onder firma)およびpersekutuan komanditer (commanditaire vennootschap)である。いずれも外国資本は利用することができない。

³⁰ 旧々破産法はインドネシア独立後も引き続き効力を有していたが、アジア通貨危機を契機として旧破産法(1998年第4号)の制定に伴い廃止された。現行の破産法は、旧破産法を全面的に改正する形で2004年に制定されたものである。

³¹ 原文(PDF): <http://www.hukumonline.com/pusatdata/download/1t4c4fe833a1622/node/20144>

英訳(PDF): [http://siteresources.worldbank.org/GILD/Resources/2004IndonesiaBankruptcyLaw\(English\).pdf](http://siteresources.worldbank.org/GILD/Resources/2004IndonesiaBankruptcyLaw(English).pdf)

破産宣告がなされた場合には、破産宣告の決定を破産管財人および監督裁判官が受領してから5日以内に、破産管財人は官報および監督裁判官が指定する少なくとも2つの日刊紙に次の情報を掲載しなければならない。

- a. 債務者の氏名、住所および職業
- b. 監督裁判官の氏名
- c. 債権者委員会の暫定委員の氏名、住所および職業（既に選任されている場合）
- d. 初回の債権者集会を実施する場所および日時

ウ. 破産管財人

裁判所によって指名される破産管財人は、債務者および債権者いずれとも利益相反関係にない第三者でなければならず、3件を超える破産案件を同時に扱ってはならないとされている。

破産宣告以降、破産管財人が破産債務者の財産を管理する権限および義務を有する。破産宣告の決定に対して上訴がなされている場合でも、その間に破産管財人が債務者の財産に関してなした法律行為は有効であり、破産宣告が後に取り消された場合でもかかる破産管財人の行為は債務者を拘束する。

なお、裁判所によって破産管財人が選任されたものの、破産債務者の財産が少なく、管財人費用その他破産債務者の財産の処理をするのに要する費用を賄えない場合には、監督裁判官の申立てに基づき、裁判所は当該破産宣告を取り消すことができる。もし、破産者が株式会社で破産処理費用が払えずに破産宣告が取り消された場合には、当該株式会社は会社法に基づき解散し、清算手続きに移行する。

エ. 債権届出および分配

破産宣告がなされた場合、その旨が官報および日刊紙に掲載されると同時に知れたる債権者に対しては個別に郵便で通知がなされる。債権者は一定の期間内に自己が破産債務者に対して有する債権の内容および額を当該債権の存在を示す資料を添付して破産管財人に対して届け出なければならない。破産管財人はかかる届出債権について認否を行い、破産管財人によって承認された届出債権の額に従い、破産財団から按分割合で配当がなされる。なお、保証または担保が付された債権については破産宣告後であっても当該保証債権の行使または担保権の実行により債権を優先して回収することができる。

オ. 和議

破産宣告がなされた後、破産債務者は自ら和議案を作成し各債権者および破産管財人に対して提示することができる。かかる和議案は最初の債権者集会において討議され、出席した無担保債権者の過半数および出席した無担保債権者の債権額の合計の3分の2以上の債権を有する無担保債権者の同意を得ることにより承認される。和議案が承認された場合、

その時点で破産手続きは終了し、債務者は以後確定した和議案に従って債権者に対して債務の弁済を行うことになる。仮に和議案に基づく債務の履行がなされない場合には、債権者は和議の取消しを裁判所に求めることができ、裁判所によって和議が取り消された場合には破産手続きが再開され、この場合、再度の和議案の提出は許されない。

(2) 債務の支払猶予手続き

ア. 申立権者

2人以上の債権者を有する債務者が、そのいずれかの債務の支払いを続けることができない事態に至った場合、当該債務者または債権者は裁判所に対して債務の支払猶予を求める申立てをすることができる。債務不履行が発生していない段階でも申立てが可能な点が破産手続きとは異なる。

イ. 審理手続き

債務の支払猶予の申立てが、(i)債務者によってなされた場合は申立ての受理から3日以内に、(ii)債権者によってなされた場合は申立ての受理から20日以内に、裁判所は一時的な支払猶予の承認を行い、承認がなされる場合には同時に監督裁判官と財産管理人を選任する。裁判所は、かかる承認の日から45日以内のいずれかの日に債権者集会を開催する旨を債務者および知れたる債権者に対して通知しなければならない。また、財産管理人はかかる一時的な支払猶予の承認について官報および少なくとも2つの日刊紙において公告し、債権者に対して債権者集会への参加を求めなければならない。

債権者集会において債務者の提示する和議案が審議され、(i)出席した無担保債権者の過半数および出席した無担保債権者の債権額の合計の3分の2以上の債権を有する無担保債権者ならびに(ii)出席した別除権者の過半数および出席した別除権者の債権額の合計の3分の2以上の債権を有する別除権者の承認が得られた場合には一時的に認められていた債務の支払猶予の申立てが正式に承認され、以降は当該和議案に従って債務の返済がなされることになる。

4. 消費者保護法 (1999年第8号)³²

インドネシアの消費者保護法は、消費者契約に関連する事項に加え、不当景品・不当表示規制および製造物責任などを規定する消費者の利益保護を目的とした総合的な法律である。

本法の規制の対象となる「事業者」は、インドネシア国内において事業を行う個人、法人およびその他の団体である。また、規制の対象は商品およびサービスであるが、「商品」

³² 原文 (PDF) : http://siswaspk.kemendag.go.id/umum/UU_PERLINDUNGAN_KONSUMEN_8_1999.pdf

英訳 (PDF) : <http://www.bu.edu/bucflp/files/2012/01/Law-No.-8-Concerning-Consumer-Protection.pdf>

には、有体物・無体物、動産・不動産および消費財・耐久財の区別を問わず消費者が使用しうるあらゆる物が含まれる。

(1) 事業者の禁止行為

事業者は以下の行為をしてはならない。

- a. 法定の基準を満たさないまたは表示に合致しない商品・サービスの提供
- b. 商品・サービスに関する不正な広告
- c. 商品・サービスの価格・効用・状態等に関する虚偽の表示
- d. 詐欺的行為による商品・サービスの販売
- e. 商品・サービスのバーゲンセールに関する虚偽の宣伝
- f. 不当な景品提供の宣伝
- g. 不当な景品の配布
- h. 強迫的行為による商品・サービスの提供
- i. 商品・サービスの注文に関する不当な制限
- j. 広告業者による不正な広告の作製
- k. 消費者に一方向的に不利益な条項の契約書等への記載

例えば、ハラール³³である旨のマークが付されているにもかかわらずハラールの基準から逸脱した工程が含まれた商品は(i)に違反することになる。また、a.に違反した商品は、商業省によりリコールが義務付けられる場合がある。

上記の違反には刑事罰が規定されており、最大で5年の懲役または20億ルピアの罰金が科される。

(2) 製造物責任

事業者は、製造または販売した商品・サービスの使用に起因して消費者に生じた損害を賠償する義務を負う。賠償の方法は、返金、商品・サービスの交換、治療および保険金の支払いなどである。賠償義務に違反した事業者に対しては、最大で20億ルピアの行政罰が科される。損害の発生につき消費者に過失があると立証した場合には、事業者は賠償責任を負わない。

商品の製造事業者は以下の場合に免責される。

- a. 当該商品を流通させる意図がなかった場合
- b. 欠陥が後に生じたものである場合
- c. 規格上の規定を満たした結果として欠陥が生じた場合
- d. 消費者に過失があった場合

³³ イスラム法において「合法」を意味する語であり、イスラム教の戒律に従ったものであることを意味する。イスラム教徒は豚肉やアルコール等イスラム教の聖典において禁忌とされている物（ハラールでない物）を摂取してはならないとされている。ハラール認証団体の検査を経て禁忌物を含んでいないとの認証を受けた商品にはハラールである旨のマークが付される。

e. 当該商品購入の日から4年または別途合意した保証期間が経過した場合
商品・サービスを他の事業者へ販売した事業者は、当該他の事業者が何らの変更も加えずに商品・サービスを販売した場合、または商品・サービスを販売した事業者により変更が加えられていたこともしくは商品・サービスがサンプルに適合していないことを取引の際に当該他の事業者が知らなかった場合に限り賠償責任を負うものとされている。

(3) 紛争解決

消費者保護法は、消費者問題に関する紛争解決手段として通常裁判所における訴訟のほかには消費者紛争解決機関による裁判外紛争処理を用意している。事業者による本法違反に対しては、損害を受けた消費者自身のほか、非政府組織である消費者保護団体も原告として訴訟を提起することができる。

消費者紛争解決機関による裁判外紛争処理が選択された場合、その決定に不服がある当事者は地方裁判所に異議を申し立てることができる。異議申立てに対する地方裁判所の決定に対して不服がある当事者は、さらに最高裁判所に破棄の申立てをすることができる。

5. 外国為替管理

(1) 資本取引規制

インドネシアの外国為替および為替レートに関する法律（1999年第24号）³⁴（以下、「外為法」という。）は、外国為替に関する自由取引を認めており、インドネシアに居所を有する自然人および法人は、原則自由に外国通貨を保有し使用することができる。従って、外国通貨を保有している場合でも、それを国家に対して強制的に売却するなどの義務を負うことはなく、また、かかる外国通貨を利用して国際取引や資本市場取引を自由に行うことができる（なお、一定の場合にインドネシアの中央銀行であるインドネシア銀行への報告義務が発生する。）。

また、外為法は資産および負債をインドネシアの居住者と非居住者の間で移動させることも原則自由に認めており、従って外国資本がインドネシアで設立したPMA企業がインドネシア国内で資産を保有する場合に、当該資産を海外に持ち出すことも原則自由である。この点に関しては、外国投資家保護の観点から投資法上にも重ねて規定があり、同法は投資家が第三者との間で次に掲げるものを外貨で送金または送還する権利を保障している。

- a. 資本金
- b. 利益、銀行金利、配当金およびその他の収入
- c. 次に掲げる事項のために必要な資金
 - i. 原材料、補助財、半製品または完成品の購入
 - ii. 投資の持続性を保護するための資本財の交換

³⁴ 原文 (PDF) : http://www.bi.go.id/id/tentang-bi/uu-bi/Documents/uu_24.pdf
英訳 (PDF) : http://www.bkpm.go.id/file_uploaded/act2499.pdf

- d. 投資に必要な追加資金
- e. 借入債務支払いのための資金
- f. 支払義務のあるロイヤリティまたは利息
- g. 外国人個人の報酬
- h. 投資の売却または清算に伴う手取金
- i. 損失に対する補償
- j. 譲渡に対する補償
- k. 技術サポートに対する支払い、技術・管理サービスにかかる費用、プロジェクト契約に基づく支払いまたは知的財産権に対する支払い
- l. 資産の売却金

(2) ルピアによる外貨購入規制

インドネシア銀行は、インドネシア銀行規則No. 16/17/PBI/2014³⁵においてルピアによる外貨購入に制限を加えている。同規則によれば、外国資本がインドネシア国内の銀行を通して1カ月あたり10万米ドル相当を超える外貨をルピアで購入する場合、かかる外貨購入が必要であることを証明する書類の提出が義務付けられている。

(3) 現地通貨の持ち込み／持ち出し規制

ルピアの持ち込みおよび持ち出しについてはインドネシア銀行通達2002年第4号において次のとおり制限されている。

- a. 現金1億ルピア以上をインドネシア国内に持ち込む場合には、事前に税関による偽札識別検査を受けなければならない。
- b. 現金1億ルピア以上をインドネシア国外に持ち出す場合には、事前にインドネシア銀行の許可を得なければならない。

これらの規定に違反した場合には、持ち込みまたは持ち出しルピア総額の10%相当に最大3億ルピアを加算した罰金が科される。

³⁵ 原文 (PDF) : http://www.bi.go.id/id/peraturan/moneter/Documents/pbi_161714.pdf
英訳 (PDF) : http://www.bi.go.id/en/peraturan/moneter/Documents/pbi_161714.pdf

V. 金融取引に関連する法規制

1. 銀行業規制

現行の銀行法（1992年第7号）³⁶の下で、インドネシアの銀行業はこれまで他のアセアン諸国と比較しても外国資本に対して開放されていたが、2012年にシンガポールの銀行がインドネシアの銀行を買収する計画を発表したことを一つの契機として外資規制が強化されてきている。加えて、国会において銀行法改正の審議が続けられており、今後、外資規制を含めた銀行業規制のアップデートが予想される。

現行の外資規制の下では、銀行の株式を外国資本が99%まで保有することが認められている。ただし、2012年の上記買収計画発表の後、インドネシア銀行規則No. 14/8/PBI/2012³⁷により新たな出資規制が施行されたことに留意が必要である。同規則は、外国資本・内国資本を問わず、法人または個人による銀行の株式保有割合に以下の上限を設定している。

- a. 銀行または一定の要件を満たす金融機関は40%³⁸
- b. a. 以外の法人は30%
- c. 個人は20%

なお、親子会社関係などの資本関係がある場合、二親等までの親族関係がある場合、銀行支配のために協調する旨の合意がある場合には、複数の法人株主または個人株主の保有株式が合算されて上記の基準が適用される。外国会社が銀行の支配株主（25%以上の株式を保有する株主）になろうとする場合には、自国の金融監督庁からの推薦状および格付機関による一定水準以上の格付の取得が要求される。銀行を設立する場合、払込資本金の額として最低3兆ルピアが必要となる。

外国銀行の進出形態としては、上記の条件を満たす出資によるほか、支店を設置することも認められている。

銀行業はOJKの監督下に置かれ、事業を営むには同庁から事業許可を取得する必要がある。

取締役、コミサリスおよび支配株主などに対してフィット&プロパーテストが課せられる。フィット&プロパーテストは、対象者の廉潔性、実務能力などの適性を審査するものであり、書面審査および面接により合否が判定される。不合格となった者はその地位に就くことはできない。

2. 保険業規制

順調な経済成長を背景とする中所得層・高所得層の増加に伴い、インドネシアの保険市場は近年著しい拡大を遂げている。このような状況のもと、保険市場の成長に伴う諸制度の整備、保険契約者等に対する保護の充実を目的として、2014年、旧保険法（1992年第2号）

³⁶ 原文 (PDF) : <http://www.lps.go.id/documents/10157/182852/1UU+No+7+Th+1992+ttg+Perbankan.pdf>

英訳 (PDF) : <http://www.bu.edu/bucflp/files/2012/01/Act-No.-7-of-1992-Concerning-Banking.pdf>

³⁷ 原文 (PDF) :

http://www.bi.go.id/id/peraturan/perbankan/Documents/015ad3f77e3846f3a2ea16e18d778ee2pbi_140813.pdf

³⁸ 一定の要件を満たすことで40%を超える株式の取得が可能となる場合がある。

を全面的に改正する保険法（2014年第40号）³⁹が成立した。保険業はOJKの監督下に置かれ、事業を営むには同庁から事業許可を取得する必要がある。

保険業は、損害保険、生命保険、再保険およびイスラム教の教義に適合したシャーリア保険に分類される。シャーリア保険はシャーリア保険会社でなければ扱うことができない。

保険会社は、内国資本100%または保険会社である外国資本との合弁でなければ設立することができない。旧保険法の運用の下で間接的に外国資本が株式の100%を保有している保険会社は、かかる要件を満たさないこととなるため、保険法施行後5年以内に国内投資家に対する株式譲渡または資本市場への上場の方法により所定の出資比率まで引き下げなければならない。外国資本の出資比率は、従前どおり80%が上限となる⁴⁰。

インドネシアにおいて保険業を営むことができるのは、原則として、インドネシア会社法に基づく株式会社（Perseroan Terbatas）、協同組合（Koperasi）および保険法施行以前から存在する相互事業（Usaha Bersama）に限られる。ただし、インドネシアの保険業者において保険対象のリスクの負担・管理ができないとき、または保険対象について保険の提供ができないときは、外国保険会社が引き受けることができる。

何人も同一の保険業を営む保険会社2社以上の支配株主となることはできない。従って、保険会社の株主は、生命保険会社、損害保険会社、再保険会社、シャーリア生命保険会社、シャーリア損害保険会社およびシャーリア再保険会社各1社の支配株主となることができ、かつこれが上限となる。

取締役、コミサリス、支配株主に加え、コントローラー（Pengendali）、シャーリア・ボード・メンバーなどにフィット&プロパーテストが課せられる。コントローラーとは、新法において新たに導入された概念であり、直接または間接に取締役およびコミサリスに対する指名権および影響力を有する者と定義され、最低1名を置かなければならない。コントローラーを欠く場合、OJKがこれを指名することができる。コントローラーは、支配株主とは区別された概念として規定されており、保険法の注釈によれば、取締役やコミサリスとは別に、破綻時において保険契約者、被保険者その他の参加者に対して責任を負うものとされている⁴¹。

3. ノンバンク業規制

財務大臣規則2006年第84号および金融庁規則2014年第28号ないし第31号がノンバンク業に関する主要な規制を規定している。財務大臣規則2006年第84号は、ノンバンク業を、リース業、ファクタリング業、クレジットカード業および消費者金融業の4類型に限定して認

³⁹ 原文（PDF）：

http://www.bi.go.id/id/peraturan/perbankan/Documents/015ad3f77e3846f3a2ea16e18d778ee2pbi_140813.pdf

英訳（PDF）：<http://www.indolaw.org/UU/Law%20No.%2040%20of%202014%20on%20Insurance.pdf>

⁴⁰ ただし、監督当局において引き下げが検討されている。今後の動向になお注意を要する。

⁴¹ ただし、かかる責任の内容は注釈においても明確にされていない。

めていたが、金融庁規則2014年第29号は、投資ファイナンス、運転資金ファイナンスおよび多目的ファイナンスという新たなカテゴリーを設けた。

ノンバンク業を営むファイナンス会社に対する外国資本の出資比率の上限は85%とされている。従前の運用の下では外国資本が間接的にこの上限を超えて株式を保有することができたが、金融庁規則2014年第28号により外国資本は間接的にもこの上限を超えて株式を保有することはできなくなった。

ファイナンス会社の設立時に必要な払込資本金の額は最低1,000億ルピアである。ファイナンス会社は国内のファイナンス・セクターにしか資本参加することができず、出資額は出資先の払込資本金の額の25%を超えることはできない。また、ファイナンス会社の資本参加の総額はその純資産の20%を超えてはならない。

ファイナンス会社のギアリング比率⁴²は最大10倍に規制されている。劣後ローンは以下の条件を満たさなくてはならない。

- a. ローンの期間が最低5年であること
- b. 倒産時に他の債権に劣後すること
- c. 公証人の作成する契約証書によること

なお、ギアリング比率の計算上劣後ローンの額に算入される金額は、払込資本金の50%を超えないものとされている。

ファイナンス債権の総資産に占める割合は、最低40%を維持しなくてはならない。

従前、取締役等の数について特段の規制はおかれていなかったが、金融庁規則2014年第30号により、総資産2,000億ルピア超のファイナンス会社について、最低3名の取締役、最低2名のコミサリス（うち1名は独立コミサリス）、監査委員会ならびに内部統制システムおよび監査の実効性を確保するコミサリスの役割を補助する機関をおくこととされた⁴³。さらに、PMA企業であるファイナンス会社については取締役の少なくとも半数がインドネシア国民でなければならない。なお、取締役、コミサリス、支配株主等に対してフィット&プロパーテストが課せられている。

⁴² ギアリング比率=借入総額 / (純資産額+劣後ローン額-資本参加額)

⁴³ 総資産2,000億ルピア以下のファイナンス会社については、最低2名の取締役を置かなければならない。

VI. 贈収賄に関連する法規制

1. 贈収賄法（1980年第11号）⁴⁴

インドネシアにおいて、民間企業の役員または従業員を対象とする贈収賄を直接に処罰する法律は存在しない。しかしながら、公共の利益に関する権限を有する者に対する不正な利益の供与は、その者が公務員でない場合でも贈収賄法に基づき処罰の対象となりうるので注意が必要である。すなわち、同法によれば、公共の利益に関する権限または義務を有する者に対し、その権限または義務に違反してある行為をさせ、またはさせない目的をもって、金品を供与し、またはその約束をした者は、5年以下の禁錮および1,500万ルピア以下の罰金に処せられる。例えば、公共工事を受注している民間企業の役員は、公共の利益に関する権限または義務を有する者に該当しうると考えられる。

2. 汚職撲滅法（1999年第31号）⁴⁵

公務員の汚職の処罰について定めた法律が汚職撲滅法である。同法は、公務員および政府機関（state apparatus）の汚職行為およびこれらの者に対する贈賄行為を処罰する。「公務員」の定義上、公務員法上の公務員のほか、中央政府または地方政府から給与を得ている者、中央政府または地方政府から支援を受けている企業から給与を受けている者、国または社会の資金または設備を使用している企業から給与を受けている者も含まれることになるので注意が必要である。「政府機関」には、大統領、大臣、国会議員など高度の権能を有する者が該当するとされている。

公務員もしくは政府機関に対し、その義務に違反してある行為をさせ、もしくはさせない目的をもって金品を供与し、もしくはその約束をした場合、または当該公務員もしくは政府機関がその義務に関連してある行為をし、もしくはしなかったことについて金品を供与した場合、供与した者は一年以上5年以下の禁錮、または5,000万ルピア以上2億5,000万ルピア以下の罰金に処せられ、またはこれらが併科される。

賄賂の対象である「金品」には、現金のほか、物、割引、コミッション、無利子貸付、旅行券、宿泊施設、旅行、無償医療行為その他の便宜が含まれる。賄賂に該当しうる金額についての定めはないため、形式的には少額の金銭の供与であっても本法の犯罪を構成しうる。ただし、利益供与の額が1,000万ルピア以上である場合には供与を受けた側が賄賂でないことについての立証責任を負い、1,000万ルピア未満である場合には検察官等の訴追側が賄賂性についての立証責任を負うという形で立証責任の転換が図られている。

汚職事件に関する特別の捜査・訴追機関として汚職撲滅委員会（Komisi Pemberantasan Korupsi: KPKと呼ばれる。）が汚職撲滅委員会法（2002年第30号）⁴⁶に基づき設置されてい

⁴⁴ 原文：http://hukum.unsrat.ac.id/uu/uu_11_80.htm

⁴⁵ 原文（PDF）：<http://www.kpk.go.id/images/pdf/Undang-undang/uu311999.pdf>
2001年第20号による改正：<http://www.kpk.go.id/images/pdf/Undang-undang/uu202001.pdf>

⁴⁶ 原文（PDF）：<http://www.kpk.go.id/images/pdf/Undang-undang/uu302002.pdf>
英訳（PDF）：<http://www.oecd.org/site/adboecdanti-corruptioninitiative/46814420.pdf>

る。同法に基づき、KPKは汚職事件に関する検察の捜査・起訴権限を一定の要件の下に引き継ぐことができ、さらに、(i)司法当局や国家機関が関与する事案、(ii)国民社会を動揺させる事案、および(iii)10億ルピア以上の国家損失が関連する事案に対してはKPK自ら捜査・起訴を行うことができる。

汚職事件に関する特別の司法機関として汚職裁判所が汚職裁判所法（2009年第46号）⁴⁷に基づき設置されている。汚職裁判所は、民事・刑事事件を審理する通常裁判所の系列である地方裁判所に付設され、汚職事件に関する第一審裁判所としての役割を担う。汚職裁判所は、通常の判事（一般判事）に加え、裁判官以外の者のうちから選考委員会による選考を経て選任される特別判事により構成される。汚職事件の裁判は常に合議体で行われ、事案により5名（一般判事3名および特別判事2名）または3名（一般判事2名および特別判事1名）で構成される。判決までの期間が法定されており、第一審は起訴後120営業日以内に、控訴審（高等裁判所）は控訴後60営業日以内に、上告審（最高裁判所）は上告後120営業日以内に判決が言い渡される。

⁴⁷ 原文（PDF）：http://kpk.go.id/gratifikasi/images/pdf/UU_46.pdf

VII. 紛争解決に関連する法規制

1. 民事手続法（1941年）

インドネシアでは、オランダ統治時代に制定された民事手続法が現憲法の経過規定に基づき、現在もなお効力を有している。オランダ統治時代に制定された民事手続法は、以下の3つである。

- a. 改正インドネシア手続法⁴⁸
- b. 域外手続法
- c. オランダ民事手続法

このうち、改正インドネシア手続法は、1941年に制定されたジャワ島およびマドゥラ島内で適用される民事手続法である。域外手続法は、1927年に制定されたジャワ島およびマドゥラ島以外の地域で適用される民事手続法である。一方、オランダ民事手続法（1847年・1849年制定）は現在その法的効力は失われていると一般に解されているが、改正インドネシア手続法や域外手続法に比して条文数が多く詳細な手続規定がおかれているため、現在の民事手続きの運用上、各裁判官によって適宜参照されガイドラインとしての役割を果たしている。

(1) 民事訴訟手続き

インドネシアにおいて、司法権は最高裁判所およびその管轄下にある下級裁判所ならびに憲法裁判所にのみ帰属し、これらの裁判所は他の機関からの独立性が保障されている。下級裁判所には、通常裁判所に加えて、宗教裁判所、軍事裁判所および行政裁判所が存在し、それぞれに地方裁判所と高等裁判所が設置されている。高等裁判所の判決に対して上訴する場合には最高裁判所に対して申し立てることになり、日本と同様に三審制の手続きが保障されている⁴⁹。

一般的な民事訴訟は、事件につき管轄を有する通常裁判所の地方裁判所に原告が訴状を提出することで提起される。訴状を受理した裁判所は、第1回公判期日を決定し、呼出状を両当事者に送達し、被告に訴状の写しを送達する。

第1回公判期日において、裁判所は当事者に対して和解を勧誘し、事件を調停手続きに付すこととされている。調停が不調に終わった後、実質的な公判手続きが進行する。審理は、(i)原告の訴状の読み上げ、(ii)被告の答弁書提出、(iii)原告準備書面の提出、(iv)被告準備書面の提出を公判期日ごとに行い、その後、原告側の証拠調べ、被告側の証拠調べを経て、双方が最終準備書面を提出し結審する。第一審の訴え提起から判決言渡しまで6カ月から12カ月を要するといわれている。

上述のとおり、インドネシアの裁判手続きは、オランダ統治時代に制定された古い民事手続法に依拠しているため法律で定められている手続きが限定的で、その結果、裁判官の

⁴⁸ インドネシア語訳：<http://www.hukumonline.com/pusatdata/download/fl53195/node/27228>

⁴⁹ なお、憲法裁判所は、憲法違反の申立てを審理する特別裁判所として設置され、この憲法裁判所に限り審級制ではなく、一審限りで判決が確定することになる。

裁量に委ねられている範囲が広い。加えて、司法の腐敗が依然ほびこり公正な裁判が必ずしも担保されていないという実態もあり、インドネシアの裁判所は、外国企業にとっては不透明かつ不公正な紛争解決機関であるという印象が強い。実際外国企業にとってインドネシアの裁判所で満足できる内容で紛争解決に至るのは容易ではなく、かかる現状に鑑みると、インドネシアの裁判所は日本企業にとって好ましい選択肢とは言えない。

(2) 民事保全手続き

改正インドネシア手続法下では、(i)自己の所有する動産に関する保全手続き、および(ii)本案訴訟の相手が所有する財産の保全手続きの2つの類型を定めている。インドネシアの現在の実務では、本案提起前の保全の申立ては受理されていない⁵⁰。従って、実務的には、保全処分が可能な被告の資産をその時点で探知できていれば、保全の申立ても同時に行う場合が多い。保全の申立ての管轄裁判所は、本案訴訟の管轄裁判所と同一である。

インドネシアの民事保全手続きにおいては、保全の決定を出す際に裁判所が債権者に対して担保の提供を求めるということは一切行われていない。これは、日本の民事保全手続きと大きく異なる点である。

裁判所から保全命令が出された場合、保全命令の執行はその裁判所が任命する執行官と2名の証人によって執行がなされる。具体的な保全の方法は対象財産の種類によって異なるが、不動産や動産に共通する点として、財産の処分のみが禁じられ、当該財産を従前どおり使用することや、それを使用して収益を上げることは禁じられていない。他方、債権に関しては、例えば預金債権を仮差押えする場合、執行官が第三債務者である金融機関に証人とともに赴き、当該金融機関に対して保全命令を示し、対象となる預金口座を凍結させ、預金口座の名義人による引出しや送金などの処分ができないような処理を行うよう命じる。

保全命令の効力は、本案の判決が確定し、本執行がなされるまでの間継続する。仮差押えがなされている場合は、債権者である原告の本案の勝訴が確定した場合は、改めて本差押えの手続きを行う必要はなく、本案の確定により仮差押えの効力がそのまま本差押えとしての効力を有することになり、確定判決をもとに強制執行の申立てを受けた裁判所は、直ちに差し押さえられている財産の換価手続きに移行することができる。反対に、保全命令が出された後、債権者である原告の本案での敗訴が確定した場合には、保全命令の効力は当該本案の判決で取り消され、保全の登記がなされている場合には、執行官によりその抹消登記がなされることにより従前の状態が回復される。債務者である被告が特段何らかの行為を行う必要はない。

現行法上民事保全手続きについて定めた明文の規定は極めて限られており、その結果、裁判官の裁量に委ねられている部分が広範にわたっている。

⁵⁰ 改正インドネシア手続法は、明文上、本案提起前の保全申立てを認めていると解釈できそうであるが、実務の運用として認められていない。

(3) 民事執行手続き

改正インドネシア手続法は、金銭執行の対象として、不動産と動産の2種類の対象についてしか規定していない。民事執行の運用上は、債権は動産に含まれるものとして解釈されているようで、債権の執行については、動産の執行手続きが適用または準用されているようである。非金銭執行については、そもそも、非金銭執行が認められるかどうかという点について、改正インドネシア手続法は何も規定していないが、現在の運用上、不動産の明渡しや動産の引渡しの強制執行も行われているようである。

第一審裁判所において判決が出され、それが確定した場合、その判決の執行は、その審理を行った第一審裁判所の指揮命令下で行われる。判決の確定後、敗訴者が判決に従う意思がない場合、または判決に従った履行をしない場合には、原告は上述の裁判所に対して判決の執行の申立てをすることができる。この申立てを受けた裁判所は、裁判所が定める期間内（8日以内）に判決に従った債務の履行を行うよう敗訴者に対して催告を行い、かかる期間内に履行がなされない場合、裁判所は強制執行の手続きに移行する。

差押えの対象となる財産は、債務者の一般財産である。法はまず動産に対して執行を行い、動産の執行だけでは債権を満足させることができない場合に、不動産の執行を行うことができる旨定めている。また、債権については規定がないものの、動産に含まれると解釈されており、預金債権や給料債権の差押えも可能とされている。ただし、債務者の生活手段として絶対に欠かせない動産の差押えは禁止されている。

強制執行手続きに基づき財産が差し押さえられた場合も、実際に執行されるまでは、不動産および動産については、保全処分の場合と同様、原則として財産の処分のみが禁じられ、当該財産を従前どおり使用することや、それを使用して収益を上げることは禁じられていない。他方、債権に関しては、例えば預金債権を差し押さえる場合、執行官が第三債務者である金融機関に証人とともに赴き、当該金融機関にある債務者の預金口座を凍結させ、預金口座の名義人による引出しや送金などの処分ができないような処理を行う。差し押さえられた財産の換価手続きは、現行制度上は、競売は法が定める国有財産競売機関によって実施されるケースが大半である。

判決の執行に対して不服のある債務者または差押対象物が自己の所有物であると主張する第三者は、判決の執行に際して裁判所に異議申立てを行うことができ、かかる異議申立てを受けた裁判所は、執行手続きのなかで当該異議についての審理を行い、その申立ての是非について決定を下さなければならない。かかる異議申立ては、原則強制執行を停止させる効力はない。

現行法上民事執行手続きのかなりの部分について明文の手続き規定が欠如しており、実務上裁判官の裁量に委ねられている部分は大きい。

2. 仲裁法（1999年第30号）⁵¹

インドネシアは1982年に外国仲裁判断の執行および承認に関する条約（ニューヨーク条約）に加盟し、1999年に国内法として仲裁に関する法律（1999年第30号）（以下、「仲裁法」という。）を制定した。仲裁法は、一定の要件を満たす場合には、国内仲裁および国外仲裁のいずれもインドネシア国内での強制執行が可能である旨明記している。

(1) 国内仲裁

インドネシア国内の仲裁機関として最も利用されることが多いのが、インドネシア仲裁委員会（Badan Arbitrase Nasional Indonesia:BANI）である。BANIは1977年に創設され現在ジャカルタに本部を置きながらスラバヤ、バンドゥン、デンパサール、メダン、バタム等主要な都市に支部を有する。

このBANIを初めとする国内の仲裁機関において仲裁手続きが行われた場合、仲裁判断が出された日から30日以内に仲裁人またはその代理人は、仲裁決定の原本または写しを地方裁判所の書記官に対して提出し、当該裁判所においてその仲裁決定を登録しなければならない。この提出を怠った場合には強制執行ができなくなる。この仲裁判断は当事者間で拘束力を有する確定した判断でなければならず、当事者が自発的にその仲裁判断に従って債務の履行を行わない場合には、当該地方裁判所の決定に基づき強制執行を行うことができるとされている。この場合、地方裁判所は仲裁判断がなされた実体的な理由付けについては審理せず、大要以下の要件を満たしていることだけを審理することとされている。

- a. 紛争解決手段として当該仲裁判断を出した仲裁機関を利用することについて、当事者間で書面による合意がなされていたこと。
- b. 当該仲裁判断が商取引に関する紛争に関するもので、かつ、法令が和解による解決を許容していない紛争に関するものでないこと。
- c. 当該仲裁判断が公序良俗に反するものでないこと。

これらの要件を満たしている場合、当該裁判所の裁判長によって仲裁判断に執行命令が付記され、民事手続法の規定に従って強制執行がなされる。

(2) 外国仲裁

外国の仲裁機関として実務上選択されることが多いのは、シンガポールのシンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre）である。インドネシアからは地理的にも近いこと、仲裁実務が発達しており、より透明で迅速な手続きでの解決が可能とされていること、などの理由から外国企業にとっては信頼できる紛争解決機関

⁵¹ 原文（PDF）：

<http://aria.bapepam.go.id/reksadana/files/regulasi/UU%20No.%2030%20Tahun%201999%20Arbitrase%20dan%20Alternatif%20Penyelesaian%20Sengketa.pdf>

英訳：http://www.arbiter.com.sg/Laws_Rules_Indonesia_Content.html#a4

として認識されている。その他、ニューヨーク条約に加盟している国での仲裁であれば、法律上はインドネシア国内での執行が可能である。

外国仲裁機関において出された仲裁判断の執行の申立てについては、中央ジャカルタ地方裁判所が専属管轄を有する。外国仲裁判断に基づいてインドネシア国内で強制執行するためには、次の要件を満たさなければならない。

- a. 当該外国仲裁判断が外国仲裁判断の執行および承認に関する条約の加盟国における仲裁機関で出されたものであること。
- b. 当該外国仲裁判断がインドネシア法上の商取引法の範囲内の仲裁判断であること。
- c. 当該外国仲裁判断がインドネシアの公序に反するものでないこと。
- d. 当該外国仲裁判断が中央ジャカルタ地方裁判所の裁判長から執行承認を取得していること。
- e. 当該外国仲裁判断の一方当事者がインドネシア国である場合には、最高裁判所から執行承認を取得していること。

当事者から外国仲裁判断に基づく執行の申立てが中央ジャカルタ地方裁判所になされ、上記の a. ないし c. の要件を全て充足していると判断された場合には、裁判長より執行命令書が出され、それ以降の実際の強制執行の手続きについては対象財産の所在地を管轄する地方裁判所に委任される。当該外国仲裁判断の執行が認容された場合には、当該決定について上訴することはできないが、当該外国仲裁判断の執行が認められなかった場合には、当事者は最高裁判所に対して上訴することができ、最高裁判所は上訴から90日以内に判断を下さなければならない。なお、具体的な執行の手続きについては民事手続法の規定が準用される。

VIII. 税務に関連する法規制

1. 法人税、源泉税、VAT

(1) 法人税

インドネシア居住者である法人に対する法人税率は原則一律25%である⁵²。インドネシアで設立された法人およびインドネシアに住所を持つ法人は税務上インドネシア居住者として取り扱われる。非居住者法人であっても、インドネシアにある恒久的施設（Permanent Establishment:PEという。）を通じて事業活動を行う者については、PEに帰属する所得についてインドネシアの法人税が課される。

欠損金は、最長5年間の繰越しが認められる。欠損金の繰戻し、連結納税制度はない。

納税は、申告納税による。前年度の確定税額に基づき当年度の予定納税額を計算し、その12分の1を毎月予納した後、年度終了後4カ月以内に確定申告を行う。

(2) 源泉税

居住者および非居住者に対する配当、利子、ロイヤルティその他特定の支払いについて支払者に税金の源泉徴収義務が課せられている。非居住者に対するこれらの支払いについては、その総額に対して20%の源泉税が課せられる。ただし、租税条約が締結されている場合には、当該締約国の居住者にかかる源泉税の税率は租税条約の規定が適用される。日本の居住者に対する取扱いについては、後述する。

(3) VAT（付加価値税）

VAT（付加価値税）とは、インドネシア国内における課税対象物品の引渡しおよびサービスの提供に際して課せられる間接税である。税率は、現在10%と設定されている。

2. 日伊租税条約⁵³

インドネシア居住者が非居住者に対して支払う配当、利子およびロイヤルティについては、インドネシア所得税法に基づき支払額に対して20%の源泉税が発生することとされている。ただし、日本の居住者に対するこれらの支払いについては、1983年1月1日付で発効した所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下、「日伊租税条約」という。）により軽減措置がとられており、受取人が日本の居住者であることを証明することで、源泉税率は10%⁵⁴に減額される。かかる居住者であることの証明は、受取人がインドネシアの税務当局所定の居住者証明書をもとに日本の国税当局において確認を受けた上で支払者に交付し、支払者が税務申告期限

⁵² ただし、株式の40%以上が証券取引所で取引されている上場企業および年間売上高500億ルピア以下の企業に対しては優遇税率が適用される。

⁵³ 和文：<http://www.houko.com/00/05/S57/019.HTM>

⁵⁴ ただし、配当については、受取人が配当の分配にかかる事業年度終了前12カ月間を通じて支払者の株式の25%以上を保有していた場合に10%の源泉税率が適用され、それ以外の場合には15%の源泉税率が適用される。

までにインドネシアの税務署に提出することで行う。居住者証明書の有効期間は12カ月間であり、毎年の提出が求められる。

3. 通関制度

インドネシアへの輸入には、原則として、商業大臣規則に基づく輸入業者認定番号 (Angka Pengenal Importir:APIという。) の取得が必要となる。APIは、完成品を輸入する場合に必要な一般輸入業者認定番号 (Angka Pengenal Importir Umum:API-U) と製造業者が自ら使用する目的で原材料を輸入する場合に必要な製造輸入業者認定番号 (Angka Pengenal Importir Produsen:API-P) の2種に分類される。

API-U保有企業が輸入できる品目は、関税率表の1分野内の品目に限定されるが、特別な関係を有する者から輸入する場合には複数分野にわたる品目の輸入が可能とされる。特別な関係には、資本関係や代理店関係などが該当する。なお一つの法人に取得できるAPIは一つに限られ、また外国法人がAPIを取得することはできない。

加えて、輸入業者は、財務省関税総局に登録して通関基本番号 (Nomor Induk Kepabeanan:NIK) を取得しなければならない。

さらに、特定の品目を輸入する場合には、商業省国際貿易総局長に申請して、特別輸入業者登録番号 (Nomor Pengenal Importir Khusus:NPIK) を取得しなければならない。NPIKの取得が義務付けられる特定の品目として、(i)米、(ii)とうもろこし、(iii)大豆、(iv)砂糖、(v)繊維および繊維製品、(vi)靴、(vii)電化製品および部品、(viii)玩具が挙げられている。

4. 税務裁判制度

(1) 国税総局に対する異議申立て

税務当局の課税処分に対して不服のある納税者は、税務査定書の発行の日から3カ月以内に国税総局に対して異議を申し立てることができる。国税総局は、異議申立ての日から12カ月以内に決定を下さなければならない。異議申立てが却下された場合、納税者には未払税額の50%の課徴金が課される。ただし、納税者がその後租税裁判所に提訴する場合には、課徴金の納付義務を負わない。

(2) 租税裁判所に対する訴え

国税総局の異議申立て決定に対して不服のある納税者は、異議申立決定書を受領した日から3カ月以内に租税裁判所に対して訴えを提起することができる。租税裁判所は、行政裁判所系列に属する裁判所であり、納税者と課税当局の間の税務紛争を管轄する。租税裁判所は、12カ月以内に判決しなければならない。納税者の訴えが認められなかった場合、納税者には未払税額の100%の課徴金が課される。

租税裁判所の判決は最終的なものである。ただし、判決が相手方による偽証または詐欺に基づく場合、判決に影響する新証拠が発見された場合、明らかな法令違反があった場合などにおいては、かかる事情が判明したときから3カ月以内に最高裁判所に対して司法審査を求めることができる。

IX. その他重要なビジネス法関連規制

1. 環境保護法（2009年第32号）⁵⁵

環境保護に関する基本法として環境保護法が制定されている。さらに、大気、水質、騒音、振動、悪臭および廃棄物などの対象ごとに各種法令が具体的な環境基準を設定している。環境保護法は環境破壊行為に対して刑事罰を規定しており、行為者には最大で15年の懲役および150億ルピアの罰金が科される。

企業活動の上では、本法に基づく環境影響評価（Analisis Mengenai Dampak Lingkungan:AMDAL）、環境管理・モニタリングプログラム（Upaya Pengelolaan Lingkungan Hidup dan Upaya Pemantauan Lingkungan Hidup:UKL-UPL）および環境許可が重要である。

環境に重要な影響を与える事業活動を行う者に対してはAMDALの実施が義務付けられる。AMDAL報告書は、当該事業活動により影響を受ける者も作成に関与させたいえ、AMDAL評価委員会による環境適合・不適合判定を受ける。AMDALが要求されない事業活動のうち一定のものについては、UKL-UPLの実施が要求される。さらに、UKL-UPLも要しない事業活動に対しては、環境管理誓約書の作成が義務付けられる。

AMDALまたはUKL-UPLが義務付けられる事業活動については、それぞれの実施を経た上で環境許可を取得しなければならない。環境許可は事業許可取得の前提となるものであり、環境許可が取り消されると関連する事業許可も取り消されるという関係にある。

2. 言語法（2009年第24号）⁵⁶

国旗、国歌、国章および国歌に関する法律（2009年第24号）（以下、「言語法」という。）は、インドネシア政府、インドネシア法人またはインドネシア人が当事者に含まれる契約書に関しては、インドネシア語で締結することを義務付けている。ただし、外国人や外国法人との間の契約書に関しては、インドネシア語と外国語の併記という形式での締結も許容している。インドネシア語での締結を怠った場合に、どのような法的効果が生じるのか、つまり契約全体が無効とされるのか、また後日インドネシア語で締結することで瑕疵が治癒されるのか、といった詳細については別途施行規則に委ねるとされたまま、現時点でも規則が制定されていない。

他方で、2013年6月、西ジャカルタ地方裁判所は、インドネシアの株式会社（原告）と米国人法人（被告）との間の貸付契約が言語法の施行後に締結されているにもかかわらず英語でのみ締結されていることを理由に、言語法に違反し当該貸付契約自体を無効と判示した。2014年5月、ジャカルタ高等裁判所は一審判決を支持し控訴を棄却した。

もっとも、インドネシアの司法機関に対する信頼性は決して高いとは言えないことから、契約実務においてもこの判決内容に沿った運用、すなわちインドネシア語併記の契約書を作成するという実務がどの程度浸透するかという点については現時点では予測が難しい。

⁵⁵ 原文 (PDF) : <http://prokum.esdm.go.id/uu/2009/UU%2032%20Tahun%202009%20%28PPLH%29.pdf>

英訳 (PDF) : <http://faolex.fao.org/docs/pdf/ins97643.pdf>

⁵⁶ 原文 (PDF) : http://badanbahasa.kemdikbud.go.id/lamanbahasa/sites/default/files/UU_2009_24.pdf

しかしながら、インドネシアの当事者から言語法違反を理由とする契約無効を主張される実務上のリスクを回避するためには、100%子会社との契約などこのようなリスクがほぼないと考えられる特別な場合を除いては、契約締結時点においてインドネシア語を併記した契約書を準備すべきであろう。

3. 通貨法（2011年第7号）⁵⁷

通貨法は、インドネシア国内における取引にはインドネシアの通貨であるルピアを使用しなければならない旨を定めている。もっとも、本法の施行規則は未制定であり、外貨（特に米ドル）による決済も実務上許容されているように見受けられる。

ただし、クレジットカード、キャッシュカードおよびデビットカードを利用した国内での取引については、インドネシア銀行規則No. 14/2/PBI/2012⁵⁸により、ルピアの使用が義務付けられている。

⁵⁷ 原文 (PDF) : <http://www.bi.go.id/id/tentang-bi/uu-bi/Documents/UU%207%20Tahun%202011.pdf>

⁵⁸ 原文 (PDF) : http://www.bi.go.id/id/peraturan/sistem-pembayaran/Documents/9ccbe574f04d4fc2aec9db3ed57cc77dpbi_140213.pdf

第二部 事例に基づいた解説（Q&A形式）

（事例1） インドネシアで事業を行いたい、どのような進出の手法があるか。また、どのような基準で進出の手法を選択すればよいか。

（回答）

外国企業が現地で事業を行う場合は必ずインドネシア法に基づき設立された株式会社を通して行うことが義務付けられており、これには新設と買収の2つの手法がある。必ずしも現地で事業活動が発生しない場合には、駐在員事務所を設置する手法や現地に拠点を設置せずインドネシア企業との間で輸入販売契約、ライセンス契約およびフランチャイズ契約などを締結する手法が考えられる。進出手法の選択にあたっては、対象事業が外国資本に開放されているかどうか、想定している事業活動の範囲、進出コストおよび現地事業パートナーの有無などの要因を考慮することになる。

（論点）

1. 進出手法の概要
2. 現地法人の新設か買収か
3. 現地駐在員事務所の設置
4. 現地拠点を置かない進出の手法

（解説）

1. 進出手法の概要

インドネシアに事業進出すると一口に言っても、その形態は様々である。まず、進出形態を大別すると、(i)現地に拠点を設置する方法と、(ii)現地に拠点を設置しない方法の2つに分けられる。(i)現地に拠点を設置する場合、具体的な拠点としてはインドネシアの会社法に基づく株式会社と駐在員事務所の2つがあり、株式会社を拠点とする場合には、新規設立と企業買収による方法がある。駐在員事務所には（ア）外国商事駐在員事務所、（イ）外国駐在員事務所、（ウ）外国建設会社駐在員事務所の3つの種類が存在する。(ii)現地に拠点を設置しない方法としては、インドネシア企業との間でライセンスやフランチャイズのアレンジメントを採用することで自社製品をインドネシア国内で販売するという方法が挙げられる。

2. 現地の新設か買収か

まず、現地拠点として株式会社と駐在員事務所のどちらを選択するかについては、一次的にはどのような業務を行うことを想定しているかによって判断することになる。株式会社は、ネガティブリストに基づく外資規制に従う必要があるものの、その範囲であれば原

則としていかなる営利活動も行うことができるため、駐在員事務所に比べて業務範囲に関する制限は小さい。また、インドネシア国内で事業活動を行うことを想定している場合には、後述する外国建設会社駐在員事務所が利用可能な場合を除くと、株式会社以外には選択肢はない。他方で、当面の想定業務が駐在員事務所で可能な場合や、株式会社を設立して本格進出する前段階として市場調査などを行う場合は、設置に要する手続きが比較的簡易なこと、コストが少なく済むこと、および（一定の例外はあるものの）現地での納税の問題が生じないことなどから、駐在員事務所の開設が適切な場合も多い。

株式会社を選択する場合、手法としては新設と既存企業の買収の2つが考えられる。新設の場合、100%自己資本で設立する場合⁵⁹とインドネシア企業との合弁形態で設立する場合がある。法的な観点からは外資規制により外資出資比率の上限が定められている事業に関しては、合弁の形態を採らざるを得ないが、外資規制がなく100%自己資本での設立が可能な事業分野や、二次・三次のサプライヤーなど取引先がほぼ決まっておられ新規にインドネシア市場を開拓する必要がない事業形態の場合には、100%自己資本による新規設立を選択する場合が多い。ただ、外資規制上100%外国資本による設立が可能な場合であっても、インドネシア企業との合弁にすることで、インドネシア市場へのアクセスが容易になったり、行政当局との折衝や申請手続きを円滑に進めることができたりといった事業上のメリットを考慮して合弁の形態が選択される場合もある。

新設と既存企業の買収とを比較した場合、買収のメリットは対象会社が既に行っている事業をそのまま獲得することで、一から事業を立ち上げるよりも短期間でインドネシアへの事業進出を果たすことができる点にある。他方で、既存企業の買収に際しては当該企業の過去の債権債務も包括的に引き継ぐことになるため、事業・法務・税務リスクの精査が必須となり、また買収価格で既存の株主との協議に長期間を要することも少なくない。それぞれの進出手法の長所・短所を踏まえて自社にとっての最適かつ実行可能な手法を選ぶ必要がある。

3. 駐在員事務所の設置

駐在員事務所には、(1)外国商事駐在員事務所、(2)外国駐在員事務所、および(3)外国建設会社駐在員事務所という3つの形態が存在する。上述のとおり、駐在員事務所は株式会社と異なり日本法手続きは簡便である一方で、固有の法人格を持たず、インドネシア国内において許容される業務の範囲は限定されている。また、駐在員事務所は、その形態により許容される業務の内容が異なる。

(1) 外国商事駐在員事務所

外国商事駐在員事務所は、商業省によって所管される駐在員事務所で、SIUP3A というラ

⁵⁹ 会社法上、少なくとも2名の株主がいなければならないため、他の子会社や新設会社の代表者等に株式の一部を引き受けさせることにより、実質的に100%自己資本とするのが一般的である。

イセンスを取得して業務を行う（なお、現在は外国商事駐在員事務所も投資調整庁の管轄下に置かれている。）。外国商事駐在員事務所が行うことができる主要な業務としては、外国企業の製品の紹介、プロモーションおよび販売促進ならびに製品に関する情報の提供や外国企業の製品の販売促進のための市場調査および販売管理等が挙げられる。他方、インドネシア国内での直接的な商品の取引や販売活動、入札への参加および契約の締結などを行うことは禁止されている。

従って、外国商事駐在員事務所は、インドネシアの国内企業が日本企業等の外国企業の製品を購入（輸入）し、インドネシア国内で販売する際のサポート業務や販促活動といったあくまで補助的な立場での業務を行う場合に利用することが想定されている。

(2) 外国駐在員事務所

外国駐在員事務所とは、投資調整庁によって所管される駐在員事務所、投資調整庁からのライセンスを受けることにより開設することができる。外国企業がインドネシア国内に有する子会社および関連会社の監督、海外本社との調整、ならびに PMA 企業の設立準備等を行うことができるが、監督および調整の業務を超えて自ら子会社および関連会社の事業運営に携わることはできず、自ら収益を上げる行為も禁止されている。

(3) 外国建設会社駐在員事務所

外国建設会社駐在員事務所とは、公共事業省が所管する駐在員事務所、公共事業省からのライセンスを受けることによりインドネシア国内の建設会社と共同で建設プロジェクトを実施することができる。この場合、外国建設会社駐在員事務所は国内の建設会社と共同事業体（Joint Operation）を構成することにより、インドネシア国内に法人を設立することなく、様々な建設プロジェクトへの入札参加、契約締結および実際の建設業務の実施といった業務を行うことができる。このように、外国建設会社駐在員事務所は駐在員事務所でありながら共同事業体という仕組みを利用することで営利目的の事業を行うことができるという点で、外国商事駐在員事務所および外国駐在員事務所とはその性質を異にするものと言える。なお、外国建設会社が外国建設会社駐在員事務所を通じて関与できる建設事業は、技術レベルの高い事業、危険度の高い事業および高コストの事業という 3 つの要件のいずれかを満たす事業に限定されている。

4. 現地拠点を置かない進出の手法

最後に、現地拠点を置かない進出の手法として、代理店契約、ライセンス契約およびフランチャイズ契約といったインドネシア企業との契約上のアレンジメントによる進出が考えられる。特に、小売業のようにネガティブリスト上外国資本による投資が禁止されている事業分野については、自社資本の入った法人を設立できない以上、こういった手法により現地企業を通してインドネシア市場に進出することになる。

(事例2) インドネシアの日系製造子会社の買収を検討している。買収の一般的な手続きの流れについて説明して欲しい。

(回答)

買収の一般的な手続きの流れについては、解説2の図表を参照されたい。

(論点)

1. M&A法制
2. 買収手続きの一般的な流れ

(解説)

1. M&A法制

会社法では、組織再編の手法として以下の3つの類型を規定している。

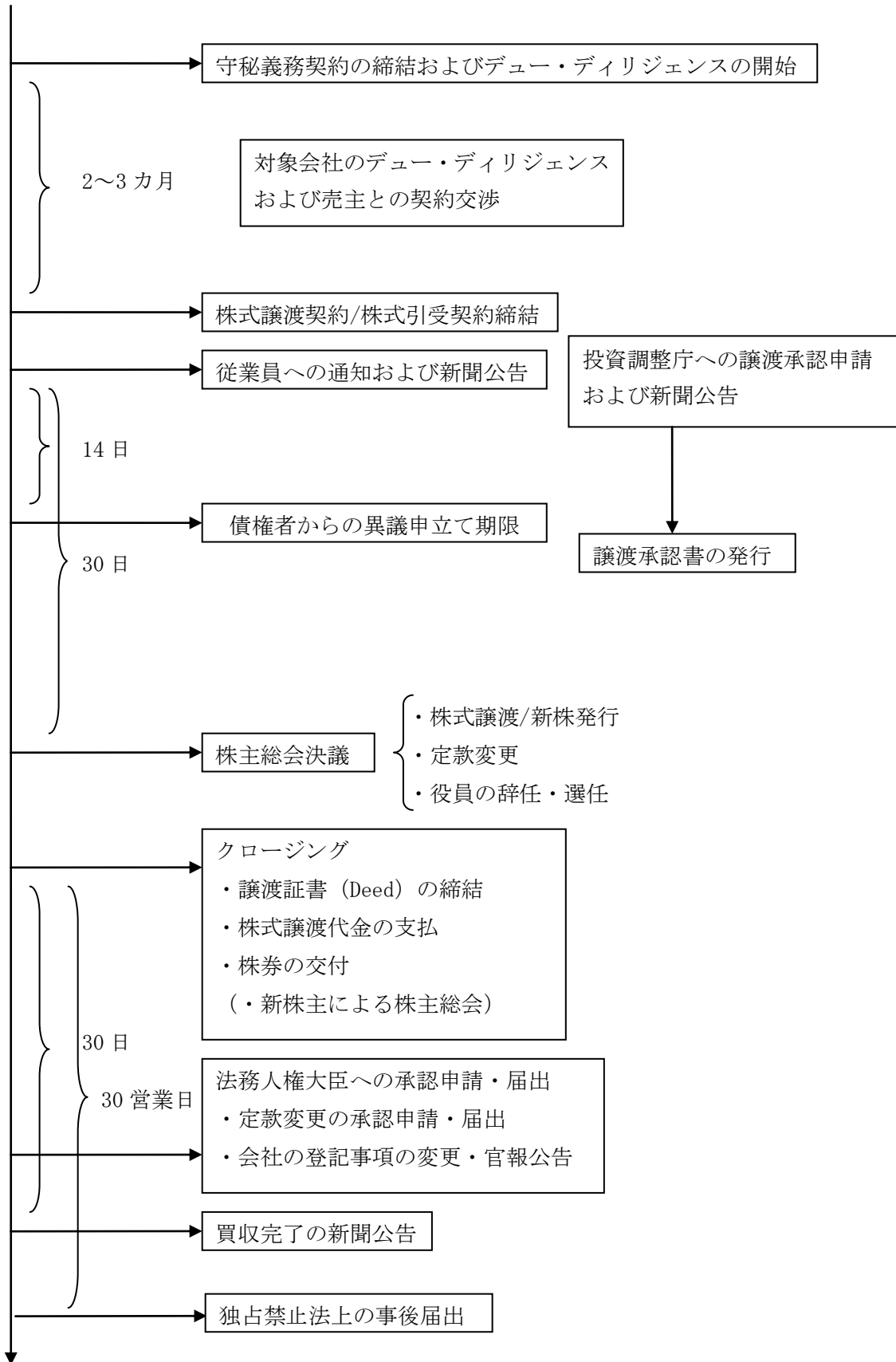
- a. 合併（吸収合併および新設合併）
- b. 買収
- c. 会社分割

「買収」とは、会社の支配権の移転を伴う株式の取得と定義されており、既存株式の譲渡による場合と新株引受による場合の双方を含む概念である。これらの組織再編行為は売主と買主という二者間の単純な取引とは異なり、多数の利害関係者が存在することから、会社法では、(i)対象会社ならびに対象会社の少数株主および従業員、(ii)対象会社の債権者および他のビジネスパートナー、(iii)事業の健全な競争を尊重しながら手続きを進めなければならないと定められており、そのための手続き規制を設けている。

なお、合併はインドネシアで設立された株式会社間でのみ行うことができる組織再編の手法であることから、外国企業がインドネシアへの事業進出を図る目的で利用される手続きは、インドネシア法人の株式取得（買収）である。会社分割はインドネシア法人の事業を切り出して取得する目的で利用される組織再編の手法であるが、会社法上は具体的な手続き規定が置かれていない（施行規則に委任されているものの施行規則が制定されていない）ことから、実務的にはあまり利用されていない。

2. 買収手続きの一般的な流れ

次のページで買収手続きの一般的な流れを示す。



買収手続きの流れを時系列で見ると、(1)株式譲渡（引受）契約の締結まで、(2)株式譲渡（引受）契約締結後クロージングまで（プレ・クロージング）、(3)クロージング後（ポスト・クロージング）に大きく分けられる。

(1) 株式譲渡（引受）契約の締結まで

インドネシア法人の買収を計画するに際しては、対象会社の事業に外資規制の適用があるか、あるとすれば外国資本が取得できるのは何%までかという点を確認した上で、買収計画を策定する必要がある。その上で、通常は実際の買収契約の交渉に入る前に、守秘義務契約を締結した上で対象会社のデュー・ディリジェンスを実施し、対象会社を買収することに対する法的リスクの洗い出しを行うことになる。一般的にインドネシアではまだ法令遵守（コンプライアンス）の意識が強いとは言えず、デュー・ディリジェンスの過程で重大な法令違反などの問題が発見されることも少なくない。

なお、買収後も既存株主が引き続き株主として残る場合には、既存株主との合弁会社の形態で会社運営をしていくことになることから、合わせて株主間契約を締結するのが通常である。

(2) プレ・クロージング

株式譲渡（引受）契約の締結後、当事者は実際の株式譲渡（引受）の実行（クロージング）に向けて必要な手続きを行う。これがプレ・クロージングである。具体的には、(i)対象会社による買収手続きの概要の新聞公告と従業員への個別の通知、(ii)対象会社の株主総会の承認決議（議決権ベースで4分の3以上の株式を保有する株主が出席し、出席株式数の4分の3以上の賛成が必要。）、(iii)監督行政庁への承認申請が必要となる。監督行政庁はほとんどの業種は投資調整庁であるが、銀行、金融業、保険業等に関しては金融庁が監督行政庁となる。

株式譲渡（引受）に必要な全ての条件が整ったところで、公証人の立ち会いの下クロージングを行い、株式譲渡（引受）の効力が発生することになる。

(3) ポスト・クロージング

クロージング完了後、対象会社は、定款変更、役員の変更および株主の変更に関する登記の変更手続きを行うと共に、買収の効力発生日から30日以内に買収の結果を少なくとも1紙の新聞に公告する。また、買収に伴い、独占禁止法上の企業結合規制に該当する場合には、事業競争監視委員会への事後の届出が必要となる。

(事例3) インドネシアで追加の設備投資を考えている。親会社による増資または融資による資金調達を検討しているが、それぞれの資金調達方法についてどのような点に注意する必要があるか。

(回答)

インドネシアの株式会社の増資は、必ず株主総会の決議が必要となる。外資出資比率の上限が設定されている場合には、かかる上限に注意する必要がある。融資の場合、借入額は資本額の3倍を超えないように運用することが求められている。さらに、インドネシア中央銀行が定める外貨建て海外債務に関する規則において、一定のヘッジ比率、流動性比率および格付けを満たさなければならないとされていることに注意が必要である。

(論点)

1. 資金調達の手法
2. 増資（自己資本）による調達
3. 融資（他人資本）による調達

(解説)

1. 資金調達の手法

日本企業のインドネシア子会社において、事業の拡大に伴い追加の資金調達が必要になった場合、(i)親会社による増資と、(ii)親会社または国内外の金融機関からの融資が主な資金調達の手段となる。それぞれの手段に関する法的留意点について説明する。

2. 増資（自己資本）による調達

増資とは、会社の設立後に資本を増加させるために新株を発行する会社の行為をいう。新株の発行を行う場合には、既存株主と新規発行により新たに株主になる者との利害調整が必要であるが、インドネシアの会社法では、既存の株主に対して新株引受権を付与することにより、既存株主の利益を一次的に保護する制度設計が採られている。

会社が増資を行う場合には、必ず株主総会の決議が必要となる（会社法第41条第1項）。その場合の決議要件は、授權資本枠内の増資か授權資本枠を超える増資かによって異なる。すなわち、授權資本枠内で増資を行う場合には、定足数として議決権ベースで過半数の株式を保有する株主の出席および議決権ベースで出席株主の過半数の賛成をもって可決されるのに対し、授權資本枠を超える増資を行う場合には、定足数として議決権ベースで3分の2以上の株式を保有する株主の出席および議決権ベースで出席株主の3分の2以上の賛成を要する（同法第42条第1項および第2項）。なお、授權資本額および払込資本額のいずれも定款記載事項であるため、増資が行われた場合には、授權資本の枠内か否かを問わず、定款変更の手続きが必要となる。授權資本枠を超えて増資を行う場合には法務人権大臣の

承認が必要となり、授權資本の枠内で払込資本のみ増加する場合には法務人権大臣への届出で足りる（同条第3項）。

増資に際して新株を発行する場合、その発行代金は必ず全額払い込まれる必要がある。定款変更にした手続きによる株主総会の承認がない限り、会社に対する債権と新株についての払込債務の相殺は認められず、また、この相殺が認められる債権は法定の範囲のものに限られている。

なお、外資規制との関係で注意が必要なのは、外資出資比率の上限規制が設定されている場合で、その上限まで既に出資をしているときは、合弁パートナーであるインドネシア企業側にも株式保有割合に応じた出資をしてもらわなければ、外資出資比率の上限を超えてしまうという点である。閉鎖されている事業分野および条件付きで開放されている事業分野の一覧に関する大統領令（2014年第39号）では、会社の資金調達の一時的な必要性とインドネシア企業が引き受けを行うことができないことを条件に2年という時限付きで外資出資比率の上限を一時的に超過することを認めているが、あくまで例外的な取り扱いであり、監督官庁である投資調整庁が容易にかかる増資を容認するとは限らないことに留意する必要がある。

3. 融資（他人資本）による調達

融資により資金を調達する場合、インドネシア国外から外貨建てで融資を受ける場合と、インドネシア国内の金融機関からルピア建てで融資を受ける場合がある。前者の場合は親会社からの融資を受ける場合と国外の金融機関から融資を受ける場合が考えられる。金融機関から融資を受ける場合も、親会社が保証を提供するなど親会社の与信力で資金調達するケースが多い。いずれの融資にも共通するのは、投資調整庁により、借入額は資本額の3倍を超えないように運用することが求められている点である。

株式会社が借入を行うための意思決定としては、定款に別異の定めがない限り、原則として株主総会決議も取締役会決議も不要である。ただし、会社が純資産の50%超にあたる資産を担保に供する場合には、株主総会の決議を要し、しかもこの決議要件は合併などの加重要件が準用されていること、さらにはかかる担保設定が株主または会社を害する場合においては、当該担保設定に反対の株主の会社に対する株式買取請求権が生じることに留意が必要である。

加えて海外からの外貨建ての融資を受ける際には、2015年1月1日より施行されているインドネシア中央銀行の新規則に基づき、外貨建て海外債務を有する会社（銀行を除く。）は、一定のヘッジ比率、流動性比率および格付けを満たさなければならないとされた。具体的な制限の内容は以下のとおりである。

(1) ヘッジ比率

各四半期末日から起算して3カ月以内に弁済期が到来する外貨建て負債が外貨建て資産を超過している場合の超過額および各四半期末日から起算して3カ月超6カ月以内に弁済

期が到来する外貨建て負債が外貨建て資産を超過している場合の超過額について、それぞれ最低 25%（2015 年 12 月 31 日までは 20%）を為替先物、通貨スワップおよびオプションなどの方法によりヘッジしなければならない。

(2) 流動性比率

各四半期末日から起算して 3 カ月以内に弁済期が到来する外貨建て負債に対して外貨建て資産を少なくとも 70%（2015 年 12 月 31 日までは 50%）維持しなければならない。

(3) 格付け

2016 年 1 月 1 日以降に外貨建て海外債務を借り入れる場合には、外部格付機関が発行する BB-以上の格付けを取得しなければならない。

(事例4) インドネシア国内で地場の銀行からの借入によりルピアの調達を検討している。銀行から担保提供を求められているところ、どのような資産を担保に供することができるか。また、海外の銀行からの借入の場合は提供できる担保の種類に違いがあるか。

(回答)

インドネシア法上、建設権などの土地に関する権利や株式のほか、債権や動産も担保に供することができる。海外の銀行に提供できる担保の種類に違いはない。もっとも、外国法人による担保権の実行は実務上容易ではなく、担保評価については慎重な判断を要する。

(論点)

1. 担保法制概要
2. 抵当権
3. 信託担保権
4. 海外の金融機関による担保取得

(解説)

1. 担保法制概要

インドネシアにおいて現行法上存在する典型的な担保権およびその根拠法は次のとおりである。

- a. 抵当法上の抵当権 (Hak Tanggungan) : 抵当法 (1996年法第4号)
- b. 信託担保権 (Fiducia) : 信託担保法 (1999年法第42号)
- c. 民法上の抵当権 (Hapotik) : 民法 (1847年第23号)
- d. 質権 (Gadai) : 民法 (1847年第23号)

インドネシアにおける物的担保は、オランダ統治時代の1847年に制定された民法に基づく抵当権および質権が長らく利用されてきた。1990年代後半に入って現代の金融取引を念頭においた抵当法および信託担保法が制定され、現在では不動産上の権利については抵当法に基づく抵当権が、それ以外の動産や債権に関しては信託担保権が利用されることが多い。民法上の抵当権は、一定規模の船舶や航空機に担保設定される場合に特別法に基づき利用されるにとどまり、また民法上の質権は、株式に質権を設定する場合など、担保対象物の占有を担保権者に移転させる場合に利用されている。以下、融資取引の担保として一般的に利用される抵当権および信託担保権について解説する。

2. 抵当権

抵当権は、他の債権者の債権に優先して特定の債権者の特定の債権の満足を得させる目

的で、不動産の権利に関して設定される担保権である。抵当権の被担保債権となる債権は、既発生 of 債権または債権の発生原因となる契約上金額が特定額で合意されている債権もしくはは抵当権の実行時点で確定されうる債権であり、いずれにしても実行段階で特定が可能でなければならない。抵当権の設定は、抵当権設定者と抵当権者の間で、特定の債務を担保するために特定の不動産に係る権利の上に抵当権を設定する旨の合意に基づき抵当権設定証書を作成し、かかる証書に基づき不動産登記所における登記簿に登録することで、その効力が発生する。

抵当権を設定できるのは、土地の所有権、事業権、建設権および使用権であるが、土地上の建物、植物およびその他付着物の所有権についても当該土地の権利に付随して抵当権の対象とすることが可能である。一つの対象に複数の抵当権を設定することも可能であり、その場合における抵当権の優劣は不動産登記所での登記の日付の先後で決められ、同日に登録がなされた場合には、抵当権設定証書における抵当権の設定日の先後で決められる。

3. 信託担保権

信託担保とは、債務者が担保対象物を債権者に担保目的で譲渡し、債権者の委託を受けて当該担保対象物の占有を保持する担保権を意味する。信託担保の対象となるのは有形・無形の動産および抵当権設定の対象とならない不動産である。信託担保権の被担保債権は、既発生 of 債権または将来発生する特定債権または担保権の実行時点で確定されうる債権であり、いずれにしても実行段階で特定が可能でなければならない。信託担保権の設定には、信託譲渡証書の作成および登記所での登録が必要である。信託譲渡証書が登記所にて受理されると信託譲渡証明書が発行され同日信託譲渡の効力が生じる。

4. 海外の金融機関による担保取得

海外の金融機関がインドネシア法人に融資を行う際に、インドネシア法上の担保権の設定を受けることは可能である。この点、インドネシアの土地制度上、不動産に関する権利を外国法人は、駐在員事務所を通じた使用権の取得を除いて、取得できないことと異なり、物権の一つである抵当権の設定を受けることもインドネシア法人同様、認められている。ただし、抵当権を実行して担保対象物を自ら取得することは認められない点に留意する必要がある。

担保権の実行方法としては、(ア)競売、(イ)裁判所を通じた担保権実行、(ウ)私的売却の3つが規定されている。インドネシアに拠点を持たない外国法人による担保権の実行は実務上容易ではなく、また執行妨害等により手続きが円滑に進まない可能性もあることから、担保評価については慎重な判断が求められる。

(事例5) 工場の生産ラインに就かせる従業員を正社員以外の雇用形態で集めたい。どのような雇用形態が可能か。

(回答)

インドネシア法のもとで利用可能な正社員以外の雇用形態として、契約社員、業務委託および実習生が想定される。契約社員は、一時的な増産への対応として利用可能な場合もあろう。業務委託の利用は、会社の主要な業務以外の業務に限定されることから、生産ラインへの就業は認められない場合が多いであろう。これに対し、実習生については、会社が実習プログラムを策定し労働当局の承認を受けることを前提として利用可能と解される。

(論点)

1. 現地労働力の調達
2. 非正規雇用の利用

(解説)

1. 現地労働力の調達

労働法上の雇用形態は、正社員（期間の定めのない雇用）と契約社員（期間の定めのある雇用）の2つに大別されるが、これ以外にも外部労働力としての業務委託と派遣、雇用とは少し形態の異なる研修制度といった手段が利用できる（詳細については第一部II.2.参照）。雇用者側から見た場合の正社員と契約社員の大きな相違は、雇用関係終了の容易さである。すなわち、契約社員の場合は雇用期間の定めがあることから、当該期間が満了すれば自動的に雇用関係が終了するのに対して、正社員の場合には雇用期間の定めがないことから、労働法上の解雇事由に該当しない限りは雇用者側から一方的に雇用関係を解消させることができない。雇用政策上、雇用の流動性を維持するためには全ての従業員を正社員として雇用するのではなく、一定割合については契約社員や外部労働力を利用することで、雇用の流動性を維持することが望ましいと言える。

正社員と契約社員のもう一つの違いは、会社の事業にとって中核をなす業務に携わることができるかどうかという点にある。すなわち、正社員であれば、会社のあらゆる業務に携わることができる一方で、契約社員が可能な業務は以下のいずれかの業務とされている。

- a. 1回限りの業務または暫定的な業務
- b. 完了までの期間が比較的短期間（3年以下）の業務
- c. 季節的な業務
- d. 新製品、新規活動、または実験段階もしくは試用段階にある追加製品に関する業務

また、外部労働力の形態の一つである業務委託の場合も、外部に委託できる業務の内容は次の業務に限定されている。

- a. 会社の主要な業務とは別に行われる業務
- b. 業務受託者からの直接または間接的な指示により実施される業務
- c. 会社の補助的な業務
- d. 生産工程を直接的に妨げるものでない業務

派遣に関しては上述のとおり、2012年11月に新たに労働移住大臣規則が制定され、派遣労働により従事させることのできる業務は、(i)清掃、(ii)ケータリング、(iii)警備、(iv)鉱業・石油事業における補助業務、および(v)労働者の送迎に限定されたため、現在ではこれ以外の業務には派遣の形態での外部労働力の利用は認められなくなった。

2. 非正規雇用の利用

製造会社の工場の生産ラインに従事させる従業員については、どのような雇用形態が考えられるか。上述のとおり、正社員であれば何ら問題はないが、非正規の雇用形態の利用可能性が問題になる。

(1) 契約社員

契約社員というのは、上記のとおり一時的に必要性が生じたために調達される労働力というのが基本的な考え方としてある。製造会社にとって工場の生産ラインに就く業務は、会社の事業の中核をなす業務であり一時的な業務とは言えない場合が多いと考えられる。ただ、当該従事させる生産ラインについても恒常的なものではなく、一時的な増産に対応するためのラインに就くといったものであれば契約社員による対応は可能であると解される。

(2) 業務委託

業務委託という形態の外部労働力を利用できるのは、会社の主要な業務ではないものに限定されているところ、製造会社にとって工場の生産ラインというのは通常は会社の主要な業務とみなされる場合が多いと解される。そうだとすると、生産ラインに就く労働力を業務委託の形態で調達することは認められない場合が多いであろう。ただし、この点主要な業務とそうでない業務との間の線引きが明確になされているとは言えないことから、個別の事案毎に労働当局に確認することが望ましい。

(3) 実習生

会社が実習プログラムを策定し労働当局の承認を受けた場合には、生産ラインに実習生を就かせることは可能と解される。

(事例6) 現地子会社の経理を任せていた従業員(正社員)が過去3年間にわたって総額約1,000万円の横領を働いていたことが親会社の内部監査により判明した。この従業員を直ちに懲戒解雇することはインドネシアの労働法上問題ないか。

(回答)

インドネシア法上、横領行為を行った従業員であっても即時に懲戒解雇することはできず、しかるべき法定の手続きを経た後でなければ解雇することができない。

(論点)

1. 海外子会社の不祥事対応
2. 海外子会社の管理体制

(解説)

1. 海外子会社の不祥事対応

現地従業員による会社資金の横領は、頻繁に発生する不祥事事案の1つである。特に長年経理担当を同一人物に任せてきたような会社によく見られる不祥事類型である。この種の事案が発生した場合に現地法人としては、当該従業員の処遇も含めてどのような対応を取るべきか速やかに検討する必要がある。検討すべき主な事項は以下の4点である。

(1) 従業員の処遇

インドネシアの労働法は、従業員が会社所有の物品・金銭を横領したという事実が一定の証拠により示された場合には、会社は当該従業員を解雇することができる旨規定する。しかしながら、この条項は2004年に憲法裁判所により違憲と判断されており、従って横領行為を行った従業員であっても即時に解雇することは現在の運用上は認められない。しかるべき法定の手続きを経た上でなければ解雇できないため解雇までに一定期間を必要とするが、会社としてもその期間中、会社の業務に関与させるわけにもいかないことから、自宅に待機を命じるなど職場には近寄らせないようにする対応を取ることが望ましいであろう。

(2) 民事上の手続き

従業員の横領行為により会社が損害を被った場合には、当該従業員に対して民事上、損害賠償請求をすることが理論的には可能である。ただし、裁判で勝訴したとしても、当該従業員に弁済能力がない限りは、民事上の賠償請求をすることで会社の財産的損害の回復は期待できない。特に、インドネシアの場合には、民事保全・執行の手続きが十分に機能していないため、仮に相手方に十分な資力があっても強制的に回収することは容易ではないことを認識しておく必要がある。

(3) 刑事上の手続き

従業員の横領行為が発覚した場合、日本であれば警察に対して被害届を提出し、当該従業員にはしめるべき刑事処分を受けてもらうことを考えるのが一般的であろう。他の従業員に対しても、会社の不正を許さない断固とした姿勢を示すという点でも、刑事手続きを利用することには一定の意義がある。インドネシアにおいても同様の考え方を採ることももちろん選択肢としてあり得るが、その場合にも、インドネシアにおいては必ずしも警察が市民から清廉な組織として信頼されているわけではない。警察が介入することでより問題解決が複雑化したり、警察から捜査費用を要求されるといった付随的なトラブルが発生する事例も報告されており、刑事手続きをとらずに処理した方が簡便という場合も少なくない。

(4) 再発防止策

こういった企業内不祥事が発覚した場合に最も重要なことは、将来同様の不祥事の発生を防ぐためにどのような対策を採るかという点であろう。そのためには、まずは事実関係の徹底的な調査が必要である。日本では第三者委員会の方式で弁護士等の外部の有識者を委員に加えて客観性を担保した調査を実施するという実務が近年一般化しつつあるところであるが、インドネシアではまだ第三者委員会方式は一般的とは言えない。

従って、まずは現地子会社の役員や日本の親会社の海外事業担当者および法務部員による内部調査で対応するのが現実的であろう。事実関係の調査および原因の把握をした上で、どのような対応策を採れるのかを検討することになる。

(5) 役員が関与していた場合

従業員としての地位を兼務していない取締役またはコミサリスが不祥事に関与していた場合、かかる役員の出遇は労働法に基づく規制の対象ではない。かかる役員に対しては定款で定める手続きに従い辞任してもらうか、さもなければ株主総会決議による解任手続きを採ることになる。また、取締役については、このほか、会社法の規定に基づきコミサリス会が停職処分を付することができる。停職処分を受けた取締役は業務執行を行うことができなくなり、その後の株主総会において停職処分を認容する決議がなされた場合には、当該取締役は解任される。

2. 海外子会社の管理体制

海外子会社のコンプライアンス問題は近年、その重要性が認識されつつある一方で、海外子会社に法務や監査専門の駐在員を派遣することはコストの観点からも現実的ではないのが実態であろう。このような状況では、海外子会社のコンプライアンス体制の構築は一定程度本社の法務部門によるサポートがなければ、海外子会社限りで適切かつ十分な対応は採り得ない。特に複数の国で事業を展開している場合には、グループ全体で共通のコン

プライアンス体制を構築し、それに国ごとの事情を加味してカスタマイズしていくというのが効率的な作業フローと考えられる。これは本社が中心となって外部の法律事務所のサポートも得ながら対応していくべき業務であり、今後さらに日本企業の海外進出が増加していくに伴い、本社における法務の統括機能の強化が求められることになろう。

(事例7) 日本の親会社が保有しているインドネシアの現地子会社の株式を、シンガポールのアジア統括会社に移したい。その旨インドネシアの現地子会社内で公表したところ、複数の従業員から割増し退職金の支払いを要求された。法律上、応じる義務があるのか。

(回答)

グループ会社間の株式の移転であっても、過半数の株式の移転が起きる場合には会社法上の「買収」に該当し、買収対象会社の従業員に対して買収の事実を事前に通知しなければならない。かかる通知を受けて退職することを申し出た従業員に対しては、通常の自己都合退職の場合に比べて、法定の算定基準に従って割増しされた退職金を支払う義務がある。ただし、退職する意思がない従業員からかかる金銭の支払いの要求がなされた場合には応じる義務は無い。

(論点)

1. シンガポールでの統括会社の設立
2. アセアン諸国からの投資による外資規制の緩和
3. 買収手続きの適用可能性

(解説)

1. シンガポールでの統括会社の設立

近年、日本企業のアジア進出が加速するなか、シンガポールに進出する日本企業も増加の一途を辿っている。インドネシアを含めた東南アジア各国に現地法人を有している企業がシンガポールに地域統括会社を設立する場合も多く、その場合、人事・総務・法務・経理といった管理機能を一元化することを主目的とする場合もあれば、アセアン諸国の現地法人で製造した自社製品の販売・物流拠点とすることを主目的に設立される場合もある。かかる目的を持った統括会社の設立がシンガポールに集中しているのは、シンガポールの地理的優位性、物流・交通インフラの優位性、生活インフラの優位性、人材調達における優位性および税務上の優位性など他のアセアン諸国に比べてビジネス環境が整っているということが要因として挙げられよう。

2. アセアン諸国からの投資による外資規制の緩和

シンガポールでの統括会社の設立に伴い、資本関係の再編を進める動きも見受けられる。つまり、これまで日本の親会社が保有していた各アセアン諸国の現地子会社の株式をシンガポールの統括会社に移転させるという動きである。これは特に税務上のメリットがあり、シンガポールの税法上、シンガポール国外の子会社・関係会社から受け取る配当金については、一定の要件を満たすことで国外所得免税 (Foreign Sourced Income Exemption) の

恩恵を受けることができる。このように直接の資本関係を持たせることで、アジア各国で得られたグループ会社の利益を配当という形でシンガポールに集約させることが可能となる。この資金を使ってアジアへの再投資に回すことも可能で、日本の親会社が配当という形でさらに吸い上げることもできる。アジアへの再投資に回す場合は、日本の親会社まで資金を還流させるよりは低税率国のシンガポールに資金をプールさせておいた方が税務メリットが大きいと言えるし、日本の親会社に配当という形で支払う場合でも、かかる配当金の支払いに関してはシンガポールにおける課税（源泉税）対象とならないため、追加の税負担は発生しない。つまり、シンガポールに中間持株会社としての地域統括会社を置くことで、税の負担増を避けながらグループ会社内のキャッシュマネジメントを効率的に実行することができ、この点においてもシンガポールの統括会社に持株会社の機能を持たせるメリットがあると言える。

それに加えて、インドネシアの外資規制上、2014年のネガティブリストの改正により、アセアン諸国からの投資については他の外国からの投資よりも緩和された外資規制が適用される業種が増加した。具体的には、映画広告業、国際海上輸送業、貨物積卸業および診療・看護サービス事業などが挙げられる。特に映画広告業は、これまで一律外国資本による投資が禁止されていた事業であったが、今回の改正によりアセアン加盟国からの投資のみ51%を上限として認められることになった。なお、ここでいうアセアン加盟国からの投資に、例えば日本企業の現地子会社による投資が含まれるかどうかという点が問題になるが、投資調整庁の口頭での説明によれば、投資調整庁が確認するのは投資ビークルの登記国がどこかという点のみであり、その株主の国籍は問わないとのことであった。従って、例えば日本法人のシンガポール子会社を経由することで、アセアン加盟国からの投資として緩和された外資規制の下での投資が可能となる。今回のネガティブリストではまだ緩和の程度は限定的であるものの、今後アセアン経済統合の進展に伴い対象業種が拡大していくと思われ、それに従いシンガポールに子会社を設立した上でインドネシアに投資するといった投資ストラクチャーが増えていくことが予想される。

3. 買収手続きの適用可能性

日本の親会社が保有しているインドネシア法人の株式をシンガポールの統括会社に譲渡する場合に注意が必要なのは、インドネシアの会社法上の「買収」に関する規定が適用される可能性がある点である。上述のとおり、会社法上、「買収」とは、会社の支配権の移転を伴う株式の取得と定義されており、それがグループ会社間の株式の移転であっても、過半数の株式の移転が起きる場合には形式的には「買収」の定義に該当することになる。従って、かかる場合には単なるグループ会社内のリストラクチャリングであっても、上述した新聞公告や従業員への通知といった一連の会社法上の手続きを採る必要があるということに留意する必要がある。

インドネシアの会社の買収に際しては、買収対象会社の従業員に対して、買収の事実を

事前に通知することが義務付けられており、かかる通知を受けて退職することを申し出た従業員に対しては、通常の自己都合退職の場合に比べて、法定の算定基準に従って割増しされた退職金などを支払わなければならない。なお、退職を申し出なかった従業員については、雇用主が雇用を継続する限りは退職金やその他の名目での金銭の支払義務を法律上負うことはないものの、労働者（または労働組合）から事実上金銭の要求がなされるケースは散見されるため注意が必要である。

(事例8) 労働組合が賃上げと労働環境の改善を求めてストライキを起こし、会社の出入口を封鎖している。会社はどのように対処すべきか。また、労働組合のストライキに対して会社はどのような対抗策が認められるか。

(回答)

会社の出入口を封鎖し、経営者側を会社に入れられないようにする形態でのストライキは違法であるので、経営者側は雇用契約や労働協約違反に基づきストライキに参加した従業員に対して懲戒処分を下すことができる。また、労働組合のストライキに対して会社が対抗策として会社閉鎖（ロックアウト）を実施することが労働法上認められている。

(論点)

1. 労働組合によるストライキ
2. 経営者側の対抗策

(解説)

1. 労働組合によるストライキ

インドネシアの労働法上、労働者には日本と同様、団結権、団体交渉権および団体行動権（争議権）が保障されている。団体行動権の一つの形態がストライキであり、雇用者との団体交渉が不調に終わった場合に、法の手続きに従って平和的に実施する限度で許容されている。具体的には、労働者および労働組合は、ストライキを実施する7営業日前までにストライキを実施する旨を経営者および労働当局に通知しなければならないとされており、かかる通知を欠いたストライキは違法である。またこの通知には、(i)ストライキの開始および終了の日時、(ii)ストライキの実施場所、(iii)ストライキを実施する理由と原因、(iv)ストライキの責任者（労働組合の組合長および書記）の署名の記載が必要とされている。かかる法的手続きを充足して実施されるストライキは合法であり、経営者側はそれを妨害してはならず、また、ストライキに参加している労働者を社外の別の労働者に替えることや懲戒処分を下すことも許されない。ただ、経営者側は会社の資産の安全を確保するために、ストライキに参加する労働者に対して生産工程活動の現場または会社の敷地内にいることを禁止することができる。

従って、労働組合がストライキを起こす場合、通常は事前の通知がなされるはずであり、経営者側はかかる通知が法定の要件を満たしているか確認し、工場や会社の敷地内にいることを禁止するかどうかの判断をすることになる。

この点、本件事例ではストライキを起こした労働組合側が会社の出入口を封鎖し、経営者側を会社に入れられないような措置を取っており、かかる形態でのストライキは違法と解される。違法なストライキに対しては、経営者側は雇用契約や労働協約違反に基づき当該ストライキに参加した従業員に対して懲戒処分を下すことができる。

2. 経営者側の対応

労働組合の合法的なストライキに対して、経営者側は会社閉鎖（ロックアウト）という対応策をとることが認められている。ロックアウトとは一般に、「使用者が労働争議を有利に導く手段として労務の受領を拒絶し、労働者を事業場から閉め出したりする行為」と解されているところ、インドネシアの労働法上も労働組合との協議が決裂した場合に経営者側が行使できる権利とされている。経営者側がロックアウトを実施する場合には、実施日の7営業日前までに労働者および労働組合ならびに労働当局に対して、(i)ロックアウトの開始および終了の日時、(ii)ロックアウトの理由と原因を記載した書面に会社の経営者が署名して提出しなければならない。

(事例9) 自社の商標を流用した自社製品の模倣品がインドネシアの一部地域で出回っていることが判明した。この流通を差し止めるためにはどのような手段を採ることが考えられるか。

(回答)

商標使用の差し止め訴訟や警察と協働した模倣品の摘発が考えられる。さらに、速やかな証拠の保全および損害拡大の防止を目的として、商事裁判所に対して侵害行為禁止の仮決定を求めることができる。

(論点)

1. 商標制度の概要
2. 商標冒用の差し止め

(解説)

1. 商標制度の概要

商標とは、商品または役務の取引行為に関して使用される標章で、画像、名称、文字、言葉、数字、色彩の結合またはこれらの組合せにより他と識別できるものをいい、商標には商品について使用する標章と役務について使用する標章の2つがある。商標権とは、商標登録簿に登録された商標の保有者または商標の使用について許諾を受けた第三者が有する当該商標を独占的に使用する権利である。

商標権は、法務人権省の知的財産権総局において管理されている商標登録簿に登録することが権利の発生要件である。商標権の侵害に対しては、商標権者または当該商標の使用許諾を受けた第三者は損害賠償および当該商標の使用行為の停止を求める訴えを商事裁判所に対して提起することができる。かかる訴えに対する裁判所の判断は原則訴えの受理日から90日以内に出される。商標権侵害に対しては刑事罰も規定されており、最大で懲役5年および罰金10億ルピアが科される。

2. 商標冒用の差し止め

インドネシアでは、商標が冒用された模倣品が流通するケースは少なくない。インドネシア国内で製造されている模倣品もあれば、中国などの第三国で製造されたものが輸入されてインドネシア国内で販売される場合もある。かかる模倣品の流通は自社のブランドを毀損することになるため、市場での流通を迅速に阻止する必要がある。

原則として、インドネシアではインドネシアにおいて登録された商標でなければ法的な保護は受けられないことから、インドネシアに事業進出するに際しては、自社の商標を可及的速やかにインドネシアの知的財産権総局に登録しておくことが望ましい。

その上で、商標冒用が発見された場合の対応としては、(ア)商標使用の差し止め訴訟、

(イ)警察と協働した模倣品の摘発の2つが考えられる。

商標権者は、商事裁判所に対して侵害者による商標使用の差し止め訴訟を提起することができるほか、速やかな証拠の保全および損害拡大の防止を目的として、商事裁判所に対して侵害行為禁止の仮決定を求めることができる。仮決定については迅速な手続き規定が定められており、申立て後24時間以内に事件の登録がなされ、登録後48時間以内に申立ての受理または却下が決定される。申立人は、申立てに当たり、原則として仮決定の対象となる製品と同額の保証金を預託しなければならない。申立て後の審理は被申立人に秘匿して行われ、仮決定が出された場合、24時間以内に両当事者に通知されて被申立人に反論の機会が与えられる。商事裁判所は、さらに審理を進めたうえ、仮決定後30日以内に、仮決定の是認、変更または取消しのいずれかの決定を行う。仮決定が是認された場合には保証金は申立人に返還され、取り消された場合には被申立人に支払われる。

(事例10) インドネシアで保税工場のライセンスを取得して国外輸出用の製品を製造してきたが、今般インドネシア国内での当該製品の需要増加に伴い、国内販売量が国外輸出量を上回る事態に至った。この場合、どのような対応策を採る必要があるか。

(回答)

保税のライセンスを返納するか、新規に保税地域外に製造拠点を設立するといった対応を検討する必要がある。

(論点)

1. 保税工場における免税措置
2. 保税工場で生産した製品の国内販売の可否

(解説)

1. 保税工場における免税措置

インドネシアには、保税地域に関する財務大臣規程 (No. 147/PMK. 04/2011) (その後の財務大臣規程No. 44/PMK. 04/2012および財務大臣規程No. 120/PMK. 04/2013による改正を含む。) において、保税制度が定められている。同規程に基づきインドネシア国内では複数の地域が保税地域 (Kawasan Berikat) として指定されており、輸出志向型の製造会社などがこの保税地域において保税のライセンスを取得し、インドネシア国外から機械や材料を搬入し、保税地域において製造・加工を行い、製品をインドネシア国外に輸出することで税務上の恩恵を受けられるというのが、保税地域のメリットである。具体的には、保税地域では下記の優遇措置を受けることができる。

- a. 輸入関税、輸入付加価値税、前払法人税および付加価値税の免除
- b. 保税地区間の取引 (輸出向け) について輸入関税、付加価値税および前払法人税の免除
- c. 保税地域外の下請け工場への加工委託、および加工後製品の引き取りに対する付加価値税、贅沢品税の免除

保税のライセンスを得ようとする事業者は、関税総局長に対し申請を行う。申請にあたって、立地場所の土地・建物にかかる権利を示す書面、事業許可その他の許可書および保税地域の運営者からの推薦状の提出が求められる。

2. 保税工場で生産した製品の国内販売の可否

保税地域で生産された製品は、本来は輸出されインドネシア国外向けに販売されることが想定されており、だからこそ、上記のような税務上の恩恵を受けられることになってい

る。ただし、一定割合の製品については保税地域より国内課税地域への販売も許容されており、現行制度上、完成品については前年の輸出総額および他の保税地域への引渡額の50%を上限として、中間財については当該年度の総生産額の60%を上限として、それぞれ国内課税地域への販売を認めている。

従って、本件事例においても上記の上限を超えない範囲であれば国内への販売は適法であるが、これを超えて国内への販売を行うことは保税のライセンスの取消事由に該当するため注意が必要である。当初は国外需要をターゲットにしていたのがインドネシアの国内需要の伸びにより国内売上げが増加しているような場合には、保税のライセンスを返納するか、新規に保税地域外に製造拠点を設立するといった対応を検討する必要がある。

(事例11) インドネシアの取引先に80万米ドル相当の建設重機の販売を予定している。相手方は3カ月毎の計4回の割賦払いでの決済を申し入れてきているが、その場合、どのような手法で債権保全を図ることが考えられるか。

(回答)

保証、担保権設定および所有権留保といった手法が考えられる。ただし、所有権留保は、インドネシアに拠点を持たない場合には有事において迅速な対応が難しいであろう。

(論点)

1. 現地法人の設立の要否
2. 保証と担保権
3. 所有権留保

(解説)

1. 現地法人の設立の要否

インドネシアの取引先に自社製品を販売する場合、現地法人の設立の要否が問題になる。投資法上の原則は、インドネシア国内で事業活動を行う場合には、現地で設立された株式会社を通してかかる事業活動を実施しなければならないというものである。ただし、単にインドネシアの取引先に対して自社製品を輸出販売するだけであれば、取引自体はインドネシア国外で行われたものとみなすことで、インドネシアでの現地法人の設立は必ずしも必要ないという結論になる。実際にそのような理解のもと、現地拠点を持たずに自社製品をインドネシアの取引先に販売しているケースは多数ある。この場合に注意しなければならないのは、現地拠点が無い場合には、インドネシア国内での事業活動を行うことができないため、例えば製品のインドネシアでの輸入通関手続きや、製品の据付・修理・メンテナンスなどの業務についても原則自社で行うことはできない。輸入通関手続きについてはインドネシアの取引先自らやってもらうか、輸入商社などに別途依頼をするといったアレンジが必要になる。また、製品の据付・修理・メンテナンスなどのアフターサービスについては、日本から出張ベースで現地に人を派遣して対応されるケースが実務的には多いと思われるところ、この場合も現地での就労ビザを取得する必要がある。

2. 保証と担保権

日本企業がインドネシアの取引先と取引をする場合に、自社製品を割賦で販売した際に発生する売掛債権をどのように保全するかという点を常に検討する必要がある。具体的な方法としては(i)保証や担保権の設定を受けることと、(ii)所有権留保の2つが主に考えられる。担保権については抵当権または信託担保権の2つが利用可能である。詳細についてはいずれも事例4の解説において既述のとおりである。

3. 所有権留保

担保権を設定することなく売買代金債権を保全する手段として実務上よく利用されるのが所有権留保売買である。割賦販売契約等においても利用され、売買代金が完済される時点で売買の目的物の所有権が買主に移転するというものである。インドネシア民法上は所有権留保売買に関する規定はないものの、インドネシア法上、当事者の合意としては有効と解されている。民事保全・執行手続きが必ずしも十分に機能していない状況下では、担保権を設定して不履行があった場合には担保実行により債権を回収するという正攻法の回収よりも、売買取引において債務不履行が生じた場合には直ちに売買の対象物を引き上げるといったより直截的な手段を採る方が実務的には回収可能性が高い場合も少なくない。

担保権の設定と比べて所有権留保による債権保全を行う際の注意点は、登記・登録などによる公示の手段がないという点である。従って、買主が売買代金を完済していないにもかかわらず、第三者に対して当該売買の目的物を転売した場合、売主は当該第三者に対して目的物の所有権を主張できるかという点が問題となる。この点、インドネシア民法は、他人の財産の売買は無効であると規定しており、売買の目的物が他人の物であることを買主が知らなかった場合には、売主は買主に対して当該売買に伴う費用、損害および利息を賠償する責任を負うとされている（民法第1471条）。しかし他方で、動産の占有は完全な所有権の証拠となるものとするとの規定が置かれている（民法第1977条）。両規定の関係をどのように考えるべきか問題となるが、売買の目的物が動産の場合には、当該目的物が他人の物であることにつき善意無過失の買主は当該目的物の所有権を取得し、真の権利者は所有権を失う帰結となると解されている。

本件事例においても、売買の目的物である建設重機の所有権を代金完済までの期間自社で留保しておき、債務不履行が生じた場合には直ちに当該目的物を引き上げる権利を盛り込んだ割賦販売契約を締結することは、実務的な債権保全手段としては有用であろう。ただし、債務不履行時には迅速に目的物を回収するべく日常的に債務者の財務状況などをモニタリングしておく必要があるところ、インドネシアに拠点を持たない場合には有事において迅速な対応が難しく、従って、所有権留保取引よりは売買目的物に対する信託担保権の設定という手段の方が妥当な場合も多いと考えられる。

(事例12) 日本の親会社から現地子会社へ親子ローンを提供するに際して、現地子会社の財務状況が良くないことから無利息での貸付を検討している。法律上または税務上何か問題があるか。

(回答)

日本の会社法に基づく親会社取締役の善管注意義務違反、日本側での移転価格税制が問題となりうる。

(論点)

1. 独立当事者間取引の原則
2. 親子ローンの利息に係る源泉税と日伊租税条約

(解説)

1. 独立当事者間取引の原則

インドネシアに現地子会社を設立した後、日本の親会社と現地子会社との間で取引が行われることは少なくない。現地子会社の資金調達目的での貸付取引（親子ローン）、現地で製造した製品の販売取引、技術支援、および知的財産を親会社から現地子会社に提供する場合の技術支援取引やライセンス取引が代表的な親子間の取引類型であろう。

これらの親子会社間の取引を行う場合の契約条件は、子会社であることを理由に親会社または子会社に有利な条件が設定されることがあるが、これについては(i)取締役の善管注意義務と(ii)移転価格税制の2つの観点から注意が必要である。

株式会社は営利法人であり、株式会社の取締役は自社の利益を最大化させられるよう業務を行うことが日本の会社法上も義務付けられている。これは親子会社であっても別法人である以上はこの原則が当てはまり、従って親子会社間の取引であっても独立当事者間で取引が行われる場合と基本的には同じ条件で取引がなされるべきということになる。

では、親会社が現地子会社に対して無利息貸付を行う場合に具体的に何が問題になるか。

(i)取締役の善管注意義務という観点からは、親会社が本来得るべき利息収入を受領せずに無利息で貸し付けるという経営判断の合理性が問題となる。この点、現地子会社が100%子会社である場合には、経済的には完全に連結して考えることができ、事実上合理性が問われる可能性は低い。他方、現地子会社がインドネシア企業との合弁会社であるような場合には、実質的にはインドネシア企業に対して利益の一部が移転しているとも評価できることから、その合理性が問題になる可能性が生じる。

(ii)の移転価格とは、親子会社間を含めた直接または間接の支配関係にある海外関連企業との取引において、関連企業以外に対する取引価格と異なる価格を設定することを意味する。移転価格により、海外関連企業に所得を移転させることが可能であるため、これを防止する税制が移転価格税制である。移転価格税制は、各国により若干の差異はあるもの

の、関連企業との間で独立当事者間取引における取引価格と異なる価格により取引が行われた場合に当該取引が独立当事者間の取引価格で行われたものとみなして所得の額を再計算するものである。本件事例においては、親会社が現地子会社に無利息で貸付を行っていることにより、親会社の所得が減少しているとみられるため、日本の移転価格税制に基づき、親会社の法人税の計算上の所得は本来得べかりし利息収入があったものとして再計算される可能性がある。

2. 親子ローンの利息に係る源泉税と日伊租税条約

インドネシアの税法上、居住者である借入人が非居住者である貸付人に対して支払う利息には20%の源泉税が発生する。この源泉税については、日伊租税条約により軽減措置がとられており、貸付人である親会社が日本の居住者であることを証明することで、10%に軽減される。かかる居住者であることの証明は、インドネシアの税務当局において備える所定の居住者証明書のフォームをもとに作成し、日本の国税当局において確認を受けた上で借入人に交付し、借入人が税務申告期限までにインドネシアの税務署に提出することで行い、それにより借入人は軽減税率の適用を受けることができるようになる。居住者証明書の有効期間は12カ月間であり、毎年の提出が求められる。

(事例13) あるインドネシアの国営企業から政府調達案件の入札を行う旨の通知があった。当該国営企業の職員から現地子会社にコンタクトがあり、落札させる見返りに入札額の1%を支払う旨の要求があった。この申し出を受けた場合に、どのような法律上の問題が生じるか。

(回答)

インドネシアの独占禁止法上の談合規制違反、汚職撲滅法違反の問題が生じうる。

(論点)

1. 独占禁止法上の談合規制
2. 贈収賄規制における公務員の範囲

(解説)

1. 独占禁止法上の談合規制

インドネシアの独占禁止法上、事業者が入札手続きにおいて落札するために他の事業者と共謀（談合）することは禁止されており（同法第22条）、これに違反した事業者には、50億ルピア以上250億ルピア以下の罰金または5カ月以内の禁錮が科されうる（同法第48条第2項）。

インドネシアでは、不公正取引を取り締まる機関であるKPPUが2000年に設置されて以降、精力的な摘発を続けており、過去10年間で摘発件数は200件以上、制裁金は合計1兆ルピアの実績を有している。そのうち摘発案件の8割は政府調達案件（官製談合）であることから、政府調達案件での入札手続きに参加する際には注意が必要である。

2. 贈収賄規制における公務員の範囲

汚職撲滅法で規定されている贈賄の客体となり得るのは、公務員（Government Official）および国家職員（State Organizer）とされており、その定義については、おおむね以下のとおりである。

(1) Government Official

公務員のガイドラインに関する法律または刑法においてそれぞれ“Governmental Official”として定義される政府職員、国または地方予算から給与を受け取っている者、国または地方予算から援助を受けている法人から給与を受け取っている者、国または公的機関の資本または資金を使用している法人から給与を受け取っている者をいう（汚職撲滅法第1条）。

(2) State Organizer

行政、立法または司法権を行使する国家職員、およびその主要な職務が適用法令に基づき国家組織に関連するその他の職員（国家職員に関する法律第2条）。いわゆる公務員に加えて、国営企業や地方公営企業など営利企業であっても国や地方公共団体の資本が入っている組織の役職員についても贈賄の客体になり得る点に留意する必要がある。

なお、公務員・国家職員に対して提供が禁止されている贈り物には、金銭に限らず、品物、割引、手数料、無利息貸付、旅費、宿泊費、観光旅行およびその他便宜供与なども含まれ、受領場所も国内外を問わない。1,000万ルピア以上の贈り物に関しては、贈り物を受領した者が賄賂性のないことの立証責任を負い、1,000万ルピア未満の贈り物に関しては、検察側が賄賂性の立証責任を負うとされており、1,000万ルピアを境に立証責任が転換されている。ただし、これは賄賂性の立証の問題に過ぎず、賄賂性の有無は金額の多寡で決まるものではなく、どんなに低額の贈り物でも贈賄の構成要件に該当する可能性があることに留意する必要がある。

(事例14) インドネシアで製造する自社製品に構造上の欠陥があることが判明し、一定時間以上稼働を続けると部分的に高熱を帯びるといったクレームが複数寄せられている。どのような対応を採る必要があるか。

(回答)

製品の使用者である消費者に損害が生じた場合には、消費者保護法に基づき、損害を賠償する必要がある。賠償の方法は、返金、商品・サービスの交換、治療、保険金の支払い等である。監督官庁からリコールを命じられた場合には、製品の回収を行う必要があるが、かかる命令を待たずに自主的に製品回収を行うことも考えられる。製品の買主が消費者でない場合であっても、民法上の瑕疵担保責任に基づき売買代金の返還その他の補償を行う必要がある。

(論点)

1. 消費者保護制度
2. リコール制度
3. 民法上の責任

(解説)

1. 消費者保護制度

インドネシアの消費者保護法は、消費者契約に関連する事項に加え、不当景品・不当表示規制および製造物責任などを規定する消費者の利益保護を目的とした総合的な法律である。

本法の規制の対象となる「事業者」は、インドネシア国内において事業を行う個人、法人その他の団体である。また、規制の対象は商品およびサービスであるが、「商品」には、有体物・無体物、動産・不動産および消費財・耐久財の区別を問わず消費者が使用しうるあらゆる物が含まれる。

消費者保護法に基づく製造物責任として、事業者は製造または販売した商品・サービスの使用に起因して消費者に生じた損害を賠償する義務を負う。賠償の方法は、返金、商品・サービスの交換、治療および保険金の支払いなどである。

2. リコール制度

インドネシアの消費者保護法は、事業者は法定の基準を満たさないまたは表示に合致しない商品の提供をしてはならないと定め、かかる定めを違反した事業者に対しては商品の回収を義務付けるとしている。さらに、商業大臣規則No. 20/M-DAG/PER/5/2009は、流通している商品に対する検査と検査結果により不適合と認められた商品の強制的なリコールについて規定している。このほか、薬品や化粧品など商業省以外の官庁の監督下にある商品

については監督官庁が特別のリコール制度を設けている場合がある。

事業者が自主的にリコールを実施する場合の手続きは法定されていない。

3. 民法上の責任

インドネシアの民法上、物の売主は買主に対して、売買目的物の隠れた瑕疵につき担保責任を負う（民法第1491条、第1504条ないし第1506条）。売買目的物に隠れた瑕疵があった場合、買主は当該目的物を売主に返還して売買代金の返還を受けるか、または当該目的物を受け入れつつ、専門家による助言を受けて裁判官が決定する金額を売買代金の一部から償還を受けるかの選択をすることができる（民法第1507条）。任意規定であり、当事者はかかる義務を拡張または縮小することができ、売主はいかなる瑕疵担保責任も負わないとする契約も有効である（民法第1493条）。ただし、売主がいかなる瑕疵担保責任も負わない旨約定した場合でも、売主自身の行為によるものについては責任を免れず、かかる責任をも免除する旨の契約は無効となる（民法第1494条）。

本件事例においては、製品の不具合は通常当該製品が満たしておくべき性能を欠いていると立証することにより、買主は製品と引き換えに売買代金の返還を請求することができる。

瑕疵担保責任に基づく権利行使期間についてインドネシア民法は、かかる請求に関する訴訟は、瑕疵の性質に応じ、かつ売買の行われた土地の慣習を考慮して、「短い期間内」に提起しなければならないと規定するのみで（民法第1511条）、具体的な期間につき何らの言及もないことから、実務的には請求があった場合には対応を迫られることになる。

また、売買代金以外の損害などの賠償については、次のように定められている。すなわち、売主が売買目的物の瑕疵を知っていた場合は、受領した代金の返還に加え、買主が被った費用、損害および利息の賠償をしなければならない（民法第1508条）。売主が瑕疵を知らなかった場合には、受領した代金の返還のほか、買主が負担した売買および引渡しに関する費用を償還しなければならない（民法第1509条）。売買目的物の隠れた瑕疵のために当該目的物が滅失した場合には、売主は受領した代金を買主に返還するとともに、瑕疵の存在の知不知の別により民法第1508条または第1509条に基づく賠償または費用の償還をする義務を負うことになる（民法第1510条）。

(事例15) インドネシアの現地子会社の収益を日本に環流させたい。配当で吸い上げる場合に必要手続きおよび、配当以外にロイヤリティや技術支援料等で吸い上げる場合の問題点があれば説明してほしい。

(回答)

株主総会決議に基づき、会社の純利益から法定準備金の積立額を控除した残額を株主に配当することができる。ロイヤリティや技術支援料等で吸い上げる場合には、これらのフィーが独立当事者間取引で設定されうる取引価格と齟齬がある場合には、税務上のリスクが生じうる。

(論点)

1. 配当手続き
2. ロイヤリティ・技術支援料

(解説)

1. 配当手続き

会社法は、会社の純利益（税引後の利益）の処分について準備金の積み立て等一定の義務を課している。そしてかかる積立額を控除した後の純利益については、株主総会の決議に基づき配当として株主に対して還元することができる（会社法第71条第2項）。準備金の積み立ておよび積み立て後の純利益の配当の手続きは、それぞれ以下のとおりである。

(1) 準備金の積み立て

会社は、事業年度毎に累積ベースで黒字を計上している場合には、純利益のうちの一定額を法定準備金として積み立てなければならない（会社法第70条第1項および第2項）、かかる法定準備金の積み立ては、法定準備金の額が払込資本額の20%に達するまで行わなければならない（同条第3項）。会社法では法定準備金に関する規定のみ置かれているが、会社がその経営判断として、株主総会の決議に基づき法定準備金以外に任意に会社内に純利益の一部を留保することは当然可能である。そういった内部留保がある場合には、法定準備金以外の内部留保が先に会社の損失に補填され、法定準備金を使って補填するのは、そういった任意に留保していた資金による補填でもカバーできない部分への補填に限定される。

各事業年度において、会社の純利益から法定準備金として積み立てる金額は、株主総会の決議によって定める（会社法第71条第1項）。法定準備金が払込資本額の20%に達するまでは毎年の積み立てが義務付けられるが、その金額については特段の定めはなく、株主総会の決議に一任されている。法定準備金が20%に達した以降の事業年度では、会社法上の積立義務はない。

(2) 純利益の配当

会社の純利益から法定準備金の積立額を控除した残額については、株主総会によってその処分が決議される（会社法第71条第1項）。株主に対して配当として分配するのが原則であるが（同条第2項）、その全部または一部を将来の事業拡大や損失の補填等のために社内に留保しておくことや、役員や従業員に対して特別賞与として交付する旨決議することも可能である。なお、会社が累積赤字を計上している場合、会社法はまずはその累積赤字を解消することを求めており、累積赤字に補填した後も純利益が残る場合には、法定準備金の積み立ておよび株主への配当その他の用途に使用することを許容している（同条第3項）。

株主への配当は会社の各事業年度における純利益の額が確定した段階、すなわち財務諸表が承認される年次株主総会において決議されるのが原則であるが、会社法は、特に定款で定めた場合に限り事業年度が終了する前に中間配当を行うことを許容している（会社法第72条第1項）。中間配当は、期末配当と異なり株主総会の決議は不要で、取締役会の決議をコミサリス会で承認することで実施することが可能である（同条第4項）。ただし、中間配当は、会社の純資産額が払込資本額および法定準備金の合計額を下回らない限度で行わなければならない、かつ、会社債権者に対する債務不履行や会社の事業活動の停滞をもたらすような中間配当は許されない（同条第2項および第3項）。中間配当を実施した結果、会社がその事業年度末時点において損失を計上することとなった場合には、株主は受け取った中間配当を返還しなければならない（同条第5項）、仮に株主が中間配当を返還できない場合には、取締役会およびコミサリス会が連帯して補填義務を負う（同条第6項）。

会社が配当決議を行ったにもかかわらず、5年以内に受け取りがなされない配当については特別積立金に繰り入れられ（会社法第73条第1項）、特別積立金に繰り入れられた後の配当の受け取り方法については株主総会決議によって定められる（同条第2項）。なお、10年以内に受け取りがなされない配当については、その権利は会社に帰属する（同条第3項）（この場合、会社は雑収入として記帳する）。

2. ロイヤリティ・技術支援料

インドネシアの現地子会社の利益を親会社に環流させるもう一つのやり方がライセンスに伴うロイヤリティや技術支援料の支払である。現地子会社がインドネシア企業との合弁会社である場合、配当によると株式保有割合に応じてインドネシア企業にも利益を分配することになることから、親会社から知的財産のライセンスや技術やノウハウの提供をすることの対価を収受することで利益を吸い上げるというやり方が考えられる。

インドネシアの所得税法上、非居住者である親会社に対するロイヤリティや技術支援料の支払は20%の源泉税が課されることになるところ、ロイヤリティの支払については日伊租税条約に基づき税率は10%に軽減されている。

なお、ここでのフィーの設定についても、独立当事者間取引で設定されうる取引価格と齟齬がある場合には、税務上のリスクが生じることに留意する必要がある。インドネシア

の移転価格税制は、関連者間において独立当事者間取引の水準から逸脱した取引価格で取引が行われている場合には、国税総局に納税者の益金または損金を再計算する権限を与えている。ここで「関連者」とは、直接もしくは間接に25%以上の資本関係がある場合の取引当事者、または直接もしくは間接に経営もしくは技術を通じた支配関係がある場合の取引当事者をいう。現地子会社から親会社に対して支払われるロイヤリティや技術支援料の額が独立当事者間における取引価格に比して過大であると評価された場合には、現実に支払われた額にかかわらず、かかる取引から生じる現地子会社の所得税の計算上の損金は、国税総局が認定する額に減額される結果となる。租税当局の立場から見た場合、移転価格税は比較的主張しやすい性質の租税であるのか、インドネシアを含めて新興国では頻繁に移転価格税制に基づく追徴課税がなされているので注意が必要である。

(事例16) インドネシアの取引先が債務超過に陥り破産申立を行った旨の通知を受領した。当該取引先には20万米ドル相当の売掛債権を有している。(i)取引先に対して10万米ドルの買掛債務を負っている場合、(ii)取引先の不動産に抵当権を設定している場合、それぞれどのような債権回収が可能か。

(回答)

(i)取引先に対して有する売掛債権が取引先の破産宣告前に発生していたものである場合には、対当額で相殺権を行使することができ、これによって実質的に10万米ドルの債権を他の一般債権者に優先して回収することができる。

(ii)破産者の不動産に抵当権を設定している債権者は、破産手続きにおいては別除権者として当該抵当権の対象物から他の債権者に優先して破産手続きによらずに債権を回収することができる。

(論点)

1. 債務者破産時における相殺の可否
2. 破産手続きにおける抵当権者の扱い

(解説)

1. 債務者破産時における相殺の可否

インドネシアの破産法上、破産者に対する債権債務を有する者は、破産宣告の前に発生した債権債務、または破産宣告の前に行われた破産者との取引に基づいて発生した債権債務に関して、相殺権を行使することができる（破産法第51条）。

従って、本件事例では、取引先に対して有する売掛債権が取引先の破産宣告前に発生していたものである場合には、対当額で相殺権を行使することができ、これによって実質的に10万米ドルの債権を他の一般債権者に優先して回収できることになる。残額の10万米ドル分の売掛債権については、他の一般債権者と同様破産債権として破産財団から債権額の割合に応じて返済を受けることになる。

2. 破産手続きにおける抵当権者の扱い

インドネシアの破産法上、破産者の不動産に抵当権を設定している債権者は、破産手続きにおいては別除権者として当該抵当権の対象物から他の債権者に優先して破産手続きによらずに債権を回収することが認められている（破産法第55条）。ただし、抵当権の実行は破産宣告の日から最長で90日間制限され、この制限期間中に破産管財人は、抵当権者の利益保護を条件として、破産者の事業継続のために当該不動産を使用し、または売却することができる（同法第56条）。これに対して、抵当権者は制限の解除または変更を破産管財人に対して求めることができ、破産管財人がこれを拒否した場合には、監督裁判官に対

して制限の解除または変更を申し立てることができる（同法第57条）。

抵当権者は、和議案の否決等により破産者が支払不能とされた後2カ月以内に抵当権を実行しなければならない。この期間経過後は、破産管財人は抵当権者の権利に留意しつつ法定の手続きにより抵当不動産を売却する。また、破産管財人は、抵当不動産の市場価格または被担保債権額のいずれか少ない額を抵当権者に支払うことで当該抵当権を消滅させることができる（同法第59条）。

(事例17) インドネシアの現地子会社の業績悪化に伴い撤退を検討している。どのような手続きが必要か説明してほしい。

(回答)

事業撤退の手法としては、事業売却と事業の終結とが考えられる。事業の売却は、株式譲渡により行われるため、会社法の株式の譲渡に関する規定および株式会社の買収に関する規定が適用される。事業の終結は、会社法に基づき会社を解散させ清算の手続きを行うことになる。

(論点)

1. 事業撤退の手法
2. 事業売却による撤退
3. 事業の終結による撤退

(解説)

1. 事業撤退の手法

外国資本がインドネシアでの事業から撤退する場合、代表的なものとして、(i)当該事業を第三者に売却することにより撤退するケースと、(ii)当該事業を完全に終結させ、株式会社の場合であれば会社の清算を行い、駐在員事務所の場合であれば事務所を閉じるケースが考えられる。外国資本が内国資本との合弁でインドネシアで事業を行う場合には、当初の合弁契約を結ぶ段階で撤退の場面も想定しておくことが望ましい。

2. 事業売却による撤退

事業売却により撤退する場合、当該事業を行う法人自体は維持されることから既存の契約関係を終了させる必要はなく、通常は当該事業を行う株式会社の株式を第三者に譲渡することにより撤退することになる。国内資本との合弁で事業を行う場合には、あらかじめ合弁契約に株式の処分についての規定（たとえば、当該合弁相手の株式買取りの優先権（いわゆるfirst refusal right）など）がおかれていることも多く、その内容に注意が必要である。

株式譲渡に関しては会社法の株式の譲渡に関する規定および株式会社の買収に関する規定が適用される（ただし、株式会社の買収に関する規定が適用されるのは、当該株式の取得が株式会社の経営権の取得を目的とする場合のみである。）。また、外国資本によって保有されている株式会社の株式を譲渡する場合には、譲渡先が外資か内資かにかかわらず、投資調整庁の許可が必要になるケースがあることに留意する必要がある。

3. 事業の終結による撤退

既存の事業を終結させる形で撤退する場合、株式会社であれば会社法に基づき会社を解散させ清算の手続きを行うことになる。撤退の場面においては、会社が自らの意志に基づき会社を解散させ清算手続きを行うことになるため、株主総会決議に基づき解散決議を行うことになる。この解散決議は、定款で加重していない限り、4分の3以上の株式を保有する株主が出席し、出席株式数の4分の3以上の賛成により決議される。

解散決議がなされた場合、清算人が会社の清算を行わなければならないが、会社自身は清算事務を処理するために必要とされる場合を除いて法的な行為をなすことが禁じられる。解散決議以降は、清算人による会社の資産および負債の確認、会社債権者への債務の弁済ならびに残余財産の株主への分配などが完了し、株主総会に対する報告および総会による免責の決定がなされた時点で清算人は法務大臣に清算終了報告を行い、大臣が法人格消滅を登記しその旨公告することで清算手続きが完了する。

清算人は株主総会で選任される（選任しない場合は取締役会が清算人の役割を果たす。）ところ、通常は取締役が清算人に選任されることが多いと思われる。清算手続きを迅速に進めるためにも、解散決議前に既存の契約関係の終了、債権債務関係の清算および雇用契約の終了（解雇）といった手続きを行っておくことが望ましい。特に、会社都合により雇用関係を終了させる場合は実務的に労使間の紛争が起きることが多く、慎重な対応が必要である。

加えて、実務的に撤退の場面で注意を要するのは税務当局との関係である。会社を清算して撤退する場合には、当該会社に割り当てられていた納税者番号を税務当局に返納する手続きを取ることになり、その際に過去に遡って納税が適切になされていたかの審査がなされる。仮に税務当局に納税漏れがあると判断された場合には、不足分について追徴の手続きが取られる（なお、会社の清算手続きをせず、納税者番号も返納せずに会社を休眠状態のままにして撤退するという方法も考えられるが、将来的にインドネシアで再度事業を行う可能性がある場合には、これらの手続きを適切に踏んでおくことが肝要であろう。）。

(事例18) 製造業で進出した現地子会社が行える商流と、提供可能な役務について教えて欲しい。

(回答)

卸売業者に対する製品の販売をすることはできるが、消費者向けの最終製品はライセンスを有する小売業者を通じて消費者に販売しなければならない。

(論点)

1. ネガティブリストの改正
2. 製造業者による販売規制
3. 卸売業・小売業に関する規制

(解説)

1. ネガティブリストの改正

外国投資規制上の規制業種一覧（通称ネガティブリスト）が2014年4月に改正され、これまで100%外国資本による参入が認められていた卸売業（Distribution）について外資出資比率の上限が33%に設定された。小売業については以前から原則外資の参入は認められていなかったため、外国企業が自社製品をインドネシア国内で販売する場合には、インドネシア国内に輸入業務および卸売業務を行う100%子会社を設立し、当該子会社からインドネシアの現地小売業者や代理店に販売し最終消費者に届けるという商流が一般的であった。今回の改正により、卸売業務についても自社資本で行うことが難しくなり、実務的にも大きな影響のある変更と言える。そこで現行ネガティブリストにおいて、流通販売に関する外資規制と製造業者が行いうる販売行為の範囲について整理する。

2. 製造業者による販売規制

製造業はインドネシア国内外から調達した原材料を使って特定の製品を製造することを業とするものであり、原則100%外国資本による参入が認められている業態である。そして製造業は製造した製品を販売することが当然に想定されている業態であることから、インドネシア国内で製造した製品を自ら販売できるというのが基本的な考え方であった。その場合に、(i)インドネシア国内で製造している製品に加えて、国外で製造した自社製品を完成品として輸入して販売することができるか、(ii)製造した製品の卸売だけでなく小売りまで行うことができるか、の2点を実務上の関心の高い事項と思われる。

この点、(i)製造業者が取得できる輸入ライセンスは、API-Pと呼ばれる原材料や工場機械を輸入することができるライセンスであり、完成品の輸入については試験製品と補完品の2つに限定されている。補完品とはインドネシア国内で製造している製品のアクセサリやアフターパーツなどが想定されており、全く分野の異なる自社製品の輸入というのは本

来は想定されていない。また、(ii)製造業者が販売における商流のなかで自ら行うことができるのは、卸売業者に製品を販売する行為であり、消費者向けの小売りについては現地の代理店や小売業者を通じて販売しなければならないとされている。

なお、販売した製品の不具合が生じた場合などの修理やメンテナンスサービスは小売業者が対応することになり、製造業者が消費者に対してそういったサービスを直接提供することは製造業の事業範囲を超えていると解するべきであろう。

3. 卸売業・小売業に関する規制

また、2014年4月のネガティブリストの改正によって外資出資比率の上限が33%に制限された卸売業 (Distribution) が具体的にどのような事業を意味するのか、整理しておきたい。2014年のネガティブリストの改正直後は投資調整庁内部でも見解が必ずしも統一されていなかったように見受けられたが、現時点ではおおむね以下のように整理されている。

今回外資規制が加えられた卸売業 (Distribution) とは、インドネシア国内で商品・製品を非直接的な販売経路、すなわち最終消費者に対して直接ではなく (小売業者や代理店を通して) 間接的に販売する事業を意味しており、その商品・製品の種類や性質による例外は無く、全ての商品・製品の間接的な販売がこの卸売業に該当すると解される。なお、製品のアフターセールスサービスやパッケージングについてもその事業範囲とすることは可能であるが、これらについては卸売業とは別途ライセンスを取得することが求められる。これにより、ほぼ全ての卸売業に関して33%の外資出資比率の上限規制が適用されることになるが、唯一の例外がマルチレベルマーケティングと呼ばれる事業形態であり、これについては外資規制の上限が95%に設定されている。

小売業については、改正前のネガティブリストで外資に対して閉鎖されていた自動車販売、自動車部品販売、スーパーマーケット (営業床面積1,200m²未満のもの)、ミニマーケット (営業床面積400 m²未満のもの)、デパート (営業床面積2,000 m²未満のもの) などに加えて、新たに織物、化粧品、電化製品、履物、玩具、食料品および飲料の小売業が改正後のネガティブリストに追記された。また、通信販売およびインターネットを介した販売 (いわゆるe-コマース) も内資100%に限ることが明記された。

(事例19) インドネシアで外国人が就労する際の留意点について教えて欲しい。

(回答)

外国人がインドネシア国内において就労する場合には、就労期間が短期間であっても適切な就労ビザを取得する必要があるところ、近年は学歴、年齢、インドネシア語能力なども審査項目となり就労ビザの要件が厳格化されつつある。また、人事関係など一定の役職には外国人が就任できないことにも留意が必要である。

(論点)

1. 外国人の就労
2. 就労ビザの取得
3. 外国人が就任できない役職

(解説)

1. 外国人の就労

外国人のインドネシアでの就労に関しては、入国管理法（2011年法第6号）と労働法（2003年法第13号）およびそれらの施行規則において定められている。インドネシアでは、近年の経済成長に伴い国内の労働市場にも大きな変化が生じている。かつてはインドネシアと言えば、製造業を中心とした安価で豊富な労働力を求める企業の進出が中心であったが、ここ数年の最低賃金の急激な上昇により他のアセアン諸国と比較しても現地労働力の調達においてはアドバンテージを有しているとも言えない状況になりつつある。加えて、外国企業の進出に伴い外国人就労者が増加したことで、インドネシア人の雇用機会が奪われているという国内からの批判が強まりつつある。こうした国内世論を受けて、インドネシア政府は外国人の就労に対する規制や違反に対する取締りが強化しつつある。

2. 就労ビザの取得

入国管理法は、その下位法令である労働移住大臣令（2013年第12号）において外国人に対して就労許可を発行する要件および手続きの詳細を定めている。同大臣令によれば、就労が許可される外国人は原則以下の要件を満たす者でなければならない。（ただし、取締役・コミサリスに就任する外国人には以下の要件は適用されない。）

- a. 就任予定の役職にふさわしい学歴を有していること
- b. 当該役職に関連する資格を保有していること、または最低5年間の職務経験を有していること
- c. インドネシア人の従業員に対して技能および知識の伝授を行う旨の宣言書を提出していること
- d. インドネシア語でのコミュニケーションができること

同大臣令の施行以降、最終学歴が大学卒業でないと就労ビザが下りないといったケースも見受けられ、従前に比べて就労ビザの取得要件が厳格化されており、d. のインドネシア語の能力試験についても近く実施予定とされている⁶⁰。

上記要件を満たす外国人を雇用しようとする現地法人は、外国人雇用計画書（RPTKA）等の必要書類を労働移住省に対して提出し、当該外国人の外国人就労許可（IMTA）を取得することになる。就労許可の取得に関して最近よく問題になるのは、外国人が就労ビザを取得することなくインドネシア国内で実質的に就労に該当する行為を行ったことで当局の取り締まりを受けるといったケースである。例えば、工場の機械の据付けや不具合が生じた場合のメンテナンスなど、一時的でかつ緊急性の高い作業をインドネシア国内で行う必要が生じる場合がある。そういった場合でも、インドネシアの入国管理法制上は就労許可の事前の取得が必要とされている。ただ、工場機械の緊急のメンテナンスを要する場合など就労許可の発行を待てないという実務上の要請もあるため、就労が本来認められないアライバルビザ（到着ビザ）で入国し、工場で作業をしていたところ当局の立入調査に遭って摘発されるという事例が散見される。（運用上実務のニーズに答えられていないという問題はあつたものの）上述の労働移住大臣令（2013年第12号）に規定されている一時的業務のための就労ビザや緊急性を有する業務のための就労ビザを利用すべきである。

3. 外国人が就任できない役職

労働法は、外国人が人事業務およびその他特定の役職に就任することを禁止しており、労働法の下位法令である2012年労働移住大臣令（2012年第40号）において、人事担当取締役、人事部長、労使関係マネージャーおよび人材育成・募集・配置管理者など具体的に外国人の就任が禁止される19の役職が規定されている。かかる労働法上の制約があるにもかかわらず、外国人が例えば総務部長（General Manager）といった肩書きで事実上人事関連業務を扱っている会社も見受けられる。外資企業にとっては人事業務を外国人で掌握しておきたいという実務上のニーズがあることは理解できるものの、人事関連業務は構造上、現地従業員との対立を招きやすい業務であり、そうなった場合には従業員や労働組合による当局への通報により会社が立入検査を受けるといった重い事態に発展する可能性もある。また、実際に人事業務を扱っていた外国人に対して事業所への立入を禁止する処分が出された事例も過去にあることから、外国人の就労に際しては現地法令の遵守が求められる。

⁶⁰ <http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/biznews/54c72b1388f68>

(事例20) インドネシアに拠点を持たない日本企業がインドネシアの現地法人に対してIT関連サービス業務（設備建設業務、コンサルティング業務、運用サポート業務）を提供することは法律上可能か。

(回答)

インドネシア企業と代理店契約やライセンス契約を締結し、当該インドネシア企業を介して現地でのサービス提供を実施することが考えられる。

(論点)

1. 非居住者によるIT関連サービス業務の可否

(解説)

1. 非居住者によるIT関連サービス業務の可否

投資法上、インドネシア国内で事業活動を行う場合には、現地で設立された株式会社を通してかかる事業活動を実施しなければならないのが原則であることは既述のとおりであるが、何をもって「インドネシア国内で事業活動を行う」と見るかは必ずしも明確な線引きがなされているわけではない。ただ、物やサービスを国外から販売・提供する場合には、インドネシア国内で事業を行っているとはみなされず、従って非居住者が行うことも許容されている。従って、IT関連サービスについてもコンサルティングといったサービスの提供だけであれば、国外から提供することも十分可能であり、そのような場合には、現地拠点は不要という場合もあると解される。他方で、単なるコンサルティングの提供にとどまらず、IT関連設備の現地での設置作業や運用開始にあたっての実地コンサルティング、さらに継続的な運用サポートなど現地において実施する必要がある業務を伴う場合には、かかる業務を自前で提供するためには現地法人の設立が必要と解される。仮に非居住者のままこのような業務を提供するためには、インドネシアの現地IT企業と代理店契約、ライセンス契約、業務提携契約等を締結し、当該インドネシア企業を介して現地でのサービス提供を実施することが考えられる。この場合に自社の技術者を現地に派遣する必要がある場合には、パートナーとなる現地企業に出向するようなアレンジで就労ビザを取得するという方法が考えられる。

ビジネス法規ガイドブック（インドネシア）

2015年2月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2015 JETRO. All rights reserved.